

# 清須市地域防災計画

## － 3 災害応急対策計画－

(風水害等災害・地震災害)



## 3 災害応急対策計画

---

### 第1編 風水害等災害応急対策

#### ■あらし

全体として、26の章から構成される。風水害等により多くの被害が発生した場合に、市及び防災関係機関のなすべき事項について、概ね対策実施上の緊急度の高い順に配列している。

第1章～第3章では、災害発生時における応急対策実施のコントロールタワーとなり、活動の主力となるべき行政機関の側の迅速な緊急体制確立のために必要な分担・手順・取決めに関し記載している。

第4章～第13章及び第22章～第26章では、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策について、個別の応急対策項目を記載している。

また、第14章～第21章では、特殊災害等への対応策、関係機関との協力体制等について記載している。

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。市は、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。
- この章においては、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部としての指揮命令系統の確立を最優先とし、「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」「地区連絡所」の設置に関する手順、各部門の人員・資機材等の柔軟な運用調整の実施について記載する。
- 各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭におく。特に、「職員の配備・動員」に関しては、大規模で同時多発的な被害の発生した事態に際しても迅速な対応を行えるよう、また2・3次的被害の未然防止を図るよう配慮する。

### 第1節 災害対策本部の設置・運営

#### 1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

##### (2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

#### 2 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報

収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

また、水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議を行う。

附属資料	第5 条例・規則等
	1 清須市防災会議条例
	2 清須市防災会議運営要綱

### 3 市災害対策本部

#### (1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めるとき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在又は市長に事故ある場合においては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

#### (2) 市災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

附属資料	第5 条例・規則等
	3 清須市災害対策本部条例
	4 清須市災害対策本部要綱

#### (3) 市災害対策本部の設置及び廃止

##### ア 市災害対策本部の設置基準

(ア) 災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

- a 大雨警報
- b 暴風警報
- c 洪水警報
- d 庄内川洪水警報
- e 新川洪水警報
- f 特別警報

(イ) 市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合  
相当規模の災害が発生したとき。

イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

ウ 市災害対策本部の設置の手順

(ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でない認められる場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。

本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

(イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

(ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

エ 市災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

## 第2節 非常配備体制

### 1 各部の体制

各部長は、大規模災害の発生又は発生するおそれがあること（警戒宣言が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、市長若しくは副市長に対し必要な指示の要請その他の助言を行う。

## 2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

区分	指令名	指令基準	配備人員											
警戒態勢	第1警戒配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき ① 大雨注意報 ② 洪水注意報	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員											
	第2警戒配備	(1) 河川の観測所水位が以下の氾濫注意水位を超えたとき <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>氾濫注意水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>水場川</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>五条川</td> <td>春日</td> <td>3.9m</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>枇杷島</td> <td>5.6m</td> </tr> </tbody> </table> (2) 軽微な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき	河川	観測所	氾濫注意水位	新川	水場川	3.0m	五条川	春日	3.9m	庄内川	枇杷島	5.6m
河川	観測所	氾濫注意水位												
新川	水場川	3.0m												
五条川	春日	3.9m												
庄内川	枇杷島	5.6m												
災害対策本部	第1非常配備	(1) 市域に次の警報が1つ以上発表され、災害の発生が予測されるとき ① 大雨警報 ② 暴風警報 ③ 洪水警報 ④ 庄内川洪水警報 ⑤ 新川洪水警報 ⑥ 特別警報 (2) 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員											
	第2非常配備	市内全域にわたる災害若しくは甚大な局地的災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	総合的な応急対策活動に必要な人員											
	第3非常配備	市内全域にわたる大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき	全職員											

■非常配備体制の任務

市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備
地区連絡所	ア 避難所としての地区連絡所の開設 （「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。） ※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡 ウ 地区内の市民の避難誘導 エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力 オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動

3 伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

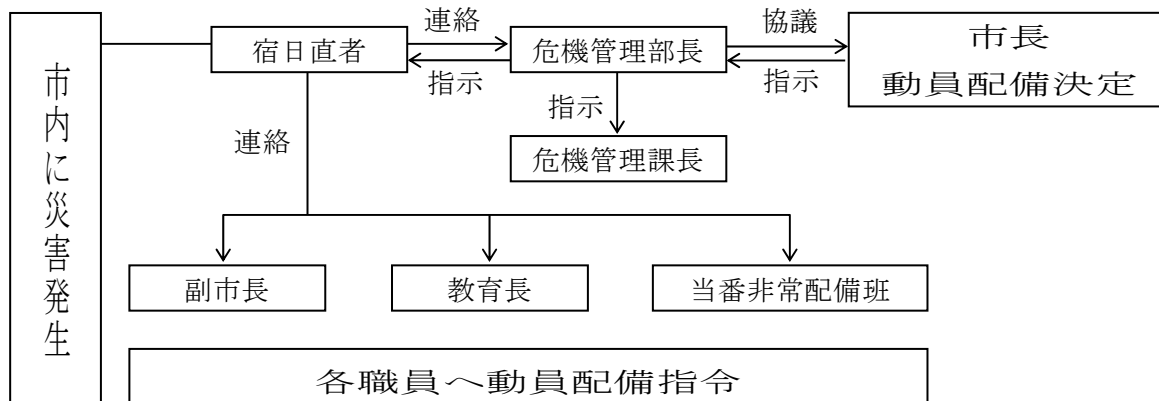
名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

(2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する気象予警報等を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

【夜間・休日の連絡系統】





(3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

(4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制下における活動は次のとおりとする。

ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

## 4 職員の配置及びサービス

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

(3) 職員のサービス

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

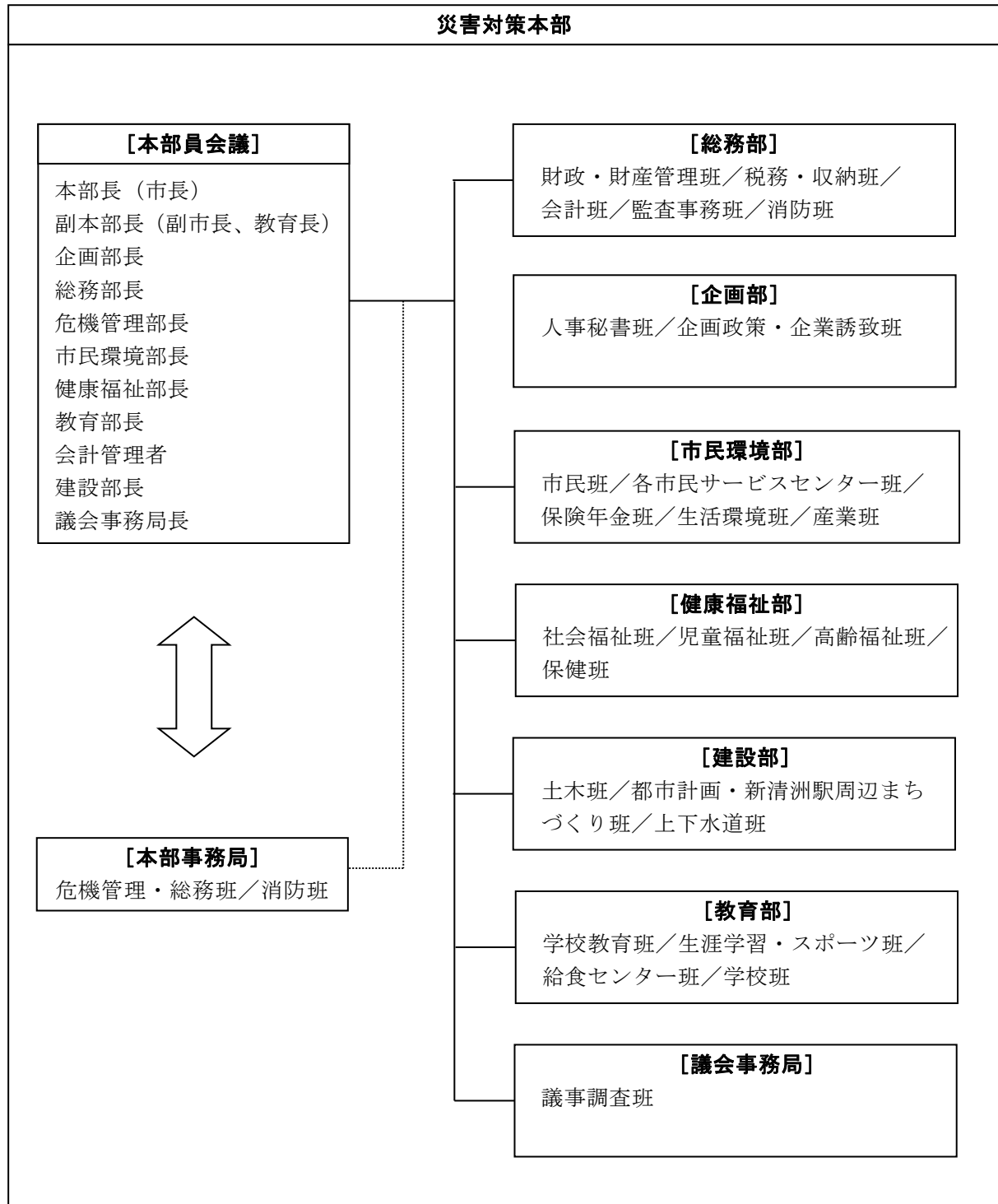
##### ア 主に勤務時間内における遵守事項

- (ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。
- (カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

##### イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。  
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。
- (エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後、直ちに参集場所の責任者に報告する。

災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
危機管理 部・総務 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置、廃止に関する事</li> <li>2 本部会議の運営に関する事</li> <li>3 防災行政無線等の運用に関する事</li> <li>4 被害状況の取りまとめに関する事</li> <li>5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事</li> <li>6 各部との連絡調整に関する事</li> <li>7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>8 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事</li> <li>10 激甚災害指定手続に関する事</li> <li>11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事</li> <li>12 消防及び水防配備体制に関する事</li> <li>13 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
	消防班 (消防団長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び防止活動に関する事</li> <li>2 避難指示等の広報に関する事</li> <li>3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事</li> <li>4 被害状況等の収集に関する事</li> <li>5 行方不明者の捜索に関する事</li> </ol>

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
総務 部	財政・財産管理班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 公有財産被害の取りまとめに関する事</li> <li>4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事</li> <li>5 災害対策費の予算措置に関する事</li> <li>6 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
	税務・収納班 (税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事</li> <li>2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事</li> <li>3 市民税、固定資産税等の減免に関する事</li> </ol>
	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義援金品の出納に関する事</li> <li>2 災害対策資金の出納に関する事</li> <li>3 災害応急復旧資金の出納に関する事</li> </ol>
	監査事務班 (監査課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事</li> </ol>

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
企 画 部	人 事 秘 書 班 (人事秘書課長)	1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 4 職員の動員、配置及び調整に関すること 5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること 6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること 7 職員の公務災害補償に関すること 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関する こと 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
	企 画 政 策 ・ 企 業 誘 致 班 (企画政策課長)	11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 民 環 境 部	市 民 ・ 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 班 (市民課長)	1 被災・り災証明書の発行に関すること 2 避難所との連絡調整に関すること 3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること 4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 5 部内の連絡調整に関すること
	保 険 年 金 班 (保険年金課長)	1 避難所との連絡調整に関すること 2 各種保険給付の支払いに関すること 3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること 4 国民健康保険税の減免に関すること
	生 活 環 境 班 (生活環境課長)	1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 遺体の搜索、検視（調査）、身元確認等に関すること 4 遺体の処理に関すること 5 遺体の安置及び埋火葬に関すること 6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 7 汲取料金の減免に関すること

3 災害応急対策計画

第1編 風水害等災害応急対策

産 業 班 ( 産 業 課 長 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること</li> <li>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること</li> <li>5 家畜の伝染病、防疫に関すること</li> <li>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること</li> <li>7 被災農家の融資に関すること</li> </ol>
----------------------	---

部長：健康福祉部長      部長代理：健康福祉部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
健 康 福 祉 部	社 会 福 祉 班 ( 社 会 福 祉 課 長 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること</li> <li>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する こと</li> <li>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する こと</li> <li>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調 整に関すること</li> <li>7 災害弔慰金等に関すること</li> <li>8 部内の連絡調整に関すること</li> </ol>
	高 齢 福 祉 班 ( 高 齢 福 祉 課 長 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関すること</li> <li>4 介護保険給付の支払いに関すること</li> <li>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>6 福祉避難所との連絡調整に関すること</li> <li>7 介護サービス提供事業者との連絡調整（施設の被害、サービ スの継続状況等）に関すること</li> <li>8 介護保険料の減免措置に関すること</li> </ol>
	児 童 福 祉 班 ( 子 育 て 支 援 課 長 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関すること</li> <li>4 保育園等の休園及び開園の措置に関すること</li> <li>5 保育料の減免措置に関すること</li> </ol>
	保 健 班 ( 健 康 推 進 課 長 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続 状況等）に関すること</li> <li>4 医療資機材、薬品等の調達に関すること</li> <li>5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関 する こと</li> <li>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 感染症予防に関すること</li> <li>8 医療、助産及び健康診査に関すること</li> <li>9 避難所における健康管理に関すること</li> <li>10 医療救護所の開設、運営に関すること</li> </ul>
--	--	---

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
建設部	土木班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市内緊急輸送道路に関すること</li> <li>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 清須市防災協力会への協力要請に関すること</li> <li>4 交通規制に関すること</li> <li>5 水防活動に関すること</li> <li>6 帰宅困難者の支援に関すること</li> </ul>
	都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 帰宅困難者の支援に関すること</li> <li>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>4 建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</li> <li>6 応急仮設住宅の建設等に関すること</li> <li>7 部内の連絡調整に関すること</li> </ul>
	上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>3 飲料水の確保及び供給に関すること</li> <li>4 応急給水活動に関すること</li> <li>5 広域給水応援の受入れに関すること</li> <li>6 帰宅困難者の支援に関すること</li> </ul>

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
教	学校教育班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>2 避難者の誘導及び受入れに関すること</li> <li>3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること</li> <li>4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関すること</li> <li>5 応急教育等に関すること</li> <li>6 授業料等の減免措置に関すること</li> </ul>

3 災害応急対策計画

第1編 風水害等災害応急対策

育 部	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>4 避難者の誘導及び受入れに関すること</li> <li>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>6 部内の連絡調整に関すること</li> </ol>
	給食センター班 (給食センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2 避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>3 避難者の誘導及び受入れに関すること</li> </ol>
	学 校 班 (学 校 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること</li> <li>4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関すること</li> <li>5 休校等の応急措置に関すること</li> <li>6 避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>7 避難者の誘導及び受入れに関すること</li> </ol>

部長：議会事務局長 部長代理：議会事務局次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
議 会 事 務 局	議 事 調 査 班 (議 事 調 査 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること</li> <li>2 市議会議員への広報に関すること</li> <li>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること</li> </ol>



## 第3節 地区連絡所

### 1 方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に開設される避難所等に「地区連絡所」を設置する。

「地区連絡所」は、避難所に一時避難した市民等のための徒歩圏内における身近な「市災害対策本部の窓口」として各種書類の交付や受付け等、市災害対策本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

併せて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示そうとするものである（「プレゼンス効果」という）。

### 2 地区連絡所の設置

#### (1) 地区連絡所を設置するとき

本部長が必要と認めたとき、災害時に避難所が開設される施設、その他本部長が指定する施設において設置する。

#### (2) 地区連絡所の周知

市は、地区連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくとともに、設置したときは速やかにその旨を広報する。

#### (3) 地区連絡所の要員

地区連絡所の要員は、各該当施設所属職員及び避難所開設・運営にあたる職員をもってあてるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

また、夜間・休日等に災害が発生した場合については、市内及び近隣に居住する職員のうちから、特別非常参集職員としてあらかじめ指名する職員をもって、地区連絡所の第1次要員とし初期対応を行う。特別非常参集職員は本部長の指示があるまで地区連絡所の要員として職務を遂行する。

なお、地区連絡所要員となった職員は、宿日直者又は所属部長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた地区連絡所に参集する。

#### (4) 通信施設の整備

地区連絡所には、市災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないように、複数の通信手段を用意する。

## 第4節 職員の派遣要請

### 1 市における措置

#### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

## 第5節 災害救助法の適用

### 1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

(3) 事務委任により想定している各救助事務

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	

医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

## 2 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

## 第2章 避難行動

### ■基本方針

- 被害を最小限に軽減するため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
- 市長は、災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）として、気象予警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努める。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。
- 災害により危険が急迫し、安全を脅かされている市民や来訪者に対して、市長は避難指示を発令し危険地域から安全地域へ避難させる。
- 市は、混乱なく避難できるように避難対策チームを編成するとともに、消防・警察等の各機関の役割分担に関する取り決めを行う。さらに、通勤・通学やショッピング・レジャー等を目的として来訪する不特定多数の人たちからなる施設における昼間時の避難対策については、施設管理者からの避難完了報告をルール化する。

### 第1節 気象警報等の発表・伝達

#### 1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

#### 2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）

(1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む。）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそ

れがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

- (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

### 3 洪水に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。

### 4 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

### 5 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

(1) 中部地方整備局は、木曾川、長良川、庄内川（矢田川を含む。）、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

(2) 県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

### 6 県（防災安全局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により県の出先機関及び市町村に伝達する。

### 7 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

### 8 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

## 9 市における措置

気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。

危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに危機管理部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

## 10 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により必要な措置をとる。

## 11 気象予警報等の伝達系統

次の気象予警報等の伝達は、図1～7のとおり行う。

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等 … 図1

(2) 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報… 図2のア

イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 … 図2のイ

(3) 水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報 … 図3のア

イ 知事の発表する水防警報 … 図3のイ

(4) 水位周知河川の水位情報

(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）…図4

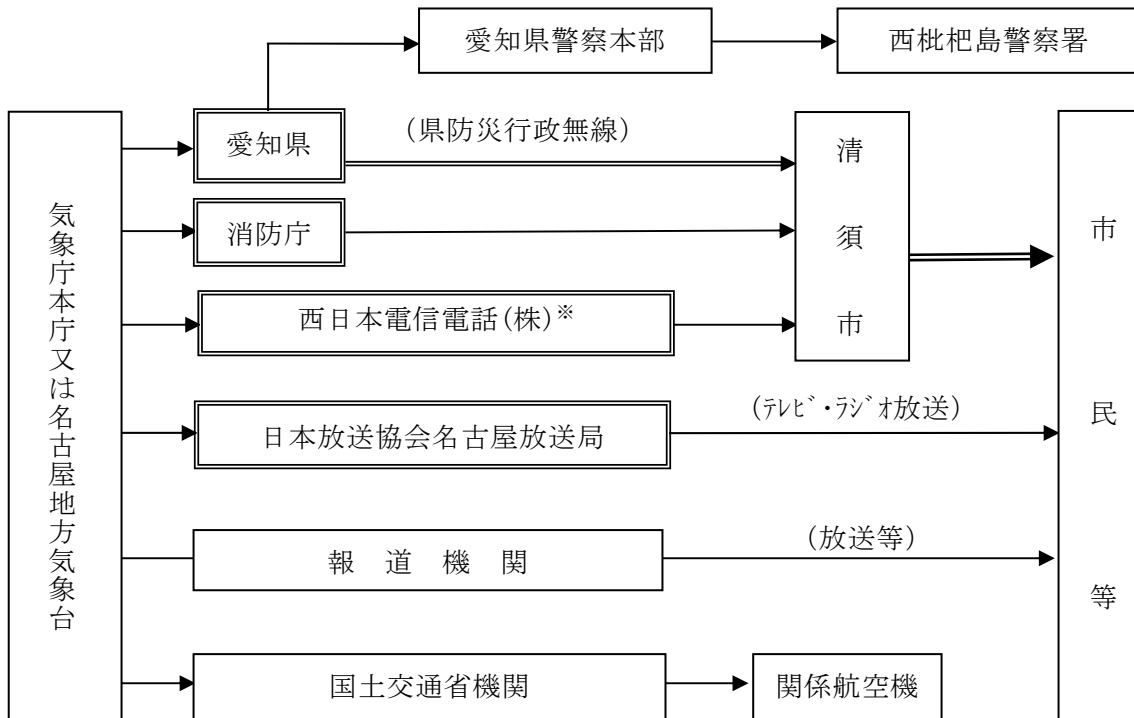
(5) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）… 図5

(6) 火災気象通報… 図6

(7) 火災警報… 図7

【気象予報警報の伝達系統】

図1 気象警報等の伝達系統図



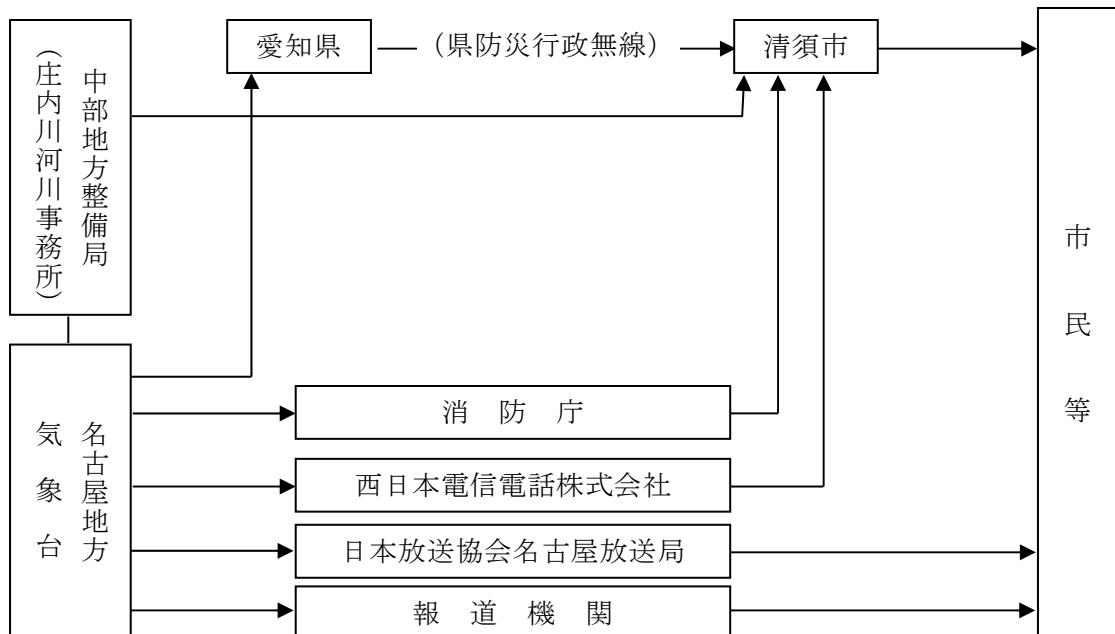
※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図2 洪水予報の伝達系統

ア 庄内川洪水予報 (国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表)



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

イ 新川洪水予報（知事・名古屋地方気象台の発表）

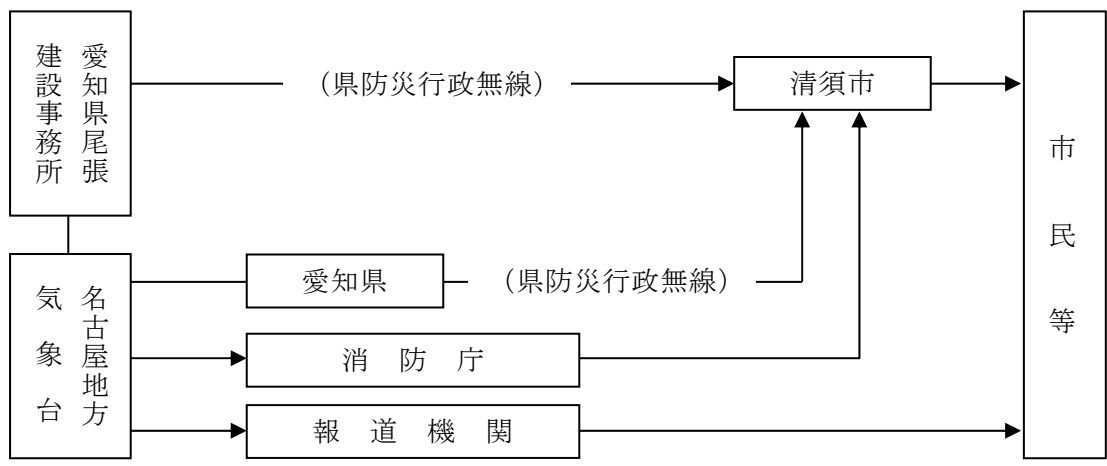
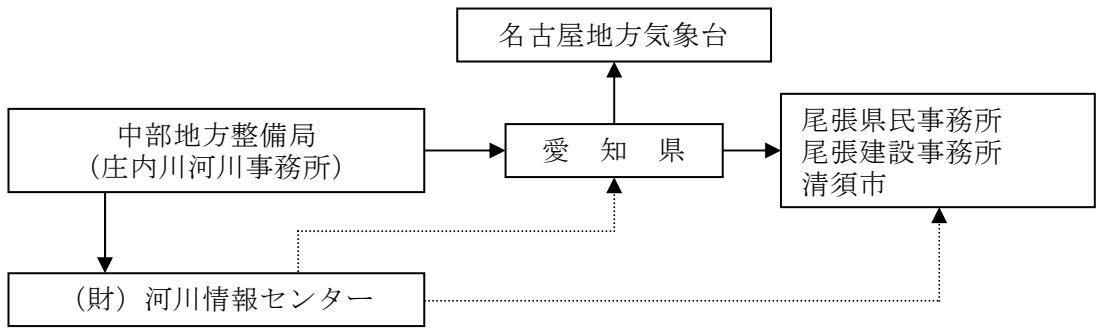


図3 水防警報の伝達系統

ア 庄内川水防警報（国土交通大臣の発表）



※ ..... は、河川情報センター端末未設置の機関への補助的伝達系統である。

イ 新川水防警報（知事の発表）

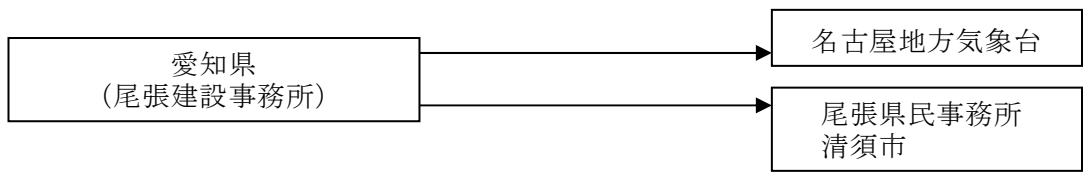


図4 水位周知河川（五条川）の水位情報

（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

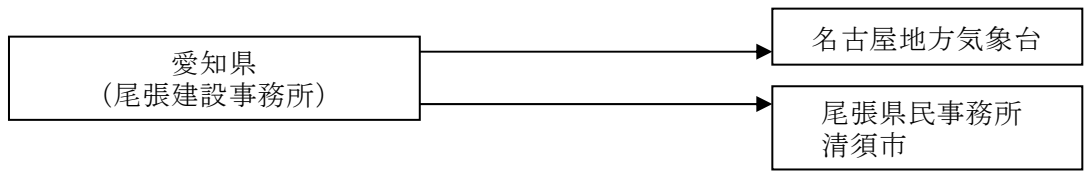




図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））

・三河湾・伊勢湾沿岸



図6 火災気象通報の伝達系統

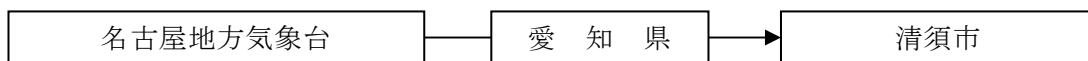
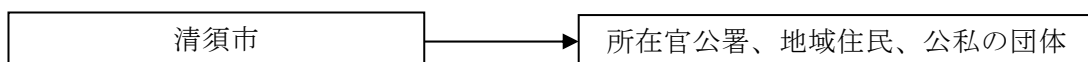


図7 火災警報の伝達系統



## 12 異常現象の通報

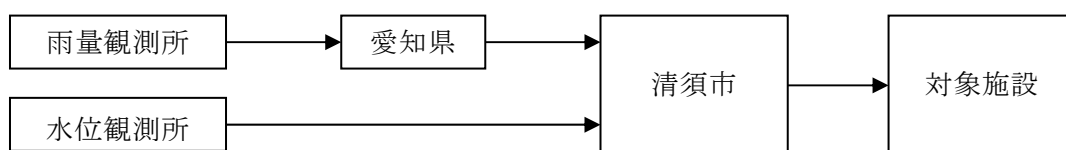
災害の発生が予想される異常な現象（以下、「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報する

## 13 浸水想定区域内への要配慮者施設への情報伝達

浸水想定区域内において主に要配慮者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、電話、FAX、メール等により洪水予報等を伝達する。



附属資料	第3 各種施設等 1 防災上注意すべき施設 (2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設
------	---

## 第2節 避難情報

### 1 方針

災害対策基本法では、災害応急対策の第1次的な責任者である市町村長は避難情報の発令及び警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。

このため、市長は、緊急を要する場合において、第1に関係住民への避難情報の周知徹底、第2に関係機関への速やかな通報を行い、市民の生命・身体を災害の危険から保護するという「市の責務」を果たすものとする。

### 2 市における措置

#### (1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意する。

#### ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を

特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報の発表、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令する。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 知事等への助言の要求

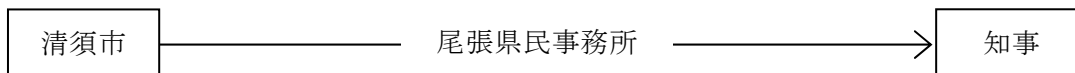
市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(3) 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(4) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(5) 他市町村又は県に対する応援要求

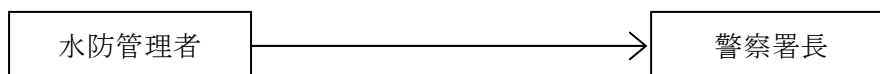
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

3 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

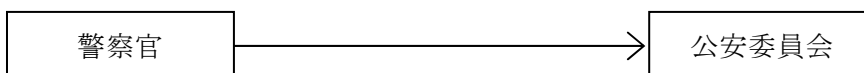
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

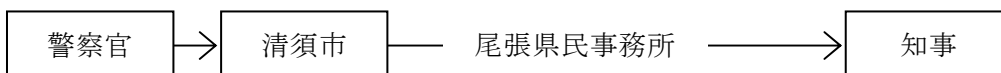
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

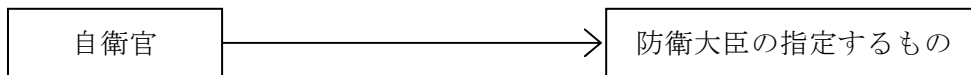
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

## 6 自衛隊（自衛官）における措置

### (1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい  
ない場合に限り、「4(1)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

### (2) 報告（自衛隊法第94条）



## 7 避難情報の発令時期

市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある場合、又は  
災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められるとき、速やかに危  
険地域の市民等に対し、避難情報の発令を行う。

(1) 避難情報を発令するにあたっては、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものと  
し、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じ  
て避難所へ向かうことができるように努める。

(2) 避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の  
災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降  
雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。

(3) 避難情報を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値あるいは防災気象情報、  
指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令等、具体的・  
客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、  
その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直す必要がある。

### 高齢者等避難の発令基準（原則）

市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等から判断して、  
避難を要する状況になる可能性があるとして判断した場合に、高齢者等避難を発令する。

- 氾濫注意水位に達し、かつ、以降1時間の予想雨量が30mmを超える場合。
- 新川：水場川観測所の水位が3.9mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が6.3mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が4.6mに達したとき。
- 気象等特別警報が発表されたとき。

### 避難指示の発令基準（原則）

市長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人命、身体の保  
護、又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときに発令する。

- 出動水位に達し、かつ、1時間に30mmを超える雨を観測したとき。
- 新川：水場川観測所の水位が4.8mに達したとき。
- 庄内川：枇杷島観測所の水位が8.5mに達したとき。
- 五条川：春日観測所の水位が5.0mに達したとき。
- 気象等特別警報が発表されたとき。

※上記の基準については、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照  
らしあわせ、継続的に見直しを行う。

(参考) ポンプ運転基準

	河川水位 (観測所)		
	新川 (下之一色)	新川 (水場川)	五条川 (春日)
停止基準	3.0 m	5.2 m	5.55 m
再開基準	2.8 m	5.0 m	5.35 m
排水調整対象ポンプ	新川上流域 新川下流域 五条川流域	新川上流域	五条川流域

## 8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。

### (1) 関係地域内住民等への周知徹底方法

災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線 (同報系)、サイレン、広報車、職員、消防団員による巡回、自主防災組織、自治会、町内会を通じた電話連絡や戸別伝達、複数の伝達手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

このほか、災害情報共有システム (Lアラート) に情報を提供することにより、テレビ、ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を受け取れるよう努める。

避難措置解除の連絡は、避難情報の伝達に準じて行う。

避難情報は、できる限りその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

#### ア 避難情報の内容

- 避難対象地域
- 避難情報発令の理由
- 避難先
- 避難経路
- その他必要な事項

#### イ 避難指示等の信号

災害により危険地域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる防災行政無線 (同報系) のサイレン信号は次のとおりとする。

サイレン信号 避難指示 ○ ~ ~ ~ 休止約2秒 ~ ~ ~ 休止約2秒 ~ ~ ~ (信号は、適当な時間継続する) 約3秒                      約3秒                      約3秒
---

ウ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

### (2) 関係機関への通報及び相互連絡

市長が避難情報を発令したとき、又は警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。

なお、市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に通報連絡する。

ア 県への報告

避難の措置及びその解除について、県民事務所を通じて速やかに県知事に報告する。

記録事項及び県等への報告事項		
● 発令者	● 発令の理由及び発令日時	● 避難の対象区域
● 避難地	● その他必要な事項	

イ 隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市内の施設をやむを得ず利用する場合や、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に連絡しておく。

ウ 県の関係機関

警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

エ 学校施設等の管理者

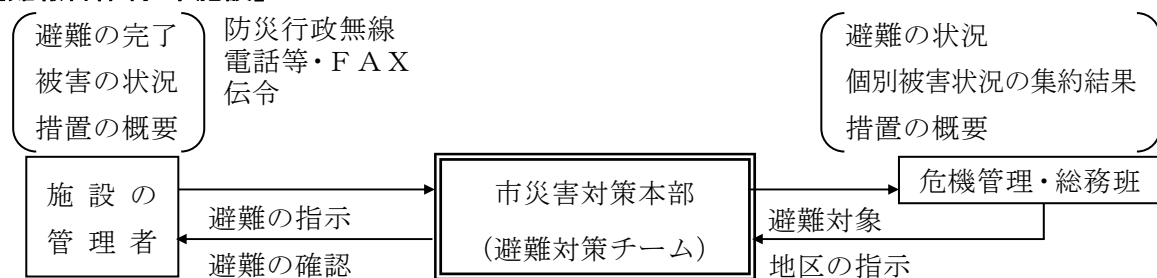
教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

9 各施設の管理者の避難報告体制

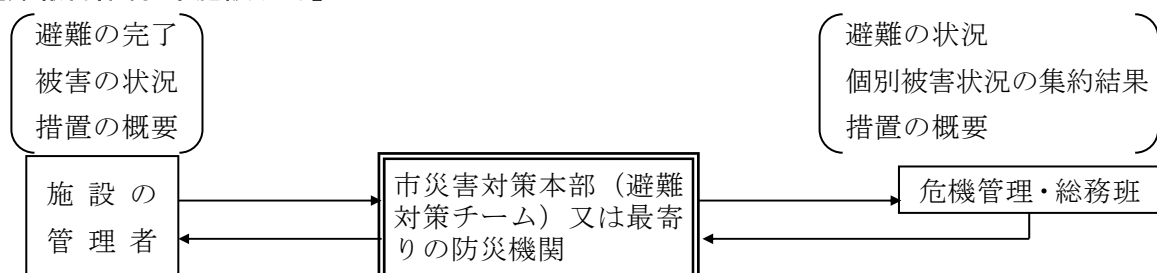
大規模災害が発生し避難情報が発令されたとき、又は自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市災害対策本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は市施設の場合については、防災行政無線、FAX、電話若しくは伝令による。また、市施設以外については、FAX、電話若しくは伝令による。ただし、西日本電信電話株式会社の電話が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの消防署、市出先機関、警察その他防災機関への通報等をあらかじめ周知徹底しておく。各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。また災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。

【避難報告体制-市施設】



【避難報告体制-市施設以外】



## 10 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体への危険防止のために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、関係部長が実施する。

(2) 警察官は前記の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、各部の連携はもとより、警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

(4) 警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

### 警戒区域の設定が必要とされる場合

- 一般的な構造の木造家屋について洪水による水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生する恐れのある区域
- 家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸浸食が発生するおそれのある区域
- 倒壊危険のある大規模建物周辺地域
- 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

## 第3節 市民等の避難誘導等

### 1 方針

(1) 市職員、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。

(4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

### 避難の誘導に関する方針

- 避難情報が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、安全な避難場所に自主的に避難する。
- 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう健康福祉部が主幹となり、相当の配慮を行う。



## 2 避難の誘導を行う者

### (1) 危険地域における避難誘導

避難情報が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 市長は、必要と認める安全な避難場所及び主要地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する等、誘導體制の確立・強化を指示する。

イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

ウ 地域内から安全な避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

### (2) 学校、事業所等の場合

学校、保育園、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

### (3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

## 3 避難の誘導方法

### (1) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じて最小限度に制限（3日分程度の飲料水、非常食、生活必需品）し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。

### (2) 避難の誘導方法

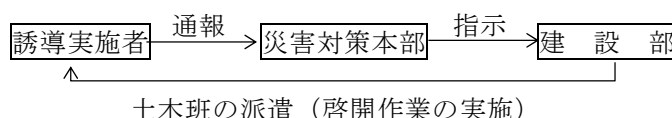
災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

#### 避難の誘導時に留意する事項

- 避難の誘導は、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、外国人等その他単独での避難が困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。なお、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携する。
- 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。
- 避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上設置しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

- 避難経路は、市長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認しておく。
- 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を經由し、建設部に対して避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



#### 4 避難行動要支援者の支援

##### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援

###### ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

###### イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

###### ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

###### エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

附属資料	第3 各種施設等
	2 避難場所・避難所

## 第4節 広域避難

### 1 広域避難に係る協議

#### (1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

#### (2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

### 2 居住者等の運送

#### (1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示す。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）である市長は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。
- 市は、被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 市における措置

##### (1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、河川の氾濫等の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に行う。

##### (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

##### (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情

報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、自らの調査及び関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続の重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

## 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集、伝達にあたっては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 即時報告（直ちに。「連絡なし」は、最悪の事態と想定）
- (2) 重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）
- (3) 定時報告（「変化なし」も重要な情報）
- (4) 情報源（未確認情報やデマ情報も重要な情報）

なお、情報の収集伝達については、各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱いあるいは携帯電話を利用する。

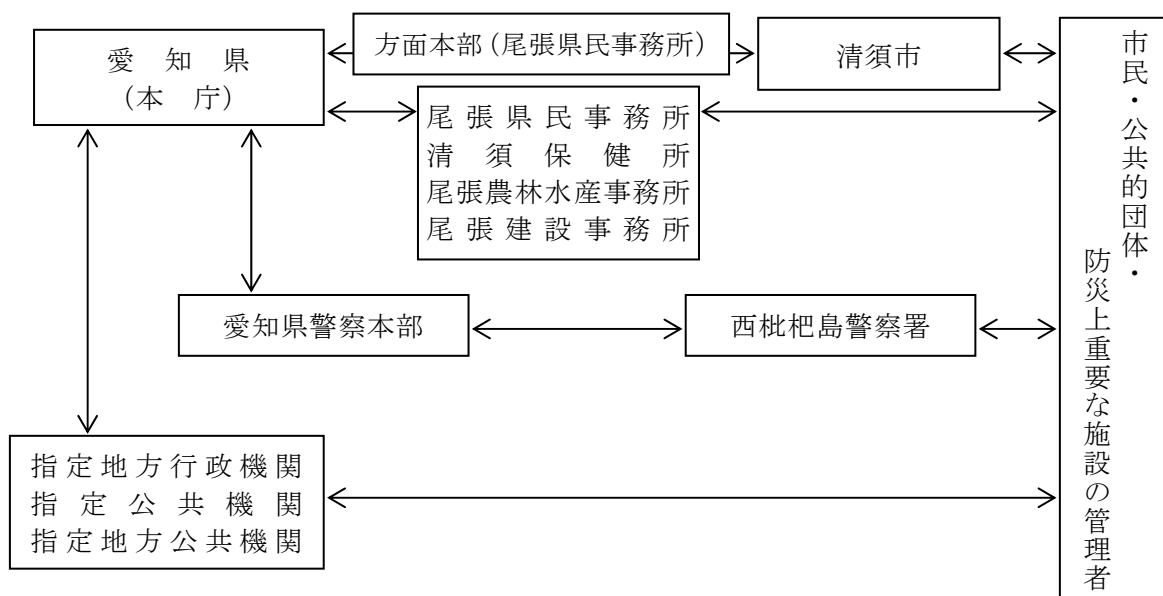
同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混線するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。同時に、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

この他、市は、市の被災状況等の情報収集のために必要に応じて県が派遣する県職員を受け入れる。

### 【情報の一般的収集伝達系統図】



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。

## 3 情報の収集

### (1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、市長に報告すべき内容をまとめておく。

#### ア 災害発生後、直ちに収集すべき情報

##### (ア) 市民等の安否に関する情報

- 各地区における市民の安否
- 各地区における要配慮者の安否
- 被災者台帳の作成
- 各地区における児童生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- 避難の必要の有無及び状況
- 火災発生の有無及び状況

##### (イ) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- 庁舎（市役所、各部出先機関）
- 消防本部、警察署（交番）、その他国・県の施設

- 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
  - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- (ウ) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
  - 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設
  - 福祉センター、その他要配慮者向け施設
  - その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- (エ) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- 庄内川、新川、五条川、水場川の堤防、ポンプ場等
  - 小規模住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱い施設等
- (オ) 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- 主要道路、橋梁、信号灯等
  - 鉄道線路、駅舎等
  - 民間大手物流関係事業所等
- イ 災害発生後、2日目以降に収集すべき情報
- 災害の原因（2次的原因）
  - 被害状況
  - 応急措置状況
  - 被災者の動向及び要望事項
  - 現地活動実施上の支障要因等の状況
  - 市長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

(2) 収集の実施者

ア 災害対策本部設置前

市の地域内における災害情報の収集は、市職員が各々の主管業務に基づいて行う。

イ 災害対策本部設置後

本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて災害地調査の実施を命じ、情報収集・伝達（調査）チームを編成する。

なお、本部長の指示の有無に関わらず、必要があると認めたときは、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、災害情報収集を実施する。

(3) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、概ね以下のような体制で行う。

活動項目の目安	チーム数	1チーム当たりの構成員	構成員となる班
連絡・集計	1	職員 3名	税務・収納班 監査事務班
災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名	
防災モニター等担当	1	職員 2名	

イ 実施要領

3 災害応急対策計画

第1編 風水害等災害応急対策

- (ア) 調査は、警察官、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を取りまとめ、本部長へ報告する。
- (ウ) 調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに報告する。

(4) 情報の取りまとめ

情報の統括責任者は危機管理部長とする。

情報の取りまとめにあたっては、以下の事項に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ・噂に類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」

エ 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生当日の速報報告	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1時間ごとに報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害・建物施設被害の程度</li> <li>※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に</li> <li>※把握した範囲で迅速性を第一に</li> <li>※部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと</li> </ul>
	応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
	必要と認めるその都度即時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
2日目以降の定期報告	被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告</li> <li>● その他必要と認める事項</li> <li>※全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告</li> </ul>
	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>



要 請 情 報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめた報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達の要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
------------------	---------------------------------	--

#### 4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。

通報を受けた事項について、県防災局をはじめとする関係機関に通報する。なお、通報すべき異常現象は次のようなものが想定される。

##### (1) 想定される異常現象

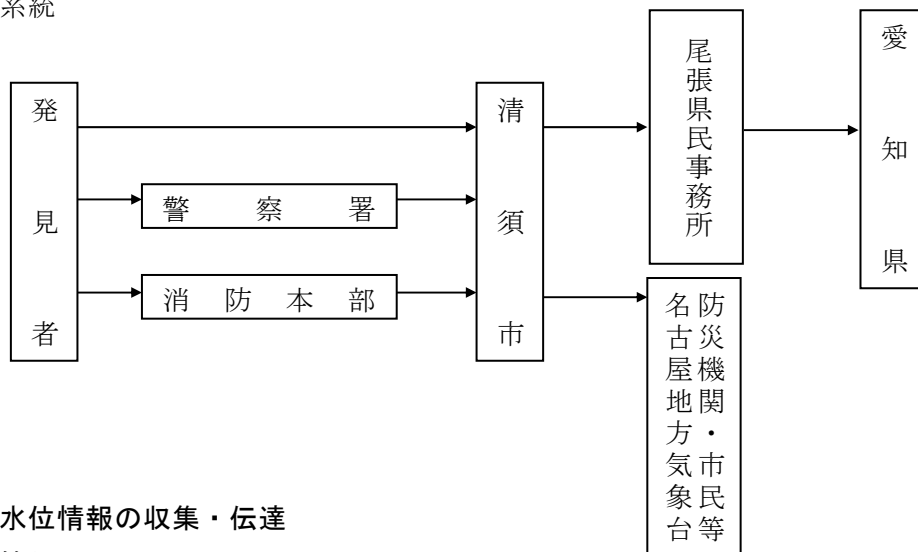
###### ア 気象

- (ア) 突風、竜巻
- (イ) 強い降雹
- (ウ) 激しい雷

###### イ 水象

- (ア) 河川・井戸等の異常な水位上昇
- (イ) 異常な湧水
- (ウ) 洪水

##### (2) 伝達系統



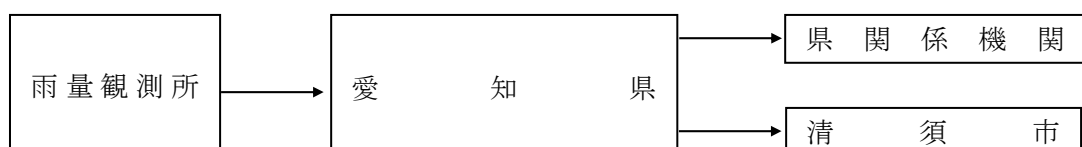
#### 5 雨量・水位情報の収集・伝達

##### (1) 雨量情報

名古屋地方気象台から大雨注意報が発表されたときは、降り始めから60分ごとの雨量情報を雨量観測所から収集する。

なお、併せて庄内川管内の雨量・水位その他の河川管理に関する情報を収集する。

###### ア 通報系統



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

イ 雨量観測所

設置場所：市役所南館屋上

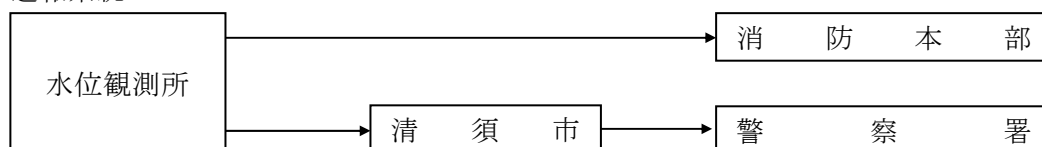
ウ 県に対する通報基準

- (ア) 1時間雨量が20mmを超えたとき
- (イ) 3時間雨量が50mmを超えたとき
- (ウ) 6時間雨量が60mmを超えたとき
- (エ) 12時間雨量が80mmを超えたとき
- (オ) 24時間雨量が100mmを超えたとき
- (カ) 連続雨量が80mmを超えたときは毎時間ごと

(2) 水位情報

水位情報の収集は、危機管理・総務班が行う。なお、水位情報は、10分ごとの当該河川水位値とする。

ア 通報系統



イ 水位情報

河川	観測所名	氾濫注意水位	高齢者等避難基準水位	避難指示基準水位	氾濫危険水位	堤防高
新川	水場川	3.0m	3.9m	4.8m	5.2 m	6.2 m
五条川	春日	3.9m	4.6m	5.0m	5.55m	7.2 m
庄内川	枇杷島	5.6m	6.3m	8.5m	8.9 m	10.72m

(参考) ポンプ運転基準

河川	観測所名	停止基準	再開基準	排水調整対象
新川	下之一色	3.0 m	2.8 m	新川上・下流域、五条川流域
新川	水場川	5.2 m	5.0 m	新川上流域
五条川	春日	5.55m	5.35m	五条川流域

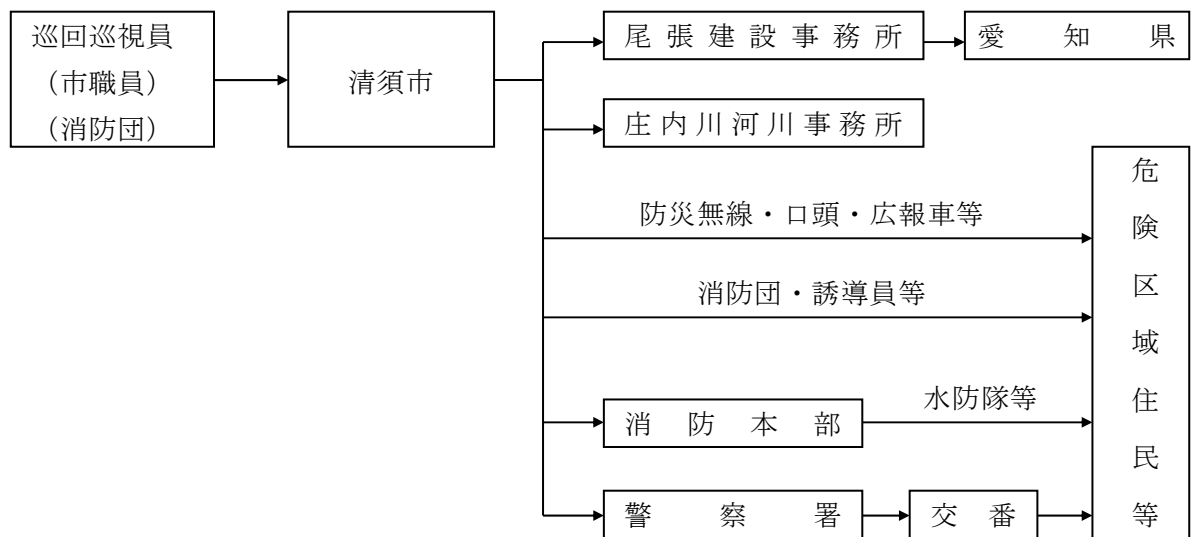
ウ 通報基準とその間隔等

- (ア) 通報水位に達したとき及び減水後同水位に復した (の時刻)
- (イ) 警戒水位に達したとき及び減水後同水位に復した (の時刻)
- (ウ) 警戒水位を越えたときは同水位に復するまで毎時ごとの水位
- (エ) 最高水位に達し減水に向かうときはその水位 (と時刻)

6 災害危険箇所の伝達系統

堤防・護岸等の災害危険箇所情報の収集は、建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他の団体と連携、協力して行う。

(1) 通報系統



(2) 情報を収集すべき危険箇所

情報を収集すべき危険箇所は、原則として、庄内川、新川、五条川及び水場川の市の地域内全区間とするが、必要に応じて、その都度、建設部長が定める。

7 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

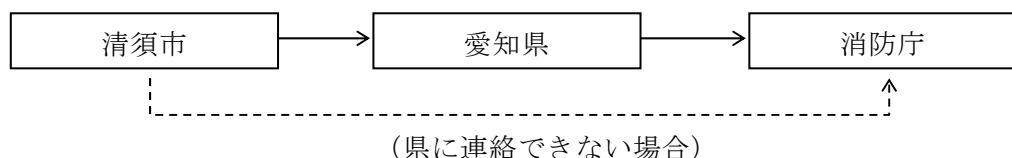
(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項  
(尾張県民事務所への連絡先)

区分	第1非常配備	第2非常配備		第2非常配備		第3非常配備		
		準備体制		準備強化体制	警戒体制			
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)			
	N T T	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211		
		防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428	
			直通	052-961-1474			直通	052-973-4595
		消防	内線	2434、2438				
			直通	052-961-1464				
		保安	内線	2433、2435				
	直通		052-961-1519					
	安全	内線	2405、2406					
		直通	052-961-1436					
	N T T (FAX)	052-951-9106			直通	052-973-4596		
	防災行政 無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総括班	602-2901		
消防		602-2435、2438		総務班	602-1101			
保安		602-2433～2434		情報班	602-1102、2428			
安全		602-2405、2406			602-1105、1106			
				緊急物資班	602-2271、2313			
				支援班	602-1107			
防災行政 無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150			無線発信番号-602-1150				
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			上記勤務時間内の欄と同じ			
	N T T	庁舎代表	052-961-7211					
		直通	052-961-1474					
	N T T (FAX)	052-951-9106						
	防災行政 無線	無線発信番号-602-1101、 2436、2437						
	防災行政 無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150						

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

(県への連絡先)

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備	第2非常配備		第3非常配備
			準備体制	準備強化体制	警戒態勢	
本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター			
勤務時間内	N T T	052-954-6193 (災害対策課直通) 052-954-6141 (消防保安課直通) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)		052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		
	N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政無線	8-600-2512 (災害) 8-600-2512 (特殊災害) 8-600-2522 (火災) 8-600-2522 (危険物) 8-600-2539 (救急・救命)		8-600-1360～1362 (総括部統括班) 8-600-1363 (総括部渉外班) 8-600-1376 (総括部復旧班) 8-600-1364 (広報部広報班) 8-600-1365 (情報部局・公共機関班) 8-600-1366 (情報部方面班) 8-600-1322 (情報部調査班) 8-600-1321 (県警連絡員) 8-600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510		8-600-1514		
勤務時間外	N T T	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	N T T (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線	600-5250～5253 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同 上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
	sginfo@pref.aichi.lg.jp					
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(消防庁への連絡先)

勤務時間内

(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-43421~43426 9-048-500-90-49033 (FAX)
---	--

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)
---	--

## 8 その他の情報の収集・伝達

### (1) 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達を行う。

また、必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

### (2) 生活関連施設の復旧状況情報

市は、市民に対して、電気、ガス、水道等の施設の復旧状況に関する市への問い合わせについて自粛を呼びかけるとともに、被害状況や復旧状況情報を各関係機関から収集し、市民への提供に努める。

### (3) 名古屋都心区の情報

#### ア 情報収集

(ア) 愛知県防災局からの情報を収集する。

(イ) ラジオによる情報聴取専従要員を配置し、放送内容の聞き取り、記録を行う。

#### イ 情報提供

主に名古屋都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報について、広報活動やトータルケアセンターの開設時等における基礎的資料としての活用を図る。

なお、名古屋都心区の情報伝達システムについては、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

### (4) その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

また、被害報告は様式集の様式により行う。

伝達の対象となる被害	
被害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)
人、住家被害等	人的被害、住家被害
	避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等
	道路被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害
	ガス施設被害
	水道施設被害

## 9 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。  
なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則として有線電話を使用する。また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

## 10 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、道路被害、水道施設被害については関係課）へ照会する。

## 第2節 通信手段の確保

### 1 方針

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し、通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、災害等の発生により市の有線通信施設が被災し不通になった場合は市防災行政無線（同報系・移動系）、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話若しくは無線電話その他利用可能な設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

なお、市防災行政無線（移動系）については、必要に応じて、清須市防災行政用無線局管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。

### 2 市における措置

#### (1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

##### (3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

##### (4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

##### (5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

###### ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

###### イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

###### ウ 非常通信の依頼



非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

### 3 無線通信の連絡にあたっての留意事項

#### (1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、市防災行政用無線局運用管理規程に基づき、概ね以下のとおり通信の統制を行う。

##### ア 無線機器の管理

(ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、市災害対策本部に一旦集結させる。）

(イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、防災行政課長が指示する。）

##### イ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 簡潔通話の実施の原則

(エ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

#### (2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

ア 使えない（不通・故障・電源不良等）

イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）

ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切りかえ、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

##### ア 使えない場合

代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

##### イ 混雑している場合

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急・至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。

##### ウ 聞き取りが困難な場合

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

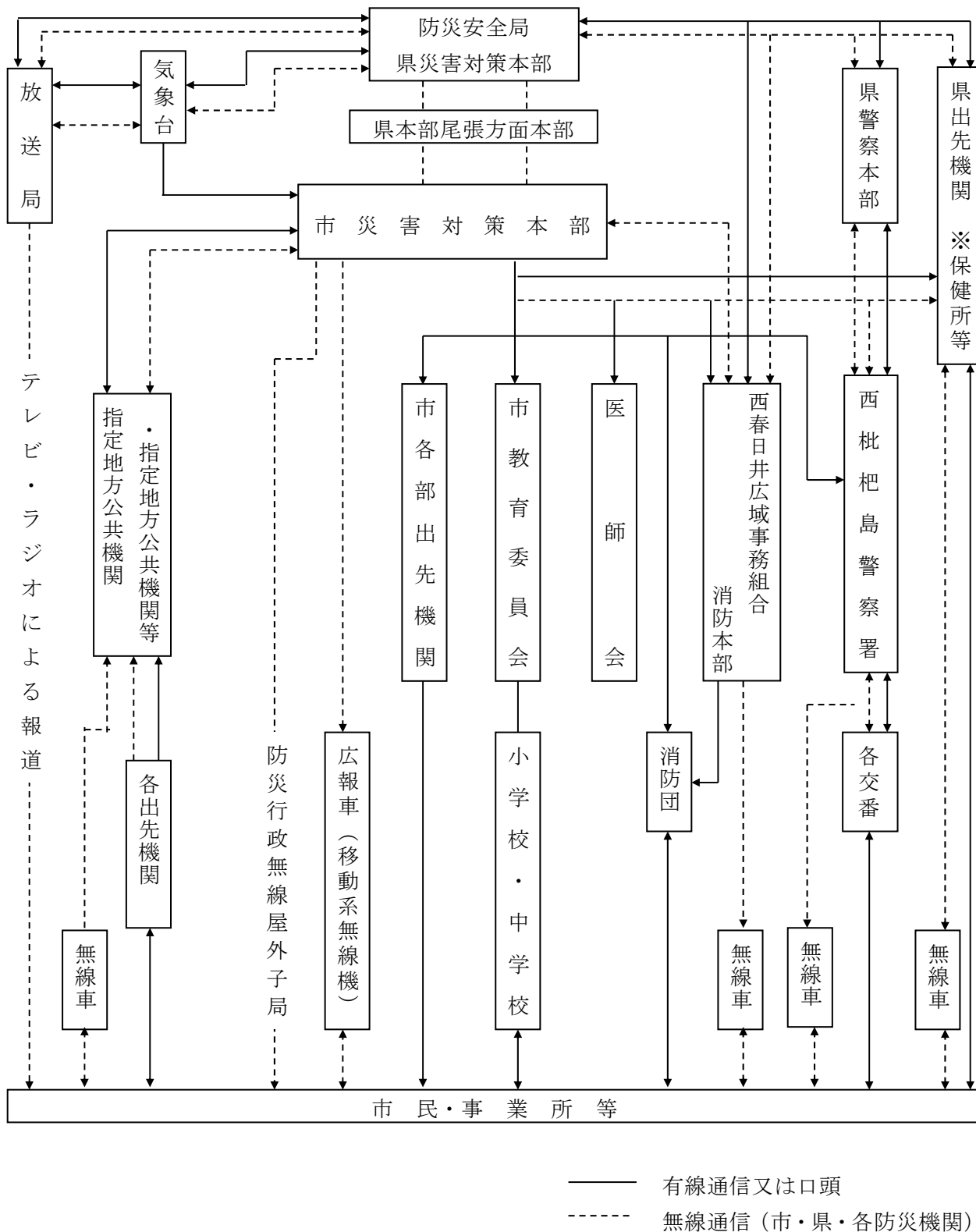
#### (3) 無線通信施設の応急措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、障害が発生した場合は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

4 通信連絡系統

災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。



### 第3節 広報

#### 1 災害広報体制の確立

##### (1) 災害広報体制

本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各地区連絡所への配布
災害生活情報誌の発行体制の確立	(1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） (2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） (3) 災害発生2日目以降毎日発行
要配慮者向広報体制の確立	(1) 市社会福祉協議会との連携 ○外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○翻訳・点字ボランティアの確保 ○CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の確保 (2) 要配慮者向け広報資料の作成 (3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関（テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）への対応	(1) NHK等への緊急市長声明の放送枠確保の要請 (2) 同じく外国人向け放送枠確保の要請 (3) NHK等テレビ各社への聴覚障害者向け放送枠確保の要請 (4) 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の連絡
広報活動班の編成	(1) 防災行政無線による広報活動 (2) 広報車巡回等による広報活動 (3) 広報紙等の配布 (4) 掲示板への貼紙 (5) Webサイト掲載及びツイッター等のソーシャルメディアによる情報提供 (6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）による情報提供 (7) 記録写真等の作成 (8) その他緊急を要する地域への広報活動

##### (2) 地区連絡所の役割

避難所その他に設置される地区連絡所は、企画部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において広報活動 (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）
災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に掲示・配布する (2) 各地区連絡所が避難所内で掲示・配布する (3) 災対情報班が市内で掲示・配布する

(3) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。

災害の発生段階	情報項目
事前情報の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 公共交通機関の情報</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等）</li> <li>● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置</li> <li>○避難所、救護所の設置</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul> </li> <li>● 避難に関する情報（避難場所、避難情報）</li> <li>● 医療・救護所の開設状況</li> <li>● 道路情報</li> <li>● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</li> <li>● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>
応急復旧時の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 災害に関する情報</li> <li>● 被害情報及び応急復旧対策実施状況に関すること</li> <li>● 生活関連情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道、電気、ガス等のライフライン施設の状況</li> <li>○食料、水、その他生活必需品等の供給状況</li> </ul> </li> <li>● 医療機関の活動状況</li> <li>● 公共土木施設等の状況</li> <li>● 公共交通機関の状況</li> <li>● 通信施設の状況</li> <li>● 安心情報（「…地区は被害なし」「…小学校児童は全員無事に…へ避難」等、被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報）</li> <li>● ボランティアに関する状況</li> <li>● 義援金、救護物質の受入れに関する情報</li> <li>● 被災者相談窓口の開設状況</li> <li>● ごみ・がれきの収集方法</li> <li>● その他必要な事項</li> </ul>

(4) 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

ア 警察署

警察署（交番）は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 被害の規模及び区域 (2) 避難場所及び避難経路の状況 (3) 交通機関の被害状況 (4) 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止等） (5) 主要幹線道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し (6) 治安状況及び犯罪の防止活動 (7) その他デマの防止に関する情報等	広報車 警ら用無線自動車 看板、横断幕垂れ幕等の掲示 テレビ、ラジオ インターネット 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

#### イ 西日本電信電話株式会社東海支店

西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

なお、災害の発生により受話器がはずれた場合、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、必ず受話器の確認を行うよう周知する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (2) 通信の途絶又は利用制限の状況 (3) 通信の途絶又は利用制限をした理由 (4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段 (5) 利用者に協力をお願いする事項 (6) その他必要な事項	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口案内 掲示 インターネット 携帯電話 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

#### ウ 中部電力

感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、市災害対策本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 第1段階（安全、危険防止） ①無断昇柱、無断工事をしないこと ②断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること ③屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること ④その他事故防止のため留意すべき事項 (2) 第2段階（被害状況） ①停電区域 ②停電事故復旧状況 ③停電事故復旧見込み	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体 広報車 窓口対応（営業所等） インターネット 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

おもな広報事項	広報手段
<p>(3) 市民対応窓口の確立 需要家からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受けはもとより、本店、支店等の能率的な受け体制を確立しておく。</p>	<p>テレビ、ラジオ、新聞等の媒体 広報車 窓口対応（営業所等） インターネット 市への依頼（広報紙等） （防災行政無線）</p>

エ 東邦ガス

ガスによる2次災害を防止し市民の不安解消を図るため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

おもな広報事項	広報手段
<p>(1) 災害発生時には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス栓を全部閉めること</li> <li>②ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること</li> <li>③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東邦ガスに連絡すること</li> </ul> <p>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①塗色がグレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する</li> <li>②塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する</li> <li>③操作終了後、2分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと</li> </ul> <p>(3) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと</li> <li>②ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと</li> </ul> <p>(4) 供給再開時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること</li> <li>②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと</li> <li>③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること</li> <li>④ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること</li> </ul>	<p>広報車 消防署、警察署、報道機関等への協力要請 インターネット 市への依頼（広報紙等） （防災行政無線）</p>

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

オ 名鉄・JR（各駅・各車両）及びバスその他

名鉄・JR（各駅・各車両）においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、バスその他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

おもな広報事項	広報手段
(1) 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める	構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等 インターネット 市への依頼（広報紙等） （防災行政無線）

2 広報活動用資機材及び要員の確保

(1) 基本的な考え方

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を擁する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他についてとりきめておく。

また、災害発生後2時間を目途として、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

(2) 拡声器付車両・資機材等の調達

ア 市保有現在量の把握

市長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な拡声器付車両の状況を把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

イ 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

(ア) 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

(イ) 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

(ウ) 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用は、燃料・修理代を実費負担する。その他消耗品は、市が通常行うところによる。



(3) 編集補充要員の確保

ア 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

(4) 広報活動要員の確保

ア ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

(5) 記録写真等の作成

被災地の状況等を写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。  
なお、各班で撮影した写真は、人事秘書班へ提出する。

3 広報活動の実施要領

(1) 基本的な考え方

緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分けることができるように、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。なお、NHK・民間ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接要請する。

(2) 防災行政無線（同報系）の利用

固定系親局から子局を通じた市内全域への同時伝達、又は地域別・子局別の放送を行う。

(3) 広報車の利用

特に停電時や通信障害発生時は、広報文を作成し、広報車による音声の広報や、ビラ・チラシ等の印刷物の配布に努める。

なお、必要に応じ、他の部や市内事業者・団体等から車両を調達するものとし、車両等の調達にあたっては、総務部及び建設部を通じて要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● 気象等特別警報に関すること</li> <li>● その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul>

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

時期又は地域を限定した伝達	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う               <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 市職員の口頭での伝達

各地区連絡所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

また、東海豪雨の教訓として、市災害対策本部が司令塔として機能を果たし、全体の緊急対策を市災害対策本部の決定として伝達を行う。

さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p style="text-align: center;">緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難情報</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う               <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">避難場所での情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う               <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> <li>● ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること</li> </ul>

#### (5) 市施設における掲示等

災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。

なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各地区連絡所及

びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

(6) 隣接市への広報依頼

隣接市との境界部にあたる地域において、上記の手段では不十分又は適切でないと判断される場合は、隣接市に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

(7) 報道機関への発表・協力要請

報道機関による災害時特別報道は、市民と防災関係機関相互の貴重な情報連絡手段の一つとして位置付けられる。しかし反面、報道機関の取材活動が被災者の反感を招いたり、災害対策本部の活動上障害要因となる等、好ましくない事態も報告されている。

報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段として有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう協力要請を行う。

ア 市の発表

(ア) 本部設置前

市長の指示により、企画部長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(イ) 市災害対策本部設置後

市災害対策本部設置後は、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として、本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、市役所内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

イ 消防本部の発表

消防本部の行う警戒防御に関する発表は、共同記者会見の場で指定する幹部が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、消防本部警防規程の定めによる。

ウ 西枇杷島警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。また、発表内容は市災害対策本部へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

緊急時における情報連絡手段として、テレビ、ラジオ、コミュニティFMを有効に活用する。

なお、テレビ、ラジオ、コミュニティFMに対する緊急警報放送<sup>\*</sup>の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

以下には、県及び主な放送局について示す。

※避難情報、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。

3 災害応急対策計画

第1編 風水害等災害応急対策

(ア) 県への要請

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	西日本電信電話株式会社	052-961-2111 (代表)		052-961-2111 (代表) 内線 5308～5310 (広報班)		
	西日本電信電話株式会社 (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ内)		052-971-7103 052-971-7106		
	防災行政無線	8-600-2512 (2階災害対策課内)		8-600-1364 (広報班)		
	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510		8-600-1514		
勤務時間外	西日本電信電話株式会社	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	西日本電信電話株式会社 (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線	8-600-5250～5253 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線 (FAX)	8-600-4695 (宿日直室)		同 上		

(イ) NHK名古屋放送局への要請

常 時	
※一般加入電話FAXを有する市町村は、FAXを最優先利用	
	052-961-9256
1 一般加入電話	052-952-7000
一般加入電話による場合は要請先を確認する。	
2 災害応急復旧用無線電話	01409-4407

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアの窓口を設置して適切に受け入れることにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第1節 応援協力

#### 1 市における措置

市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。

##### (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

##### (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

##### (4) 防災関係機関との相互協力

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

ア 市は、防災関係機関と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。

イ 市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等の連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣等、必要な措置をとる。

#### (5) 民間団体及び事業所との協力

##### ア 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- 災害に関する予警報、その他の情報の地域住民への伝達
- 災害時における広報広聴活動への協力
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 被害状況調査への協力
- 被災地域内の秩序維持への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- 生活必需品の調達等の業務への協力
- り災証明書交付事務への協力
- その他市が行う災害応急対策業務への協力

##### イ 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- 活動の内容
- 協力を希望する人数
- 調達を要する資器材等
- 協力を希望する地域及び期間
- その他参考となるべき事項

## 2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

## 3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

#### 4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

### 第2節 応援部隊等による広域応援等

#### 1 市の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 西春日井広域事務組合において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

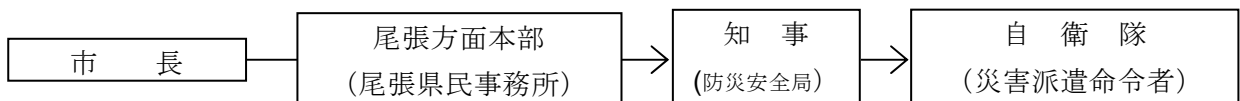
#### 2 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

### 第3節 自衛隊の災害派遣

#### 1 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。  
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。
- (5) 災害派遣要請等手続系統



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

(6) 連絡先

部隊名等	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内 (平日) ~17:00	時間外
陸上自衛隊第10師団司令部	052-791-2191	
	内線4236 (防衛班)	内線4301 (司令部当直室)
	県防災行政無線8-8230-31, 32	
	衛星電話9-823-23	
航空自衛隊第1輸送航空隊 (小牧基地)	0568-76-2191	
	内線4032 (防衛部)	内線4017 (基地当直)
	県防災行政無線8-8250-31, 32	
	衛星電話9-825-21	

2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 受入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入れ時の準備

a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

### 3 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

知事は、自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

### 4 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他 臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

## 5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第4節 ボランティアの受入れ

### 1 市における措置

- (1) 市は被災した時、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。市において対応が困難な場合は、市社会福祉協議会に協力を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等について支援する。
- (3) 大規模災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、以下のとおりボランティア受入れ体制を確立する。

項目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会への要請	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 市の地域内被害状況に関する情報の提供 (3) 市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
報道機関対応	(1) NHK名古屋放送局等へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 (2) テレビ、ラジオ、コミュニティFM、新聞各社周辺各支局等への災害時ボランティア体制に関する紙面確保の要請
ボランティア対策チームの編成	(1) 市社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応

## 2 災害ボランティアセンターの編成

災害ボランティアセンターの構成は、その都度、市社会福祉協議会の責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。

班	役割項目
コーディネート班	(1) 市内外ボランティア申出の受付け (2) 被災者等からの支援要請の受付け (3) NPO・ボランティア団体の連絡・調整 (4) ボランティア派遣計画の作成・調整
オリエンテーション班	(1) ボランティア希望者に対する研修・引継等 (2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 (3) ボランティアセンターニュースの作成・配布 (4) その他広報業務に関すること
バックアップ班	(1) 市、防災関係機関との連絡調整 (2) 資器材、物資の調達・保管 (3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること (4) 食事の提供、睡眠スペースの確保 (5) その他本部機能維持業務に関すること

## 3 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付け、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容を把握する。
- (2) コーディネーターは、市、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
- (3) 活動内容は、その都度、各部長が決めるが概ね以下のとおり。

### ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの

- 倒壊建物による生理者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- 発生後初期の避難所における運營業務への協力
- 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- 管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- 市が行う災害時における情報収集活動への協力

### イ 主に各部を通じて行うもの

- 倒壊建物等による生理者の救出活動（建設業協会等）

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
- 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- こころのケア業務への協力
- トータルケアセンター業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- その他各部が行う災害応急対策業務への協力

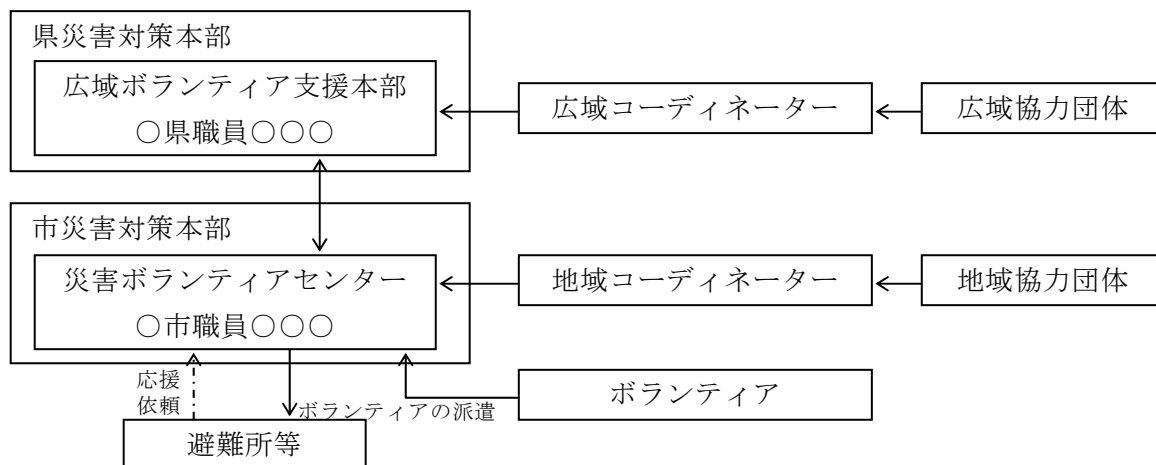
#### (4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

イ その他のボランティア団体等（赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）

#### (5) ボランティアの受入れの流れ



### 4 ボランティア団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

5 整備保存すべき帳簿  
ボランティア団体受入記録簿

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県（防災安全局）における措置

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 防災活動拠点の確保

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図る。

(2) 地域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図る。

(3) 広域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図る。

(4) 中核広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図る。

(5) 航空広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図る。

(6) 臨海広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図る。

3 災害応急対策計画

第1編 風水害等災害応急対策

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県				
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等				
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所程度	
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係留施設	倉庫等

## 第5章 救出・救助対策

### ■基本方針

- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローンを活用する。
- 発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等が協力して行う。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 市における措置

- (1) 市は、県警察、消防及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

#### 2 実施体制

##### (1) 消防本部・消防団の活動体制

機関名	活動態勢・内容
消防本部	(1) 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (2) 救助活動に必要な重機等の資器材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。 (3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。 (4) 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。 (5) 重症度の判定は、バイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。

消防班 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。
--------------	---

	(2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等、必要な活動に従事する。
--	--

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市等の防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

### 3 実施内容及び応援協力関係

市長は、災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出又は捜索し、負傷者については医療機関に搬送する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 消防班の出動現場については、被害の状況に応じて消防団長が決定する。

イ 消防本部、警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

ウ あらかじめ締結している協定に基づき所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車等の建設用機械、エアジャッキ・チェーンソー等の救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

エ 自らの救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

オ 必要と認める場合は、県へ自衛隊の災害派遣出動を要請する。

カ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(2) 救出の方法

ア 救助は生命の危険のある者から優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。また、消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資機材がある場合は、市民のうちより適当なものをリーダーとして選び、資機材を貸与の上、市民自らが救助活動を実施するよう要請する。

イ 火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。

(3) 西枇杷島警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため警察署と連絡をとり交通規制及び現場における警備等を依頼する。



#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 被災者救出状況記録簿
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出用機械器具修繕簿
- (4) 被災者救出関係支払証拠書類簿

#### 5 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

#### 6 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

その他、ライフライン事業が行う応急対策について、人員や車両等を集める拠点となるスペースの確保が困難な場合は、事業者と市との調整の上、拠点スペースの確保に努める。

#### 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

### 第2節 防災ヘリコプターの活用

#### 1 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

## 2 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

## 3 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊運航係

電 話 0568-28-0119

F A X 0568-28-0721

## 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 保健医療調整本部及び尾張西部地域保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症法に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

### 第1節 医療救護

#### 1 市における措置

- (1) 市は、医療救護所を設置し、必要に応じて西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (2) 市は、尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

#### 2 地元医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、尾張西部地域保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

#### 3 実施体制

市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、健康福祉部長は救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応
県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請
医療救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置
関係各部長、県等への協力要請	①医療救護体制に関する広報活動の要請 ②場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 ③県により編成される県医療救護班の派遣要請（→県保健医療局） ④その他の協力要請
受入れ医療機関の確保	①市内受入れ医療機関の現況把握 ②市外受入れ医療機関の確保（受入れ要請）（→県保健医療局・周辺市町等）
救急搬送体制の確立	①搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） ②救急車両他搬送用車両の確保 ③ヘリコプターの確保（官・民）（→県消防保安課・自衛隊等）
報道機関対応	①NHK名古屋放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ②報道機関周辺各支局への医療救護体制に関する紙面確保の要請

#### 4 医療・助産の救護活動の実施

医療・助産の救護活動は、西名古屋医師会、西春日井薬剤師会等の協力を得ながら行うが、そのいとまがない場合は最寄りの一般医療機関に入院、又は通院させる等の措置をとる。

##### (1) 市医療救護班の編成

ア 市医療救護班は、概ね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師を含む。）1～2名とする。

イ 市長は、状況に応じて市医療救護班を順次現地へ派遣する。なお、市医療救護班は救護所1か所に対して、少なくとも1班が出動し、応急的医療・助産の救護活動にあたる。

また、市医療救護班は、必要に応じて巡回救護を行う。

ウ 市は、県知事から派遣された県医療救護班について十分効果のある現地活動ができるように、受入れ措置をとる。

エ 市医療救護班の活動内容は概ね以下のとおりとなる。

##### (ア) 医療救護

- 傷病者の蘇生
- 傷病者の傷害等の区分の判別<sup>※1</sup>
- 災害拠点病院・災害連携病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案

(1) 助産<sup>※2</sup>

- 分べんの介助
- 分べん前、分べんの処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（受入れ医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

※2 助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(2) 災害時医療の応援体制の整備

ア 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請

(ア) 必要と認められる場合は、健康福祉部長が尾張西部区域保健医療調整会議を通じ、保健医療調整本部に県医療救護班の派遣の要請を行う。

(イ) 必要と認められる場合は、西名古屋医師会に対して、災害時の医療救護体制の確立を要請する。

なお、西名古屋医師会は自ら必要と認めるときは、市の要請を待たずに、医療救護体制を確立し、医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、西名古屋医師会は直ちに市に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。災害により通信連絡網が断絶した状態の場合、西名古屋医師会員は、市庁舎・最寄りの避難所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

イ 受入れ体制の整備

市長は、災害時医療の応援要請を行った場合、県や保健所、医療機関等と協議の上、派遣先・宿舎・食料・飲料水等、受入れ体制を早急に整備する。

ウ 医療ボランティアの受入れシステム

(ア) 医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、市長を通じて応援を要請する。要請の内容は、医師・看護師の人数、診療科目、機関、医薬品・医療機器の種類及び数量等とする。

(イ) 医療ボランティアの受入れ

a 医療ボランティアの登録

救護・保健活動チームは、医療ボランティア（組織・個人）の申し入れがあった場合の受付け窓口を、ボランティア対策チームを通じて開設し、ボランティアを登録する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### b 医療ボランティア団体との交流

既存の医療ボランティア団体と、平常時から災害時の活動計画等交流を図る。

##### (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

##### (4) 活動の実施期間

医療・助産の救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

##### (5) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

## 5 医療救護所の設置の目安

### (1) 設置場所

医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。医療救護所は以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

ア 避難所

イ 保健福祉関連施設

ウ その他の被災者の多い地点等

### (2) 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。

なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。

### (3) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。

また、必要と認める医療救護所に精神科救護所を併設する。

## 6 救急搬送の実施

### (1) 搬送に関する基本方針

患者の搬送は、原則として西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院で確保した車両による搬送を実施する。

### (2) 搬送手段の確保

市、西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関は、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、車両又は担架による搬送を以下のとおり実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等は、県災害対策本部に県、県警察、自衛隊、第4管区海上保安本部等のヘリコプターによる搬送を要請する。また重症患者を緊急搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

ア 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請

イ 消防署以外の救急車両等への搬送を要請

ウ 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車による搬送

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

救護・保健活動チームは建設部の協力を得ながら、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、市内の道路状況に関し、既成の地図を元にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

イ 搬送帰り車の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用する等、運用に留意する。

## 7 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医薬品その他衛生材料の備蓄の確認及び調達

市は備蓄している医薬品等を確認するとともに、最寄りの販売業者から調達することを原則とする。

(2) 不足のときの調達方法

災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は尾張西部地域保健医療調整会議に調達を要請する。尾張西部地域保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を災害薬事コーディネーターとともに速やかに把握し、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、県保健医療調整本部に調達を要請する。

なお、血液製剤が必要な場合は、県内血液センターに調達を要請する。血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(3) その他

市の要請により、出動し医師が使用する医薬品等は原則として市の用意したもので対応するが、必要に応じて自己が携行した医薬品等を使用する場合は、使用消耗資器材の費用については市に請求する。

## 8 医療救護活動における設備・備品等の整備

(1) 水

水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。

(2) 電気

電気の供給が停止した場合、医療救護所及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。

(3) 電話その他の通信手段

医療救護所及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。

特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

9 受入れ医療機関の確保

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、調整会議に参画するとともに、重症者の受入・治療を行い、重症者以外の患者については、区域内の診療可能な医療機関又は被災地以外への患者搬送を行う。

病院名	住所	電話
一宮市立市民病院	一宮市文京2-2-22	0586-71-1911
総合大雄会病院	一宮市桜1-9-9	0586-72-1211
厚生連稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野7	0587-97-2131
名古屋第一赤十字病院	名古屋市中村区道下町3-35	052-481-5111
小牧市民病院	小牧市常普請1-20	0568-76-4131

(2) 災害連携病院

災害連携病院は、災害拠点病院を除く2次救急病院で、中等症者の受入・治療を行うとともに、災害拠点病院等から容態が安定した患者の受入及び安定期に入った患者を区域内にある他の医療機関へ搬送することを行う。

病院名	住所	電話
はるひ呼吸器病院	清須市春日流8-1	052-400-7111
済衆館病院	北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811
一宮西病院	一宮市開明平1	0586-48-0077
泰玄会病院	一宮市東五城字備前1-1	0586-61-2121
稲沢市民病院	稲沢市長東町沼100	0587-32-2111



(3) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。

病院名	住所	電話
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7	052-763-1511
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20-1	0532-45-1181

10 こころのケア対策

(1) 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害によるショックや、自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。また、職員やボランティア等の救援者に対してストレスフルな体験に区切り（緊張状態からの開放）をつけるための支援も必要である。

「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

ア 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。

イ 心的外傷に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。

ウ 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

エ 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

(2) 実施体制の確立

大規模災害が市の地域内を襲った場合、西名古屋医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティア等の「こころのケア対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、専門家と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施</li> <li>● トータルケアセンターの開設</li> <li>● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供</li> </ul>
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後 8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施</li> <li>● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施</li> <li>● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置</li> </ul>

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応
西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	①必要と認める医療救護所等への設置 ②スタッフの確保・派遣
トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣
心的外傷に関する啓発活動の実施	①心的外傷に関する冊子・資料の作成 ②心的外傷に関する広報活動の実施
県・国等への協力要請	① 県により設置されるケア施設の開設要請（→県保健医療局） ②その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関） ③D P A T派遣要請 ④その他の協力要請
収容精神科医療機関の確保	①市外受入れ精神科医療機関の確保（受入れ要請）
報道機関対応	①NHK名古屋放送局等への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請 ②報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	①巡回スケジュールの作成 ②避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 ③巡回に関する広報の実施
救援活動従事者向け「こころのケア」の実施	①カウンセリングルームの開設 ②講演会・研修の実施
周辺地域内精神科医療機関の再開促進	①保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 ②被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ③社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置 ④その他診療早期再開のために必要な支援措置

行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置	①長期的ケア対策計画の作成 ②関係機関、団体との連絡調整 ③各部との連絡調整 ④協議会として要請された場合の事務局業務
その他県・国等への協力要請	①協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請（→県保健医療局） ②協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関） ③D P A T派遣要請 ④その他の協議会が必要と認める協力要請

## 11 保健活動の実施

### (1) 保健活動体制の整備

保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ安全・効果的に被災者に対する健康支援活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに関係機関と連携し、体制を整備する。

ア 活動拠点の設置（情報管理、活動計画・体制づくり）

イ 通信機器や電源の確保

ウ 市保健師稼働状況把握、人員配置（統括保健師・リーダー保健師・スタッフ保健師等チーム編成）

エ 救護活動班との連携

オ 保健所及び関係機関との連携

カ 応援・派遣保健師受入れ体制の整備

### (2) 保健活動

被災市民を対象に生活環境の変化に対応した支援活動を実施する。被災に伴う心身の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

ア 情報収集・分析・発信

イ 被災者への健康支援活動

(ア) 要配慮者等の安否確認、保健活動

(イ) 避難所及び自宅滞在者への巡回健康相談

(ウ) 避難所の健康課題に応じた予防活動、環境整備

ウ 通常保健事業の調整

## 12 平常時救護体制への移行

### (1) 移行時期の目安

災害時に医療救護体制がしかれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

### (2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

行う。

ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた医療救護所体制による。

イ 災害発生後1週間経過後は、医療救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。

ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、医療救護所を閉鎖する。

#### (3) 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が望ましい。

そのため、関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね以下のとおり行う。

ア 西部休日診療所、当番医による休日・夜間救急診療の再開

イ 災害拠点病院、災害連携病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置

ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置

エ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置

※例えば、1995年1月の阪神淡路大震災では、紛失等により被保険証による本人確認が困難な場合も「住所・氏名等」の申告により受診できるようにした。また、カルテ類の消失等も考慮し、1月分の保険診療費請求については、按分その他の方法による概算請求を認める等の特別措置がとられた。

オ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

カ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

### 13 整備保存すべき帳簿

医療を実施した場合に整備保存すべき記録等は次のとおりである。

#### (1) 県医療救護班に関するもの

ア 診療記録

イ 医療品、衛生材料使用簿

#### (2) 市に関するもの

ア 医療救護班活動状況

イ 医療品、衛生材料受払簿

ウ 病院・診療所医療実施状況

エ 診療報酬に関する証拠書類

オ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

カ 助産台帳

キ 助産関係支出証拠書類

## 14 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

## 15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 対策実施上の時期区分

防疫・保健衛生対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施</li> <li>● 被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施</li> <li>● 第1次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫・保健衛生対策計画に関する広報</li> </ul>
第1次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導</li> <li>○ 避難所等の水、食料の衛生管理の指導</li> <li>○ 避難所等の健康診査・栄養指導の実施</li> <li>○ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施</li> <li>○ 被災地における水、食料の衛生監視</li> <li>○ 被災者に対する入浴機会の確保</li> <li>○ 被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul>
第2次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設住宅等における防疫・保健衛生対策</li> <li>○ 仮設住宅等における巡回健康相談</li> <li>○ 仮設住宅等における巡回栄養指導</li> <li>○ 被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 平常時防疫・保健衛生体制への移行</li> </ul>

### 2 防疫・保健衛生活動の実施

#### (1) 事前広報の実施

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意
- エ 食中毒の防止のための注意
- オ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

#### (2) 防疫対策

##### ア 積極的疫学調査及び健康診査

市は、県に準じて防疫対策チームを編成し、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、県の活動に協力する。

なお、調査の結果、一類感染症患者等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者に対し健康診査を受けるべきことを勧告する。

##### イ 清掃及び消毒方法

(ア) 市は道路・溝渠・公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃する。

(イ) 市は、被災の直後に自主防災組織、市政推進委員等の協力を得て、各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

##### ウ ねずみ、害虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

##### エ 感染症法による生活の用に供される水の供給

「第10章 第1節 給水」に準じて実施する。

##### オ 患者等に対する措置

被災地帯において、県が一類感染症患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対しての感染症指定医療機関への入院勧告等、必要な協力をする。

##### カ 避難所の生活環境を確保するための措置

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

##### キ 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

なお、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

#### (3) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ

公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(4) 健康管理

ア 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(5) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。

イ 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

3 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

## 第7章 道路交通規制・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。
- 大規模災害発生時には、県警察本部内に警備本部が設置され、被災地を所管する各警察署にも現地警備本部（本部長：警察署長）が設置される。しかし、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。また災害により、道路等の防犯灯や街路灯をも破壊し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力による災害警備体制の構築を図る。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 県警察及び警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (1) 交通管理体制

災害により被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、関係機関との緊密な情報交換を行い、道路情報の収集に努める。

##### (2) 道路・橋梁等の応急措置

ア 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して緊急復旧に努める。

##### (3) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。



イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(4) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態 様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急自動車</li> <li>● 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>● 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul>

(5) 交通規制の実施

分類	態 様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>● 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>● 必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>
第1局面 (災害発生直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第1局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>● 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> <li>● 信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</li> </ul>	
第2局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul>	

(6) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その

### 3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策

他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

#### (7) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

オ 県公安委員会（県警察本部）が災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、市は緊急通行車両等の確認を受けるため、必要な手続を行う。

なお、本手続を円滑に受けられるよう、市は市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会が別に定めるところにより、緊急通行車両等の事前届出を実施しておく。

## 2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

## 3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

- イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動又は駐車すること。
- (4) 緊急交通路外で車両を運転中に災害が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- カ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### 4 市民の自動車利用自粛

##### (1) 自動車利用自粛の周知

災害発生直後や発生する可能性が判明した場合、市民がその所有する自動車を災害から避難させるため、又は自らの避難に際して自動車を利用することが想定されることから、渋滞の発生や違法駐車車両によって防災活動のための車両の通行に支障が生じることが予想される。

そこで市は、あらかじめ災害発生時の自動車利用を自粛するように市民に周知するとともに、災害発生時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡の上、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。

また、市は、市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

##### (2) 代替交通輸送手段の確保

緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。

ア JR東海及び名古屋鉄道に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。

イ 市内タクシー会社に対し、相乗を含む多人数利用に限ることを条件として、営業活動を速やかに再開するよう要請する。この場合、多人数利用車の通行については、交通規制上代替バスに準ずる取扱いを行う。

ウ 市民の手軽な移動手段として、鉄道駅、避難所、医療機関、その他主要な施設を拠点として、貸出用自転車を提供する体制を確立する。

## 5 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

## 6 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要求する。

# 第2節 道路施設対策

## 1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
  - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
  - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
  - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
  - イ 県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の機能確保に努める。
  - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
  - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供  
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

# 第3節 鉄道施設対策

## 1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

- (1) 列車の避難及び停止  
鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。
- (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置  
鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

## 第4節 緊急輸送手段の確保

### 1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(3) 輸送業務実施体制

市は、災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、輸送体制を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るため、市災害対策本部及び各拠点において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制の確立を図る。

ア 指針

市は、大規模災害が発生した場合の輸送業務実施体制の指針を以下のとおりとする。

輸送にあたっては、ポンプ車等の大型車両による輸送を考慮した進入路の選択を行う。

(ア) 市・企業等が有する車両・要員を迅速かつ効率的に管理・運用するため県トラック協会尾西支部に対して災害時輸送業務実施体制確立のための協力を要請する。なお、協力活動を適切に行うため、あらかじめ必要な協定を締結し実施計画の作成を要請し

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

ておく。

- (イ) 各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し大規模災害時における市所有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。併せて、その他必要な措置の実施を要請する。
- (ウ) 県警察本部又は西枇杷島警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急輸送車両について、その確認手続を行う。
- (エ) 関係各部長と協力・連携し鉄道、ヘリコプター、ボートその他必要な輸送手段を確保する。

(4) 輸送力の確保

市は、災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位は概ね以下の順位による。

- ア 市所有の車両
- イ 公共的団体の車両
- ウ 営業者所有の車両
- エ 自家用車両

3 緊急通行車両等の運行確保

(1) 緊急通行車両

ア 確認手続

(ア) 事前に行う場合（事前届出）

緊急通行車両の事前届出を西枇杷島警察署へ届け出て、あらかじめ確認審査を受け緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

(イ) 発生時に行う場合

緊急通行車両等確認申請書を西枇杷島警察署（県警交通指導課及び交通検問所も可）へ申請し確認審査を受ける。

イ 緊急通行車両の標章及び証明書等の交付

(ア) 事前届出済車両

緊急通行車両事前届出済証を提出し「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。（この場合、確認申請書の提出及び審査は省略させる。）

(イ) 事前届出をしていない車両

緊急通行車両等確認申請書を提出し確認審査を受けた後、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(2) 規制対象外車両

ア 規制対象外車両の申請・交付等

災害による通行の禁止又は制限を実施した場合において、社会生活維持に不可欠な車両及び応急対策を確保する上で必要な車両は、緊急通行車両等に支障を及ぼさない限り規制対象から除外し、規制対象外車両申請書により西枇杷島警察署に申請する。

イ 証明書及び標章の交付等

規制対象外車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は、規制対象外車両証明書を作成し、標章とともに申請者に交付する。

#### 4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、水、生活必需品
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

#### 5 輸送業務の業者委託

大規模災害が発生した場合には、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災者に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

##### (1) 基本方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を留意して行う。

- ア 業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる
- イ 業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者若しくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。

##### (2) 輸送品目の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

##### ア 業者委託になじむと思われるもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- いわゆる要配慮者の避難所から専用避難所への移送

##### イ 業者委託になじまないと思われるもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

#### 6 応援協力関係

市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保につき応援を要求する。

#### 7 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。

## 第8章 水害防除対策

### ■基本方針

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。
- 清須市は地形的に平常時においても自然排水が困難な状態にあり、東海豪雨では、新川の堤防決壊や越水、排水ポンプの停止等により、多くの地域に水害が発生した。これにより、新川流域でのポンプ停止水位の新ルールが確立され、また、河川管理者との連絡体制の整備にも努めているが、洪水等による風水害の発生、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するために行う水防活動を実施する。また、事態の推移によって、その必要があるときは、災害対策本部体制に切り替えて対応する。

### 第1節 水防

#### 1 水防管理団体としての責任

##### (1) 水防計画

清須市は水防管理団体として、計画に基づき市の地域内の水防活動が十分行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果さなければならない。

なお、計画については、愛知県水防計画を基礎として地域的特性に応じて必要事項を網羅して定める。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1 水防組織の確立     | 2 水防団（消防団）の整備       |
| 3 水防倉庫、資器材の整備 | 4 通信連絡系統の確保         |
| 5 河川、堤防の巡視    | 6 水防時における適切な水防活動の実施 |

##### 【主たる内容】

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 水防に要する費用の自己負担の確保       | (2) 水防団（消防団）の出動体制の確保 |
| (3) 通信網の再点検                |                      |
| (4) 水防資器材の整備点検及び調達並びに輸送の確保 |                      |
| (5) 雨量、水位観測を的確に行うこと        | (6) 農業用取水及び水閘門等の操作   |
| (7) 堤防等の決壊時及び決壊後の措置を講ずること  |                      |
| (8) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使  |                      |
| (9) 市民の水防活動従事の指示           | (10) 警察官の出動を要請すること   |
| (11) 避難のための立ち退きの指示         | (12) 水防管理団体相互の協力応援   |
| (13) 水防解除の指示               | (14) 水防てん末報告書の提出     |

#### 2 体制

##### (1) 水防配備体制



水防配備体制は、第1配備から第2配備体制とし、その発令基準及び体制（動員）内容等は、次のとおりとする。

区分	水防本部の配備基準	災害対策本部の設置状況	体制（動員）内容	活動内容
第1配備体制	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	設置に至らない場合	情報連絡活動を主として必要最小限の組織	情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する
		設置されたとき	直ちに非常活動の開始ができる体制の組織	
第2配備体制	市域に次の警報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 庄内川洪水警報 (5) 新川洪水警報 (6) 特別警報	必ず設置されている場合	各部の全組織	情報（気象情報を含む）の収集はもとより、河川等の堤防その他危険箇所の嚴重な警戒にあたるとともに、迅速な水防活動を実施する

#### (2) 水防配備体制の特例

市長は、気象・水位等の状況やその他必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。

#### (3) 現場指揮本部の設置

市長は、水防活動の指揮統制及び関係機関との連絡を図るため、必要と認めるときは、災害現場に現場指揮本部を設置する。

#### (4) 水防対策本部員の留意事項

ア 水防対策本部及び警戒本部員は、勤務時間外であっても常に気象状況に留意し、非常体制に切替えることが予測される場合は、自主的に出勤しなければならない。

イ 配備命令の発令後は、できる限り外出を避け待機しなければならない。

ウ 勤務者は、交替者と引き継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。

エ 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき水防活動に支障をきたさないようにしなければならない。

オ 適切な水防活動を行い避難体制を講ずるため、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期する。

### 3 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外に対して、その区域への立入りを禁止し、又は制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

## 4 活動内容

### (1) 水防活動の実施

#### ア 水防団等の出動

本部長は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態になった時、県及びそれぞれの水防管理団体の水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至った時、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

#### イ 監視及び警戒

本部長は、水防体制が発動された時から監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防等の状況を県に連絡する。

#### ウ 水防作業

河川、堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、シート張り工及び五徳縫い工等を実施する。

#### エ 決壊等の通報及び決壊後の処理

本部長は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

#### オ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

#### カ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償する。

### (2) たん水排除

市は、河川、堤防の決壊等によりたん水した場合は、たん水排除を実施する他、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路施設が損壊した場合は、直ちにこれに応

急措置を施す。

## 5 応援協力関係

(1) 本部長は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は他市町村へ水防作業の実施のための要員、資器材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、県へ応援を要請する。

(2) 県は、本部長からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

(3) 本部長は、水防のための必要があると認めた時、県警察に対して出動を要請する。

(4) 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力すること。

## 第2節 防災営農

### (農地及び農業用施設に対する応急措置)

#### 1 市における措置

##### (1) 農地

市は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

##### (2) 排水機

市は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

##### (3) 用排水路

市は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

### (農作物に対する応急措置)

#### 2 市、県（農業水産局）及び農業協同組合における措置

##### (1) 災害対策技術及び病虫害の防除指導

被害の実態に即し、県や農業協同組合等農業団体の協力のもと、技術指導を行う。

### (家畜に対する応急措置)

#### 3 市、県（農業水産局）及び畜産関係団体における措置

##### (1) 家畜の管理指導

市は県に協力し、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

##### (2) 家畜の防疫

家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県の協力により、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡し、愛知県飼料工業会等に対して市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料の確保を図る。

#### 4 応援協力関係

市は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、又は排水作業の実施につき応援を要求する。

また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

## 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所の開設

市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

##### (2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

##### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

##### (4) 避難所の開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、市長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、その都度決めるが、開設及び運営の実務については、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

なお、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所へ移送する。

##### (5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。

##### (6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

## 2 避難所が果たすべき役割

- (1) すでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所を提供する。これにより、併せて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。
- (2) 水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。
- (3) 地区における市災害対策本部の窓口（「地区連絡所」）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受け付けを行う。
- (4) 臨時医療救護所が併設され、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。

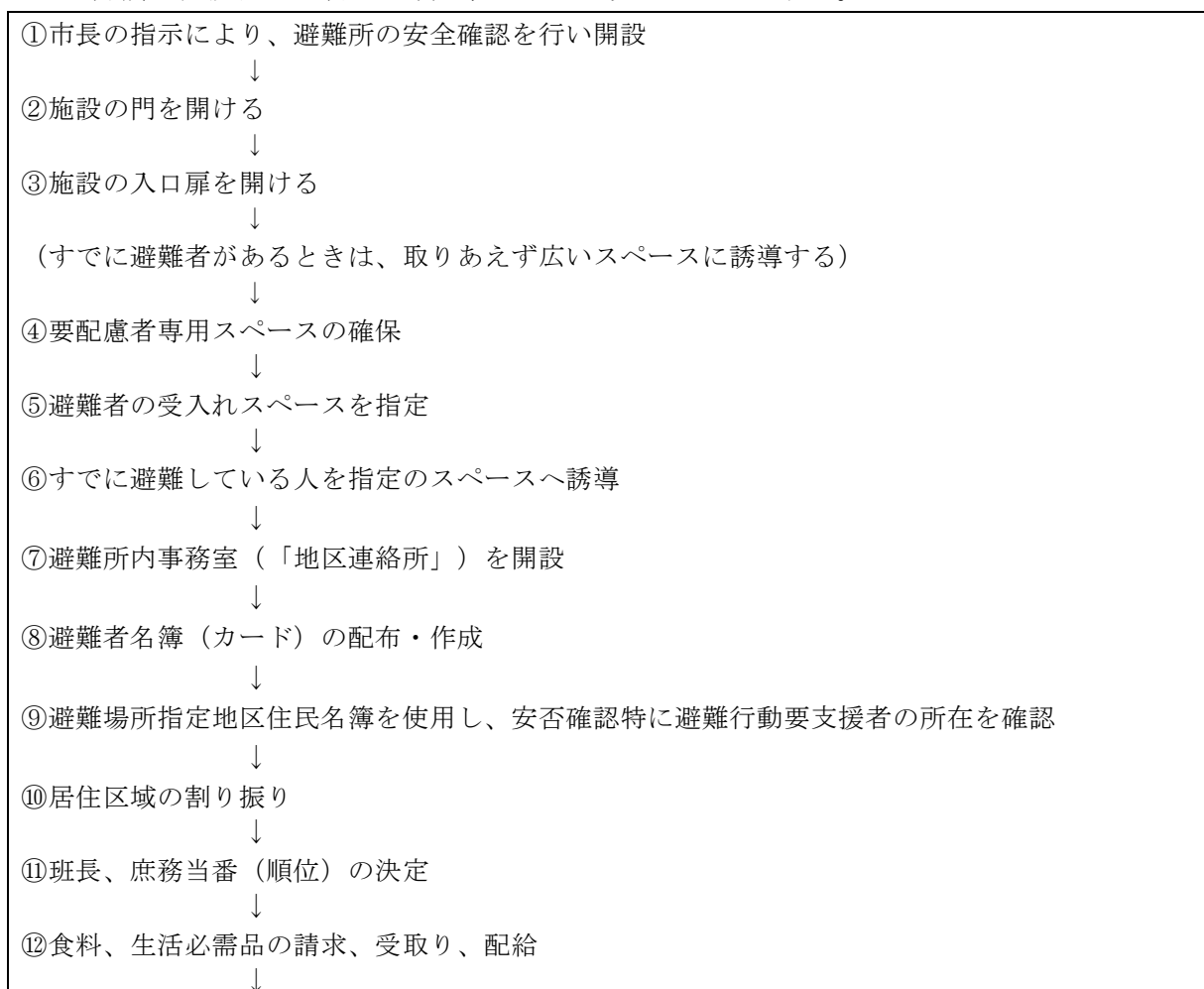
## 3 開設期間の目安

大規模災害が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標とする。

なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

## 4 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



- |   |
|---|
| ⑬要配慮者、病人等の移送措置<br>↓<br>⑭避難所の運営状況の報告（毎朝10時。その他適宜）<br>↓<br>⑮避難所運営に伴う記録の作成 |
|---|

なお、水害発生危険性が認められる場合の開設時期については、河川の水位、市内及び上流部の降雨状況等をモニターしながら、市民が安全に避難するための時間を考慮して判断する。

## 5 開設時の留意事項

### (1) 開設

避難所の開設は、原則として市長の指示による。ただし、夜間等に発生する等、突発的な災害の場合には、市長からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められるときは、「避難所班」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

### (2) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。併せて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

### (3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の受入れを終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、教育部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を企画部長に要請する。

消防本部、県災害対策本部及び警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

### (4) 所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（「地区連絡所」）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

## 6 運営上の留意事項

避難所の運営にあたっては、「清須市避難所運営マニュアル」に基づき下記の事項に留意しながら、各避難所に設置されている避難所マニュアルに基づいて運営にあたる。

### (1) 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）は、必要な物資等の数量の把握等を含め、避難所運営の基礎資料となるため、避難者名簿（カード）を配り、世帯単位での記載を求める。

集まった避難者名簿（カード）を基に避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、避難対策チーム長を通じて、危機管理部長へ報告する。

なお、受入れ能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられる。

### (2) スペースの割振り

可能な限り、地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

#### 居住区域の代表者（班長）の役割

- 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- 環境衛生対策チームが行う消毒活動等への協力
- 施設の保全管理

### (3) 管理運営体制の確立

避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達、救援物資等の手配等、行政と市民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所運営は、市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、その他被災者の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

### (4) 情報の提供

ア 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせてデマの流布防止と不安の解消に努める。

イ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

ウ 情報提供にあたっては、避難所運営委員会を設置し、行政担当者、施設管理者、避難所の代表等の組織化により、行政担当者、避難者の代表者によって情報提供を図る。

エ 目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県



避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

(5) 良好な生活の確保

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。

(7) 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（午後10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（午後10時以降）は最小限にとどめる等のルールづくりを要請し、徹底する。

(8) 市外からの避難者への対応

避難所には、市外からの避難者等も避難してくることが想定されるため、各避難所はこうした避難者の情報を的確に把握するとともに、あらゆる避難者に対して支給品をはじめとした待遇面で同様の扱いをすることを徹底する。

(9) 被災者の移送

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の受入れについては、救護・保健活動チームに連絡し、可能な限り老人ホーム・病院等専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続

する場合は、簡易ベッド等を用意する等の代替措置をとるよう努める。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

避難対策チームは、被害が甚大なため市内の避難所に被災者を受け入れることができないと認められる場合には、市長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

避難対策チームは、市長より他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市長は、県知事より他市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

(10) 生活支援

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を行う。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(12) 再避難の対策

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(13) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる市職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市災害対策本部へ報告する。

なお、市長に対する報告は、教育部長が正午までに取りまとめて行う。なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(14) 整備保存すべき書類

避難所内の混乱の防止及び安全かつ適切な管理を図るため、次の書類の整備保存を行う。

ア 避難所受入台帳

イ 避難所用物品受払簿

ウ 避難所設置及び受入状況

エ 避難者名簿

オ 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

#### (15) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

### 7 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した市民が市の区域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

### 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 方針

災害時における要配慮者支援対策の実施にあたっては以下の2点を基本指針とする。

- (1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を要請する。
- (2) 市民、事業所は市・県等行政機関の行う災害時における要配慮者支援対策の実施に最大限協力する。

### 2 市における措置

要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 2 避難の誘導を行う者」による。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 4 避難行動要支援者の支援」による。
- (3) 障害者に対する情報提供  
障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせる等、伝達方法を工夫して情報の提供を行う。
- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保  
市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
- (5) 福祉避難所の設置等  
自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門の人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

3 市における対策の具体的実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・市社会福祉協議会その他協力団体及び民生委員・児童委員等と協議して決めるが、概ね以下の4つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者の安否確認・所在把握</li> <li>● 避難所その他所在地における応急的な介助支援</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給の推進</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の設置</li> </ul>
住宅移転・帰宅等の準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>
住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討</li> <li>● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>

(2) 要配慮者支援対策実施体制

ア 要配慮者支援対策推進会議

災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における要配慮者支援対策を統一かつ適切に行うため、要配慮者支援対策推進会議を設置する。併せて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を健康福祉部内に置く。事務局要員は健康福祉部職員をもってあてる。

イ 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

名 称	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要配慮者の安否確認及び安全確保</li> <li>(2) 避難所その他所在地における介助支援の実施</li> <li>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施</li> <li>(4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>(5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施</li> <li>(6) トータルケアセンターの設置・運営</li> <li>(7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>(8) その他市民との対応</li> <li>(9) 要配慮者対策推進会議の運営事務</li> </ul>
市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ボランティアセンターの開設・運営</li> <li>(2) 要配慮者の安否確認及び安全確保に関する協力</li> <li>(3) 避難所その他所在地における介助支援への協力</li> <li>(4) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力</li> <li>(5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応</li> <li>(6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力</li> <li>(7) その他市・県が行う災害時要配慮者対策への協力</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における要配慮者の安否確認及び避難の支援</li> <li>(2) 避難所その他地域における介助支援</li> <li>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力</li> <li>(4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明</li> <li>(5) 行政サービス各種申込書の配布</li> <li>(6) その他災害時要配慮者対策に必要な措置</li> <li>(7) 行政・関係団体等との連絡・協議</li> </ul>

(3) トータルケアセンターの活用

高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人、人工透析患者等の、いわゆる「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

そのため、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

4 高齢者支援対策

(1) 方針

1995年の阪神淡路大震災では、多くの高齢者や病弱者の方々が「肺炎・気管支炎・喘息・胃潰瘍・心筋梗塞」等にかかり、適切な治療を受けられず死亡した。したがって、ここでは災害発生後の「高齢者の安否、所在地及び老人保健施設や老人病院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部及び県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取り決めを行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

高齢者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する高齢者」の安否確認</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「高齢者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 要配慮者専用病院等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 高齢者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策(避難所開設期間)	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等における巡回ケアサービスの実施 ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパー・ボランティア等の派遣 ※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施</li> <li>● 必要な場合の要配慮者専用病院等への移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 高齢者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>

第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮 設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>※仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス</li> <li>※入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス</li> <li>※要配慮者専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関職員からなる高齢者向け長期ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> </li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>
-------------------------------------	-----------------	--

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の 確認	自衛隊、県（福祉局、県警本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社
介護・介助のため のマンパワー の確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会、社会福祉関係大学等教育機関
専用避難所・病 院の確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設
移動・搬送	中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設、市社会福祉協議会
高齢者向け医療 サービス	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）
高齢者向け設備 の補修、設置・ 住宅設計等	県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等

5 障害者支援対策

(1) 方針

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、又は言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害、並びに知的障害、精神障害等、障害の種類、特性は多岐にわたるため、障害者の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的となる。

したがって、市は、多様かつ個別的な「障害者」の安否・所在地を確認するとともに、障害者に係る地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡を迅速にとりながら、障害者支援を行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

障害者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と協議し決める。

実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する障害者」の安否確認（保健所との連携）</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け 応急ケアサービス連絡協議会の編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣</li> <li>● 必要な場合の福祉避難所への移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け 応急ケアサービス連絡協議会の運営</li> </ul>
第2期応急ケア 対策 (避難所閉鎖以降仮 設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス ※福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者 向け長期ケアサービス連絡協議会の編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務</li> </ul>

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）、日本郵政株式会社東海支社
障害者向けケアサ	県（福祉局、精神保健福祉センター、清須保健所）、社会福祉関係大学等教



ービスプランの策 定・実施	育機関、県医師会（西名古屋医師会）、市社会福祉協議会、民生委員・児童 委員、各障害者支援組織（地域・全国）
その他介護・介助の ためのマンパワー の確保	県（福祉局）、社会福祉関係大学等教育機関、市社会福祉協議会、民生委員・ 児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師 会）
専用避難所・病院等 の確保	県（福祉局、精神保健福祉センター）、県医師会（西名古屋医師会）、身体 障害者療護施設、その他市内外障害者向け施設
移動・搬送	中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会） 身体障害者療護施設、授産施設その他市内外障害者向け施設、市社会福祉協 議会、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サ ービス	県（福祉局）、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科 医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）
障害者向け設備の 補修、設置・住宅設 計等	県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛 知県建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）

## 6 乳幼児対策

### (1) 方針

災害により乳幼児が受ける被害は、第1に、住宅の倒壊や火災、流失その他の被害による  
本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第2に、育児面における影響がある。

市は、保護者を失った乳幼児の養育・養護、乳幼児が受ける生活上の制約に関し可能な  
限り解消に努める必要がある。そのため、ここでは、災害発生後の「乳幼児の安否、所在  
地及び乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活  
を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過  
すために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等  
との協力・応援体制等について必要な取り決めを行う。

### (2) 各時期区分における措置の目安

乳幼児対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及  
び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時  
期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「乳幼児」の安否確認</li> <li>● 「要保護乳幼児リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「乳幼児リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 避難所等における応急的な支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児 用ベッドの供給、「子どもの精神的ケアについて」 リーフレットの配布等</li> <li>● 乳児院・養護施設等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の 設置</li> </ul>

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

区 分	期間の目安	措置の目安
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における第1期応急ケア対策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>※保育園職員・ボランティア等による応急保育</li> <li>※保健師等による巡回保健指導</li> <li>※精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務</li> </ul> </li> <li>● その他避難所等における応急的な支援措置の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> </ul> </li> <li>● 要保護乳幼児の乳児院・養護施設等への移送措置</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>
第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>※仮設住宅・入居待機者用施設入所者向け応急ケアサービス（巡回保健指導、巡回相談業務等）</li> <li>※健康診査の実施</li> <li>※公・私立保育園（所）運営に関する特別措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関職員からなる乳幼児向け長期応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul> </li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>

#### (3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、全国私立保育所連盟、社会福祉関係大学等教育機関
乳児院・養護施設等の確保	県福祉局（尾張福祉相談センター）、県保健医療局（清須保健所、県立病院）、県医師会（西名古屋医師会）
移動・搬送	県乗用旅客自動車協会、市社会福祉協議会
乳幼児医療サービス	県保健医療局（清須保健所、県立病院）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）

#### 7 その他の要配慮者対策

1995年の阪神淡路大震災では、高齢者・乳幼児・障害者以外にも、言葉や習慣が異なるた

めにより不自由さが増すこととなった「外国人」、定期的に人工透析治療を受ける必要のある者、その他の通院治療者や在宅の難病患者、食事内容に制約のある「食物アレルギー」者等、多様で個別的な救援ニーズがあった。

したがって、市はその他の要配慮者の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の要配慮者については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供する。

そのため、市は、健康福祉部を担当部として、県・国・各関係機関及び各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の要配慮者対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。

### 第3節 帰宅困難者対策

#### 1 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校等の組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

また、帰宅困難者は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

#### 2 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供する他、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

対策、避難所対策を図る。

##### (5) 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害伝言ダイヤル（171ダイヤル）及び、各携帯電話会社の災害用伝言板の普及・啓発を図る。

また、テレビ、ラジオによる安否確認等、放送メディアの活用促進を検討する。

### 3 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。

## 第10章 水・食料・生活必需品等の供給

### ■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### 第1節 給水

#### 1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (5) 応急給水
  - ア 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
  - イ 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。
  - ウ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (6) 応援体制
  - ア 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
  - イ 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

#### 2 応急給水体制の確立

- (1) ライフライン対策チームの編成
  - 市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらずライフライン対策チームを編成し、飲料水の供給及び水道施設の復旧促進を図る。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

ライフライン対策チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	建設部	名古屋市上下水道局 尾張水道事務所（愛知県企業庁）
給水拠点の確保・運営	建設部	県教育委員会（県立高校） その他避難所設置施設所管機関等
応急給水用資器材の確保	建設部	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店
給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部
応急給水実施に関する広報	企画部	テレビ、ラジオ、その他報道機関

##### (3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。

(ア) 市災害対策本部・地区連絡所・消防署への被害情報

(イ) 県災害対策本部への被害情報

(ウ) 市民からの通報

(エ) 市民からの名古屋市上下水道局への通報

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

(ア) 給水機能停止区域、世帯、人口

(イ) 復旧の見込み

(ウ) 応急給水体制に関する現況

(エ) 応急給水開始時期

(オ) 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

##### (4) 給水方法

ア 給水方法の選定

被害状況の調査に基づき給水対象地域の把握を行い、それぞれの地域に最も適した給水方法及び給水拠点を選定する。給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」、給水車等で搬送する「搬送給水」、あるいは軽度の被害箇所については既存の水道施設の応急修理による給水とする。

給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うように配慮する。

イ 周知・広報

給水拠点やその他給水に関する注意事項が被災者に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

(ア) 設定した場所及びその周辺に「給水場所」と大書した掲示物を表示する。

(イ) 応急給水に関する市民等からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

(ウ) ライフライン対策チームは、被災者に対する応急給水に関する広報活動を実施するよう要請する。

(5) 給水用資器材の確保

給水活動に使用できる市の資器材の把握、整備を日頃から行う。

なお、不足する資器材等の調達は、水道局、消防署、県、隣接市その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

### 3 飲料水供給の実施

(1) 応急給水基準

応急給水の量は、1人1日3ℓとするが、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民等に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

(2) 給水拠点受水槽への搬送

飲料水等の給水拠点受水槽への搬送は、トラック協会等の応援協力を得ながら行う。必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型可搬式ポンプ等や他部からの応援流用したものを使用する他、必要ある場合は、名古屋市上下水道局（給水車）・西春日井広域事務組合消防本部（水槽車）の応援を求め給水に万全を期する。

(3) 給水拠点での応急給水

給水拠点での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、市職員が避難所代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないよう協力を要請する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

(4) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定し、名古屋市上下水道局に要請する。

### 4 医療機関への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。

## 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品機材受払い簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

## 6 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 食料の供給

### 1 市における措置

市が行うべき食料の供給措置の内容を以下にまとめる。

- (1) 市は、自ら炊出し、その他による食料の給与を実施する。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

### 2 食料の応急供給体制の確立

#### (1) 食料物資供給チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、市民環境部長は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後2日目まで (最低限度の生命を維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの編成・運営</li> <li>● 初期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第一次支援措置）</li> </ul>
災害発生後3日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの運営</li> <li>● 復旧期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第二次支援措置）</li> </ul>
災害発生後15日目以降 (平常時食料供給機能の復旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの縮小又は解散</li> <li>● 応急食料供給停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第三次支援措置）</li> </ul>

#### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

#### (3) 食料の確保

##### ア 食料の確保すべき目標設置の目安

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内



協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し食料を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

なお、炊出し用米穀は、必要に応じて米穀販売業者等から確保を図るが、確保が困難な場合は、県知事に申請して売却決定通知を受けて実施する。

事 項	1人当たり1日量 ※下記のうちいずれか1つ	時期区分
初期応急食料の確保	乾パン・クラッカー 2～3パック	災害発生直後2日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
	調整粉乳 150g以内	
復旧期応急食料の確保	米穀（精米） 600g以内	災害発生後3日目以降14日目まで
	その他 必要量	
	弁当類 2～3食	
災害応急対策活動従事者用 病院・要配慮者等入所施設	必要量	災害対策体制中随時

(4) 米穀の原料調達

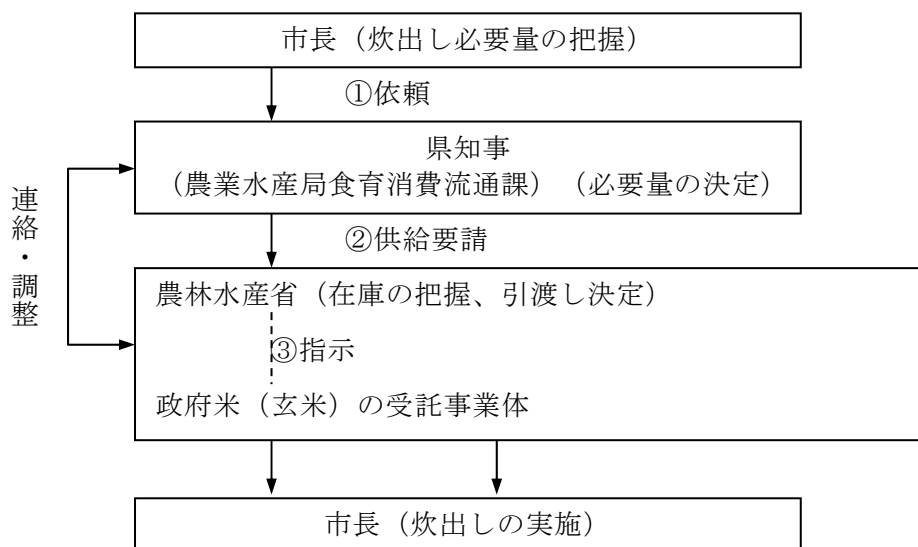
ア 市は、炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

図 炊き出し用として米穀を確保する手順図



(5) 食料の輸送

食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。

ア 輸送体制

市において調達した食料、県から支給を受けた食料及び全国各地から寄せられる物資については、以下に定める集積・配送拠点に集積した上で、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は、交通対策チーム及びトラック協会等の協力・応援を得て行う。

イ 食料の集積・配送拠点

食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、新川地域文化広場とする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないとき認めるときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。

施設名称	住所	荷捌き・保管場所・支援事項
新川地域文化広場 (カルチバ新川)	清須市寺野美鈴60番地	保管場所：カルチバ新川 荷捌き：北側駐車場
麒麟麦酒株式会社 名古屋工場	清須市寺野花笠100番地	保管場所：第1製品荷捌所東側庇 支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット
ミライノ株式会社	清須市春日長久寺61番地	保管場所：本社倉庫 支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット

(6) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

(ア) 市災害対策本部・地区連絡所及び消防本部への被害情報による概数の把握

(イ) 各避難所受入名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）

(ウ) 関係各部、関係機関、市政推進委員及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握

(エ) 各部の協力を得て、食料物資供給チームが集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

(ア) 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数

(イ) 応急食料供給体制に関する現況

(ウ) 応急食料供給開始時期

(エ) 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所

(7) 食料供給所（拠点）の設定

ア 設定

食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各

施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。

#### イ 周知・広報

食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が被災地住民等に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- (ア) 設定した場所及びその周辺に「食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
- (イ) 食料供給に関する被災者からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
- (ウ) 食料物資供給チームは、被災者に対する食料供給に関する広報活動を実施するよう要請する。

### 3 市民等への食料供給の実施

#### (1) 炊出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

#### イ 供給食料

(ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食料及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階〔災害発生当日及び発生後2日目（最大6食）〕

：乾パン、ビスケット、乾燥米飯等

第2段階〔3日目以降〕：食パン、おにぎり、弁当等

(イ) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の商品を供給する。

(ウ) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。  
また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。

#### ウ 供給基準

応急食料の供給基準は、次のとおりとする。

(ア) 乾パン・クラッカー：1食あたり1パック13枚

(イ) 米穀：1食あたり精米200g以内（※1、※2）

(ウ) 食パン：1日あたり200g（約半斤）以内

(エ) 調整粉乳：乳幼児1日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食あたり300g以内とする。

#### エ 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に受け入れた者。

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

(ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者。なお、この場合は現物をもって支給する。

(エ) 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者。

(オ) 災害応急対策活動従事者。

(カ) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### (2) 炊出し

給食センター等の調理施設の利用が可能な場合は炊出しを行うことができる。その場合、食料物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、女性の会、自主防災組織、赤十字奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお、必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

乳幼児のミルクは炊出しに含む。

なお、炊出しに代えて、米穀及び未加工品、又は金銭の支給は行わない。

#### (3) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

ア 子ども向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとする。

イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。

ウ 各応急食料供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者からその都度聴取する。

エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

#### (4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 4 整備保存すべき帳簿

#### (1) 炊出し給与状況簿

#### (2) 炊出し用物品借用簿

#### (3) 炊出しその他による食料給与物品受払簿

#### (4) 炊出しその他による食料給与のための食料購入代金等支払証拠書類

#### (5) 炊出しその他による食料給与のための物品受払証拠書類

### 5 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料の給与の実態が困難な場合、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施、又はこれに要する要員及び食料につき応援を要求する。

### 6 医療機関への食料の緊急供給の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への食料の緊急供給は、必要の有無を確認の上、関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会等の応援協力により行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、要請の有無の如何に関わらず、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームを通じて、食料の確保状況を照会する等、食料の確保に万全を期する。

## 7 平常時食料供給機能の復旧支援

国や県、市商工会その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食料供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時期区分	支援事項
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スーパー等における営業時間延長の弾力的運用</li> <li>● スーパー等における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul>
災害発生後3日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生活支援物資車両」としての認定</li> <li>● 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul>
災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送車両等の終日規制除外対象認定</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> <li>● 緊急融資の斡旋</li> </ul>

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第3節 生活必需品の供給

### 1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行う。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 2 生活必需品の給与・貸与体制の確立

(1) 体制

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず食料物資供給に準じて、各時期区分に応じた適切な給与・貸与を図る。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後3日目まで (最低限度の生活を維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の設置・運営</li> <li>● 第1次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）</li> </ul>
災害発生後4日目以降7日目まで (避難所前期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の運営</li> <li>● 第2次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）</li> </ul>
災害発生後8日目以降14日目まで (避難所後期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 第3次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）</li> </ul>
災害発生後15日目以降 (平常時生活必需品供給復旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第四次）</li> </ul>

#### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

#### (3) 生活必需品の確保

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し生活必需品を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事 項	品目例	時期区分
第1次応急生活必需品の確保 ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寝具（毛布及び布団 ※要配慮者用優先）</li> <li>● 敷物（発泡スチロール製）</li> <li>● 外衣（通着の作業衣・婦人服・子ども服等）</li> <li>● 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）</li> <li>● 日用品（トイレトペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ・歯ブラシ・歯磨き粉等）</li> <li>● 冷暖房用品（使い捨てカイロ等）</li> <li>● 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等）</li> <li>● 光熱材料（マッチ・ろうそく・使い捨てライター・カセットコンロ等）</li> <li>● 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等）</li> <li>● その他の救急薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計等）</li> </ul>	災害発生直後 7日目まで
第2次応急生活必需品の確保（移行期） ※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍・雑誌・漫画・絵本類等</li> <li>● ミュージックソフト（CD・カセットテープ等）</li> <li>● スポーツ用品・ゲーム類等</li> <li>● その他教養娯楽品</li> </ul>	災害発生後8日目 以降14日目まで

- (4) 生活必需品の輸送  
「食料」の規定を準用する。
- (5) 需要の把握（被害状況の把握）  
災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。
- (6) 生活必需品の給与・貸与拠点の設定  
「食料」の規定を準用する。

### 3 市民等への生活必需品の給与・貸与の実施

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

### 4 平常時生活必需品供給機能の復旧支援

「食料」の規定を準用する。

### 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資受払簿
- (2) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）
- (3) 物資購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資支払証拠書類

### 6 応援協力関係

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施、又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

### 7 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 1 市等関係機関及び県（環境局）における措置

##### (1) 環境汚染事故の把握

市等関係機関は、県からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、市等関係機関は、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について情報提供を受ける。

また、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、市民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置について、県より指導を受ける。

##### (3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

##### (4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

### 第2節 地域安全対策

#### 1 県警察における措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生



活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。

## 2 市における措置

市は、県警察及び警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第12章 遺体の取扱い

### ■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。
- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者は、捜索収容し、処理・埋火葬する必要がある。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖によりその死因が明らかにされた後、「埋葬許可証」を交付することができる。
- 遺体は、迅速に処理されない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「埋火葬」を完了させる必要がある。市及び県の検視（調査）体制を構築するとともに、遺体を納めるための「棺」及び保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、火葬処理を行うための施設等、市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力要請を図りながら、以下の2点を基本方針として、遺体の捜索・処理・埋火葬を行う。
  - ①被災地において必要となる捜索・収容・埋葬作業の各要員・資機材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペース又は施設）を確保し効率的に運用する。
  - ②市域の内外を問わず、収容した遺体全てを火葬することができる処理施設を愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て多数かつ迅速に確保する。

### 第1節 遺体の捜索

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の捜索

県警察等と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官等の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

(4) 行方不明者リストの作成

避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成を行う。

2 対策実施上の時期区分

大規模災害発生時における遺体の搜索・処理・埋火葬の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
第1次対策 (災害発生初期の緊急措置)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における「行方不明者リスト作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握</li> <li>● 遺体の搜索・処理・埋火葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設の確保</li> <li>● 遺体の搜索・遺体安置所への収容</li> <li>● 収容された遺体の検視（調査）・埋火葬</li> <li>● 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の搜索・処理・埋火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>
第2次対策 (避難所開設期間)	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者リストに基づく搜索</li> <li>○発見された遺体の遺体安置所への収容</li> <li>○収容された遺体の検視（調査）・火葬</li> <li>○市民合同葬の実施</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>
第3次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○行方不明者リストに基づく搜索・収容・火葬</li> <li>○行方不明者搜索作業の完了時期に関する検討</li> <li>○合同慰霊祭の実施に関する計画の検討</li> </ul> </li> <li>● 第3次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>

3 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体搜索状況記録簿
- (2) 搜索用機械器具、燃料受払簿
- (3) 搜索用機械器具修理簿
- (4) 遺体搜索用関係支出証拠書類

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第2節 遺体の処理

### 1 市における措置

#### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

#### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

#### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

#### (4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

#### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 2 整備保存すべき帳簿

#### (1) 遺体処理台帳

#### (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 遺体の埋火葬

### 1 市における措置

#### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(4) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(5) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定による。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

## 2 整備保存すべき帳簿

(1) 埋火葬台帳

(2) 埋火葬処理費支出関係証拠書類

## 3 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第13章 ライフライン施設等の応急対策

### ■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等の2次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

### 第1節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策（総論）

#### 1 実施体制

##### (1) 方針

- ア あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- イ 各ライフライン施設の復旧が火災その他2次災害の原因となることのないよう危険防止措置を講じ、また、各ライフライン施設全体の復旧が迅速に行われるよう、各ライフライン機関が相互に密接な連携・協力体制を確立する。
- ウ 復旧は、人命に関わる病院、及び災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関、避難所等の施設から優先的に行う。
- エ 市、県等行政機関及び各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

##### (2) 対策実施上の時期区分

- 対策の実施は各ライフライン施設において行われるが、対策実施については以下の区分を目安として支援を行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の 緊急措置	災害発生直後 相当時間まで (当日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置</li> <li>● 水道の火災発生地域への供給の継続及び必要な応援措置</li> <li>● 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置</li> <li>● 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握</li> <li>● 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立</li> <li>● その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置</li> </ul>
第1期応急対策 の実施 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気・電話 … 期間中に復旧完了</li> <li>○水道 … 期間中に80%復旧(通水率)</li> <li>○ガス … 期間中に40%復旧</li> </ul> </li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>
第2期応急対策 の実施 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道 … 発生後1か月以内復旧完了(通水率)</li> <li>○ガス … 発生後2か月以内復旧完了</li> </ul> </li> <li>● 本復旧計画の検討及び実施</li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>

## 2 市の役割

### (1) 市防災会議

災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、清須市防災会議の開催を要請する。

### (2) ライフライン対策チームの編成

電気、ガス、水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る2次災害発生の未然防止、トータルな「復旧」の実施等を推進するため、ライフライン対策チームを編成する。

## 第2節 電力施設対策

### 1 電気(中部電力株式会社、株式会社JERA)

#### (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

西日本電信電話株式会社の加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

#### (3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### (4) 応急復旧活動の実施

##### ア 優先的に復旧する設備、施設

##### (ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高压系統に関連する送変電設備

##### (イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

##### イ 復旧方法

##### (ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

##### (イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

##### ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

#### (5) 要員、資機材等の確保

##### ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

##### イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

#### (6) 広報活動の実施

##### ア 利用者に対する広報

##### (ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

##### (イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。



イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

### 第3節 ガス施設対策

#### 1 ガス事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、2次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

### 3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策

#### (6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車、チラシ類の配布等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 2 LPガス（プロパンガス）施設

### (1) 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講ずる。また、2次災害の発生防止措置を講ずる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

### (2) 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏れの危険がある場合、又は爆発する等の災害が発生した場合、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止する等、危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

### (3) 応援協力関係

一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。

## 第4節 上水道施設対策

### 1 水道事業者（市及び県（保健医療局、企業庁））における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

#### (1) 応急復旧活動の実施

##### ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

(1) 災害における応急工事

ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域には、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物資が混入しないように処理するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように周知する。

(3) 広報活動

水道施設の被害の状況、水道使用の一時中止、復旧の見通し等について、広報車、チラシ類の配布、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 第5節 下水道施設対策

### 1 下水道管理者（市及び県（建設局））における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、2次災害の発生箇所又は発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能

### 3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策

な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

#### (2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ県を通じて応援要請する。

また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続の特例措置等を要請する。

#### (3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

#### ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水等を行い排水機能の回復に努める。

#### イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上で緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による2次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

### (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、排水機能の応急復旧を図る。

## 第6節 通信施設の応急措置

### 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

#### (1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

- (2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
  - イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

## 2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

## 3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

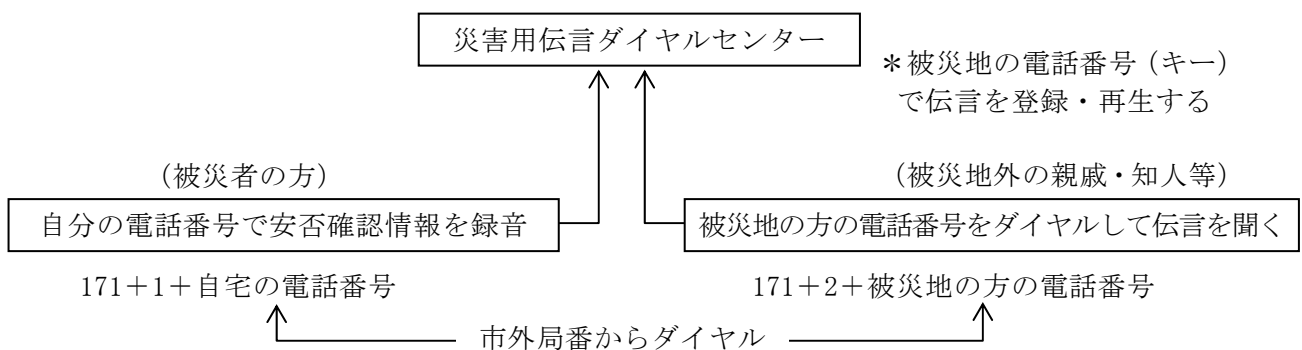
なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

また、市は、災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、一般利用者等に対する広報活動を実施するとともに、災害用伝言ダイヤルの周知を図る。

※災害時に被災者の安否確認による電話の混線を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。

### 【災害用伝言ダイヤルのシステム】



3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が県単位に指定する。）
利用可能電話	西日本電信電話株式会社の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号つき伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

#### 4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

##### (1) 携帯電話会社による災害用伝言板サービスの周知

大規模災害が発生した時に、災害発生地域に居住の携帯電話を持っている者が、インターネット接続サービスを利用して、Web上に開設された災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することが可能となるものである。

また、登録された安否情報等は、インターネットを通じて、他社携帯電話やPHS、パソコンから閲覧・確認することができる。

- ア NTTドコモ「災害用伝言板」
- イ KDDI（au）「災害用伝言板」
- ウ ソフトバンク「災害用伝言板」
- エ Y!mobile「災害用伝言板」
- オ NTT西日本「災害用伝言板Web171」

## 第7節 郵便業務の応急措置

### 1 日本郵便株式会社の措置

#### (1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及

び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間又は取扱い日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 第8節 ライフライン施設の応急復旧

### 1 市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第14章 航空災害対策

### ■基本方針

○航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 第1節 愛知県名古屋飛行場

#### 1 県（名古屋空港事務所）における措置

##### (1) 航空機事故発生の通報

航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限に軽減するよう努める。

##### (2) 航空自衛隊及び地元消防機関の協力による消火救難活動

航空機事故が発生した場合は、航空自衛隊及び地元消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (3) 空港利用者の避難誘導

空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

##### (4) 愛知県医師会に対する医療救護班の派遣要請

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に医療救護班の派遣を要請する。

##### (5) 日本赤十字社愛知県支部に対する救護班の派遣要請

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死者数が発生した場合は、「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。

##### (6) 愛知県歯科医師会に対する歯科医療救護班の派遣要請

空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、歯科医療救護班の派遣を要請する。

##### (7) 救難救助隊の編成及び救護所・遺体安置所の設置

空港内及びその周辺において、航空機事故により多数の死傷者が発生した場合は、救難救助隊を編成し、救護所及び遺体安置所等を設置し、救難救助活動を実施する。

##### (8) 滑走路等の使用の一時停止措置

滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用



できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。

## 2 航空自衛隊における措置

### (民間機の場合)

- (1) 地元消防機関及び県（名古屋空港事務所）と協力した負傷者の救出、消防活動  
愛知県名古屋飛行場内で航空機事故が発生した場合は、地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。
- (2) 愛知県知事の要請に基づく救助、捜索等災害応急活動  
愛知県名古屋飛行場周辺で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により出動し、救助、捜索等災害応急活動を実施する。

### (自衛隊機の場合)

- (3) 航空機事故発生の通報  
航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、3「情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）」により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限に軽減するように努める。  
また、必要な情報を地元消防機関等に通報し、円滑な対策活動が実施できるように協力する。
- (4) 応急活動及び事故現場の復旧  
救助、捜索等応急活動を実施するとともに、事故現場の復旧を行う。  
また事故に関する情報交換及び救難活動に関する連絡調整を円滑に実施するため、事故現場付近に現地連絡所を設置する。

## 3 市における措置

- (1) 航空機事故発生の通報  
航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令  
空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限あるいは退去を命ずる。
- (3) 救助及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。  
また航空自衛隊が設置する現地連絡所の場所を提供するとともに、必要に応じ連絡員を派遣する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等  
負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処置を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。  
また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等を設置又は手配する。  
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

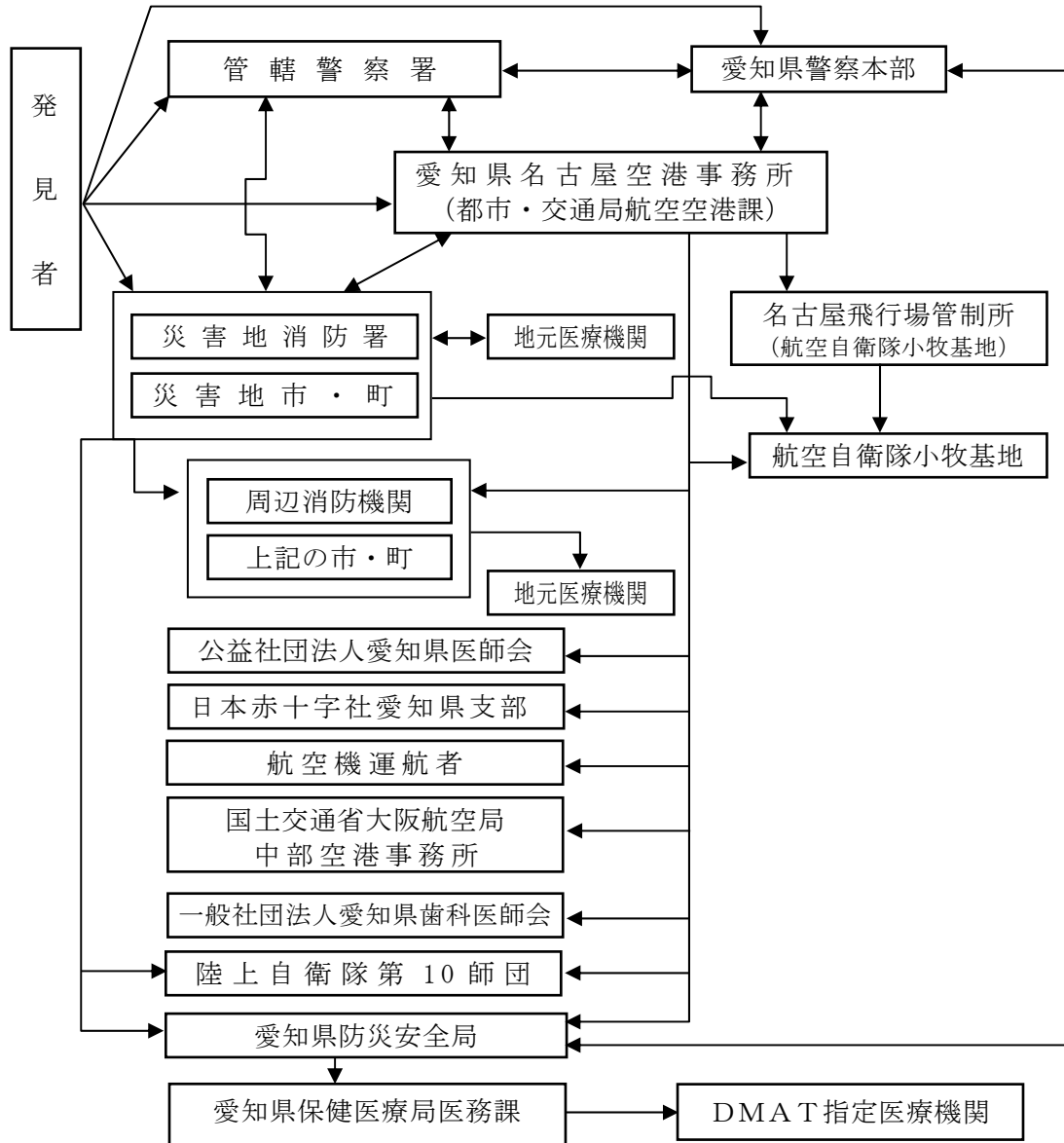
さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資器材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣についてあっせんを求める。

4 情報の伝達系統

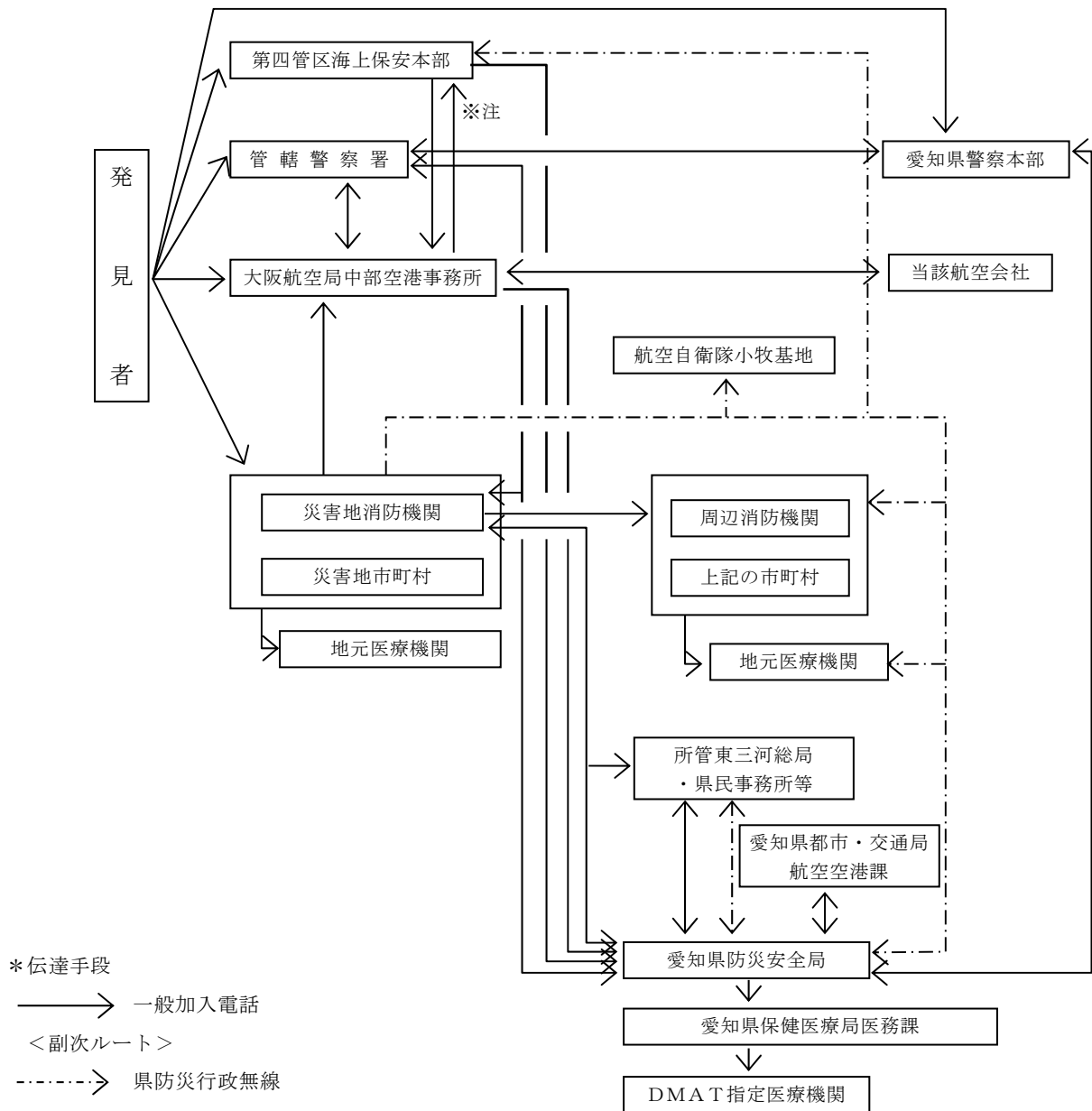
(1) 愛知県名古屋飛行場

ア 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合





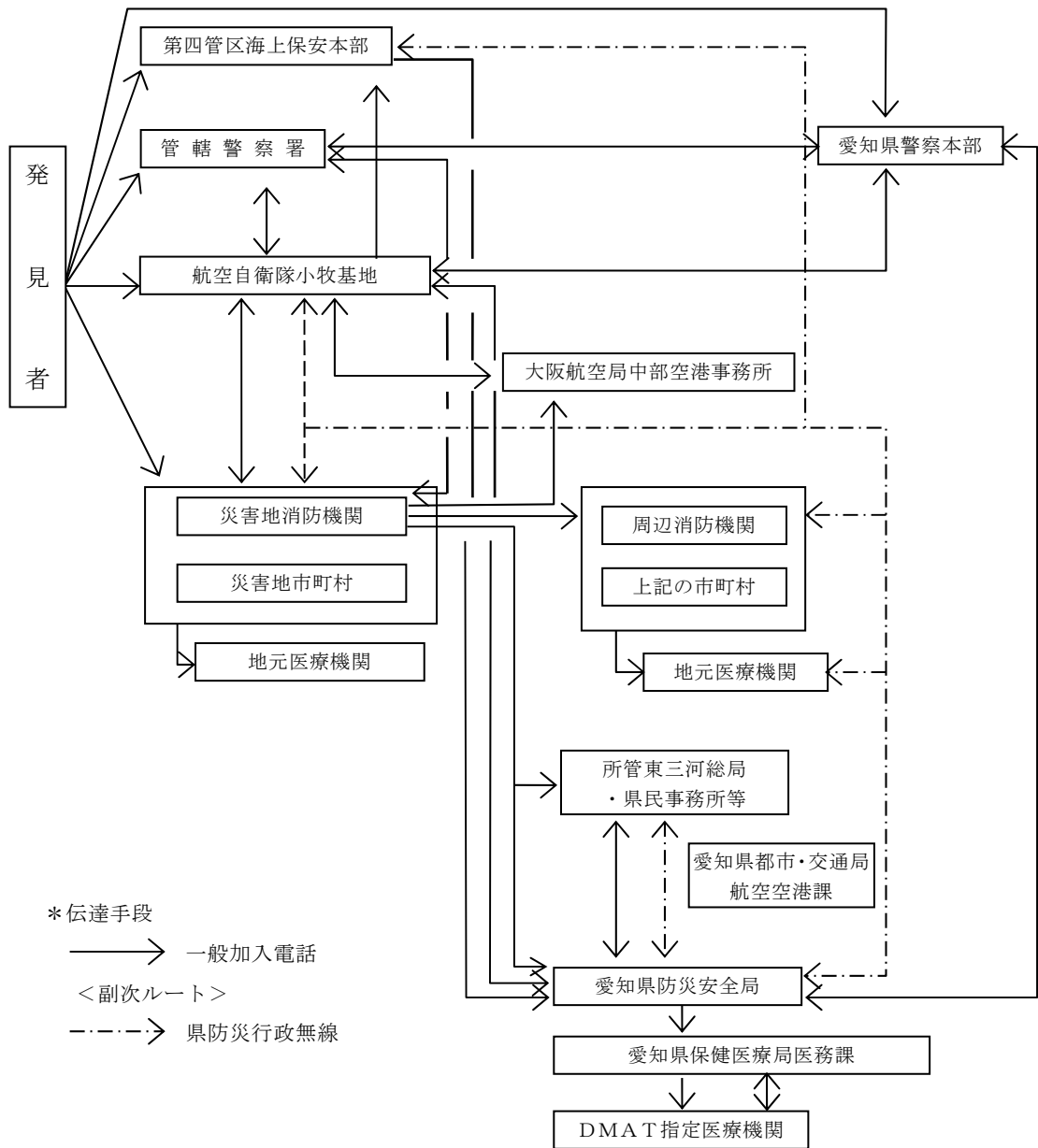
(2) その他の地域で事故が発生した場合  
ア 民間航空機の場合



※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

3 災害応急対策計画  
 第1編 風水害等災害応急対策

イ 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

## 第15章 鉄道災害対策

### ■ 基本方針

○鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下、「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。

### 第1節 鉄道災害対策

#### 1 鉄道事業者における措置

- (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡  
大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに市、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。
- (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難  
大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（「第5章 救出・救助対策」参照）。
- (4) 代替交通手段の確保  
大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 鉄道施設の応急措置  
鉄道施設の応急措置については、「第7章 道路交通規制・緊急輸送対策」により実施する。
- (6) 他の鉄道事業者への応援要請  
応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

#### 2 市における措置

- (1) 県への連絡  
鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限・退去等の命令  
必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

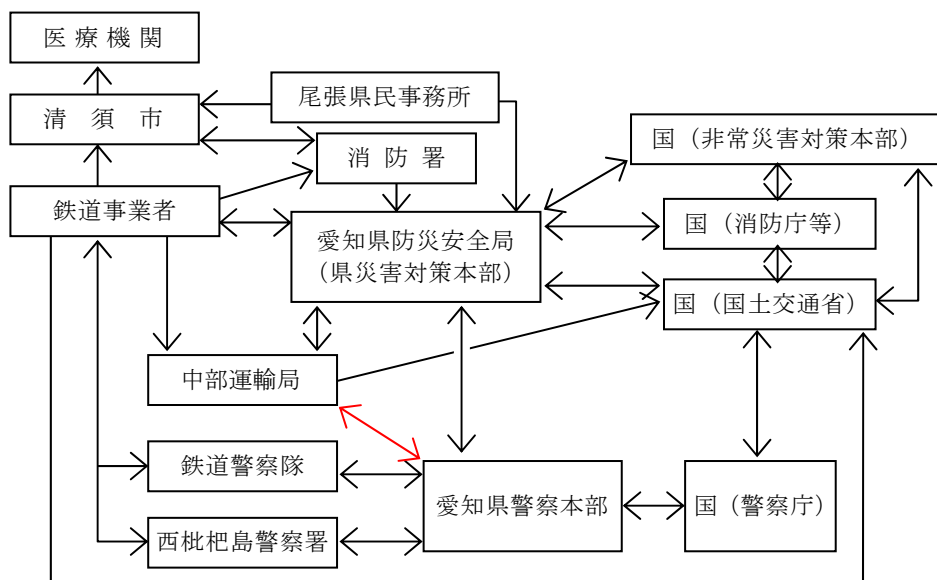
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

(1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。



## 第16章 道路災害対策

### ■基本方針

○トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下、「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施する。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、「第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

### 第1節 道路災害対策

#### 1 道路管理者（市、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省、愛知県への連絡  
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び愛知県に連絡する。
- (2) 交通規制  
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（「第7章 道路交通規制・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力  
市、県等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動  
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、2次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請  
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

#### 2 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡  
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び市民の立入制限、退去命令  
必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

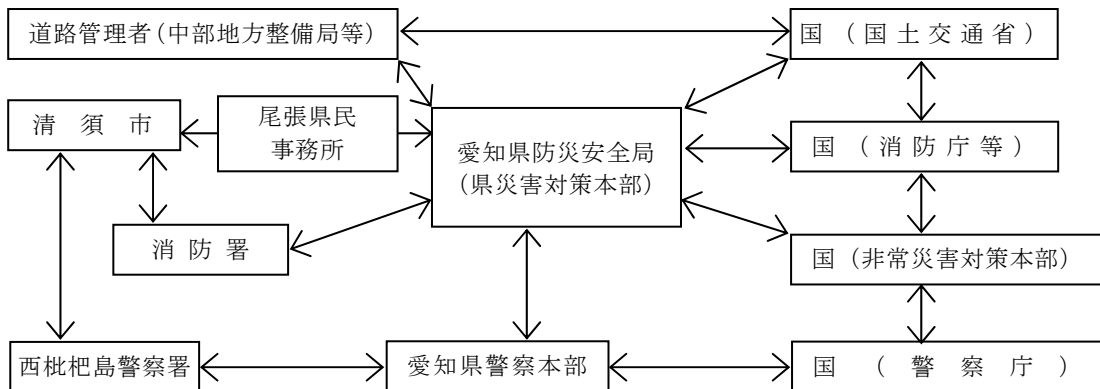
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等  
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。  
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」により実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保  
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。  
また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請  
地元市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等  
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。
- (8) 緊急輸送道路指定路線の道路機能の確保  
県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路の機能確保に努める。
- (9) 緊急輸送道路に関する情報提供  
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 3 県警察における措置

- (1) 警察用航空機等による情報収集  
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動  
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動  
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導及び危険物等の防除活動を実施する。
- (4) 遺体の収容、搜索、検視等  
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制  
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動  
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

#### 4 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



#### 5 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

## 第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

### ■基本方針

○危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 危険物等施設及び積載車両

#### 1 危険物等施設及び積載車両の所有者、管理者、占有者における措置

##### (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上保安機関へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の市民に避難するよう警告する。

##### (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

##### (4) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

- (6) 遺体の収容、搜索、検視等  
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (7) 交通規制  
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (8) 関係機関への支援活動  
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

### 3 市における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報  
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示  
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等の命令  
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動  
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (5) 他市町村に対する応援要請  
火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼  
さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。  
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第18章 高圧ガス災害対策

---

### ■基本方針

○高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 高圧ガス施設及び積載車両

#### 1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

##### (1) ガスの安全な場所への移動等安全措施

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措施を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

所轄消防署又は所在市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 高圧ガス施設の所有者等への危害防止のための措置等

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

##### (6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

##### (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

##### (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

### 3 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 高圧ガス施設の所有者等に対する危害防止措置の指示

高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第19章 火薬類災害対策

### ■基本方針

○火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

### 第1節 火薬類関係施設

#### 1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

##### (1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

##### (2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

#### 2 県警察における措置

##### (1) 県及び名古屋市への通報

県及び名古屋市へ災害発生について、直ちに通報する。

##### (2) 火薬類施設及び火薬類の所有者等に対する危害防止のための措置等

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。

##### (3) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

##### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

##### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

##### (6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

##### (7) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

##### (8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。



### 3 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第20章 大規模な火事災害対策

### ■基本方針

○大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下、「大規模な火事災害」という。）から地域住民を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関係機関は緊密な協力のもとに各種対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。なお、「第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、「第18章 高圧ガス災害対策」及び「第19章 火薬類災害対策」の定めについても留意する。

### 第1節 大規模な火事災害対策

#### 1 市における措置

##### (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

##### (2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、「第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

##### (3) 警戒区域の設定及び市民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防団及び消防本部と協力して消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

##### (5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

##### (6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

##### (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

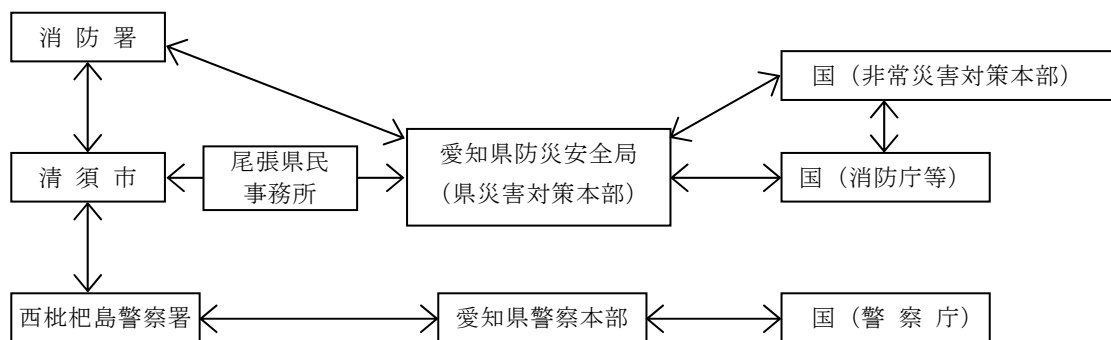
- (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保  
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等  
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

## 2 県警察における措置

- (1) 警察用航空機等による情報収集  
警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。
- (2) 救出救助活動  
関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導  
立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、捜索、検視等  
死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制  
災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動  
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 3 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



## 4 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

## 第21章 地下等における都市ガス災害対策

### ■基本方針

○地下等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 第1節 地下等における都市ガス災害対策

#### 1 地下等の所有者、管理者及び占有者における措置

##### (1) ガス事業者等への通報及び火気使用禁止等の安全措置

ガス漏れを知ったときは、直ちにガス事業者へ通報するとともに当該地下等内にある店舗等のメーターガス栓を閉止し、火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講ずる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報する。

##### (2) 避難誘導による安全確保

ガス事故発生のおそれのある場合、又は現にガス事故が発生している場合は、地下等の居住者、店舗等の客及び付近の市民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講ずる。

##### (3) シャッターの閉鎖

他の地下、ビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮しつつ連絡口に設けられているシャッターを閉鎖する。

##### (4) 立入規制及び自衛消防隊その他の要員による初期消火活動

消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて地下に通ずる階段付近一帯をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が生じた場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し2次災害の防止に努める。

##### (5) ガス事業者との事前申し合せに基づく緊急時のガス遮断

地下等の所有者等は、ガス事故災害を防止するため緊急でやむをえないものと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。

##### (6) 消防機関の受入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

#### 2 ガス事業者における措置

##### (1) 所要の保安要員の現場出動

地下等の所有者等あるいは市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故の発生若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに、所要の保安要員を現場

へ出動させる。

(2) 消防機関及び県警察に対する通報連絡

地下等の所有者等からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づきガス事故が発生又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び県警察に対し通報連絡する。

(3) ガス漏れの検知及びガスの供給停止

現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。

(4) 現場消防機関に対する措置状況の報告

現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に(3)の措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。

(5) 遮断後のガス供給再開 遮断後のガスの供給再開は、2次災害発生の防止を図るため、ガス事業者（保安要員）が行う。

### 3 市（消防機関）における措置

(1) ガス事業者への通報連絡

地下等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡する。

(2) 地下等の所有者等に対する危害防止措置の指示

地下等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び市民等に対する立入制限、退去等命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導

現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の市民の適切な避難誘導を講ずる。

(5) 救助及び消火活動

清須市消防計画等により消防団を出動させ、当該地下等の救助及び消火活動を実施する。  
この場合、必要に応じて当該地下等の所有者等からの報告、助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。

(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置

ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、「2 ガス事業者における措置」に準じた措置を講ずる。

(7) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(8) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

#### (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

## 4 県警察における措置

### (1) 県への通報

地下等における都市ガス災害の発生を知ったときは、直ちに県へ通報する。

### (2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

### (3) 地下等の所有者等に対する危害防止のための措置等

地下等の所有者等に対し危害防止のための必要な措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

### (4) 救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

### (5) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

### (6) 火気使用禁止等の広報活動

火気使用禁止等の広報活動を実施する。

### (7) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、「第12章 遺体の取扱い」の定めにより実施する。

### (8) 交通規制

災害発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

### (9) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

## 5 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第22章 住宅対策

### ■基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により、居住が不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設し、また、住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に可能な程度の応急修理をし、又は障害物を除去する必要がある。そして、大規模災害においては、“市の復興”のための都市計画策定・事業化へと進めていく必要がある。非常時における都市計画は、平常時と異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という順序で取り組むことが要請される。従って災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ、行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われるため、以下の4点を基本方針として、住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去にあたる。
  - ①可能な限り現住宅の居住継続の方途を迫及する。
  - ②市民の自主的復旧を原則とする。
  - ③民間活力を最大限活用する方途を迫及する。
  - ④市は、市民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

### 第1節 実施体制

#### 1 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・愛知県建設業協会その他協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の被害状況の把握</li> <li>● 被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置</li> </ul>

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

区 分	期間の目安	措置の目安
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災建物の補強又は補修・解体の実施</li> <li>● 応急仮設住宅の建設</li> <li>● 公営空家住宅の確保</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の設置・運営</li> </ul>
住宅供給・帰宅期 （避難所閉鎖以降）	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の運営</li> </ul>

## 2 災害時「住」対策推進会議

### (1) 災害時「住」対策推進会議の設置

関係各部長及び愛知県建設業協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。併せて、対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を建設部内に置く。事務局要員は建設部及び関係各部職員をもってあてる。

### (2) 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

名 称	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時「住」対策推進会議の運営事務</li> <li>②建物被害状況に関する調査及び集計</li> <li>③被災宅地危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む）</li> <li>④応急仮設住宅設営用地の確保</li> <li>⑤トータルケアセンターの設置・運営</li> <li>⑥その他市民との対応</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成</li> <li>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成</li> <li>③災害救助法に基づく被災住宅の応急修理</li> <li>④災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設</li> <li>⑤応急仮設住宅設営用地確保のための協力</li> <li>⑥市が行う被災者相談業務に関する協力</li> <li>⑦その他市が行う災害時「住」対策への協力</li> </ul>
国・防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援</li> <li>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援</li> <li>③その他市が行う災害時「住」対策への協力</li> </ul>
愛知県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災宅地危険度判定作業実施の協力</li> </ul>



名 称	役割のあらまし
その他建築関係団体・事業所	②判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ③市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ④被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ⑤市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑥その他市が行う災害時「住」対策への協力
市内宅地建物取引業者 県内弁護士団体	①被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力 ②市が行う被災者相談業務に関する協力 ③その他市が行う災害時「住」対策への協力
市 民	地区復興委員会の結成・運営 ①被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ②被災者住宅への調査時の立ち会い ③被災者からの住宅修繕等の受け付け・集計・通知 ④融資制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤行政サービス各種申込書の配布 ⑥その他災害時「住」対策に必要な措置 ⑦発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ⑧行政・関係団体等との連絡・協議

### 3 住宅の確保・供給体制

#### (1) 市の役割

被災者向け住宅の確保・供給については、以下の事項を参考に行う。

項 目	手順その他必要事項
仮設住宅等入居希望状況の把握	①避難所、トータルケアセンター、民生委員・児童委員等による調査
応急仮設住宅建設用地の確保	①市内の公園の被災後の現況の把握 ②その他市内未利用地の現況把握及び用地確保
一時入居住宅の確保	①市内公共住宅空家の現況把握及び確保 ②市外公共住宅空家の確保（→県建設部・県産業労働部等） ③公民館等の市施設のうち転用可能なもの ④民間賃貸住宅、社宅等のうち提供可能なもの
被災者向け住宅供給計画案の作成	①総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ②面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ③供給実施計画案の作成
県・国等との協議及び協力要請	①仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（→東海財務局・県等） ②建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（→県建築局・県経済産業局等） ③供給計画案の協議及び供給実施計画決定（→県福祉局・県建築局） ④一時入居住宅提供その他の協力要請
愛知県建設業協会その他協力団体等への協力要請	①供給・斡旋等協力体制確立の要請 ②供給実施計画案の作成に関する協力要請 ③県・国との協議状況に関する情報の提供
トータルケアセンター・地区復興	①センター担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策

項目	手順その他必要事項
委員会等における申込等受付け体制の確立	び入居申込用紙の配置 ②市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付け ③市民からの相談・苦情等の受付け
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	①市による広報活動の実施 ②報道機関に対する情報の提供及び報道の要請

(2) 被災者向け住宅供給の目安

被災者向けに供給することが必要となる住宅の仕様、主な確保ルートに関する概ねの目安は以下のとおりとする。

区分	面積の目安	主な確保ルート
多人数世帯向け住宅	39.6㎡ (12坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社・その他公共住宅空家</li> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
少人数世帯向け住宅	29.7㎡ (9坪)	
単身者向け住宅	19.8㎡ (6坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
要介護付住宅	平均19.8㎡ (6坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
入居待機者用施設	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暫時提供可能な社宅</li> <li>● 待機者用施設としての転用若しくは建設</li> </ul>

4 関連対策との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、輸送や電力・ガス・水道の供給にあたる人員や資機材等との調整も必要となってくることを考えられる。

調整は、原則として、市災害対策本部が行うが、災害時「住」対策推進会議で調整可能な場合はこれによる。

5 関係機関との連携体制

迅速かつ相応量の住宅供給の確保をするには、「多く」の技術者・作業要員・資機材・被災地最寄用地の確保が必要となるため、県、国、民間事業者等との連携を図る。

また、仮設住宅建設、公営住宅空家の確保と合わせて民間賃貸住宅の供給を促す。

6 トータルケアセンター等を活用した相談支援

自主的復旧を促進するための支援として、トータルケアセンターを中心とした相談業務を行う。災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言又は協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、トータルケアセンター（市役所内に設置予定）に相談業務を行うための要員を確保するよう努める。

## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 1 方針

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、市の区域で被災宅地危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

#### (2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

## 第3節 被災住宅等の調査

### 1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

### 1 市、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

#### (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

#### (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものである  
で、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等  
については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府  
県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

## 2 民間住宅

被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じるこ  
とから、民間住宅の確保に努める。

企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

## 第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 市及び県（建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、  
応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じ  
て供与方法を選択する。

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、概ね以下の2つの時期区分  
に基づき行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</li> <li>● その他公共住宅空家の提供可能数の把握</li> <li>● 暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</li> <li>● 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</li> <li>● 応急仮設住宅建設計画の策定（用地の確保等）</li> <li>● 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</li> </ul>
住宅供給・帰宅促進 実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 20日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立</li> <li>● 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</li> <li>● 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅の建設開始</li> </ul>

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、2次災害に充分配慮する。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

区 分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	公園管理者 (都市計画課)	ア 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	総 務 部	イ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
県	県有未利用地	県総務局	
国有未利用地		東海財務局	ア 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。(国有財産法第22条第1項第3号) イ 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。
その他公有未利用地		各管理機関	-
民有未利用地		各管理者	ア 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交わす。 イ また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て、建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取り決めを行うことが望ましい。

ウ 留意事項

被災者が相当期間居住することを考慮し、建築場所の選定にあつては、以下の事項に留意する。なお、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならないため、関係各部長・機関等の協力を得ながら選定する。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないように正規の賃貸借契約書を取り交わすこと。

(ア) 2次災害の危険のないこと

(イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

(ウ) 交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等

(エ) ガス・水道・電気等供給施設の敷設可能な場所

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができる。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

#### イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。

#### ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買い取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

#### エ 建設戸数

応急仮設住宅は、災害救助法では、全焼、全壊及び流出世帯の合計数の3割以内が目安とされているが、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等に応じて設置戸数の引き上げが必要と認められる場合は、厚生労働大臣の承認が得られるように応急仮設住宅設置期間内に知事へ申請を行う。

#### (4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

#### (5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

#### ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託し、市がこれを行う。

調査結果の取りまとめは建設部長が行うが、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。また、選定にあたっては、以下の事項を把握する。

- 建設地に関する希望状況の把握（避難所所管区域内にこだわるか否か）
- 段差の解消等仕様に関する希望内容
- 介護の要否・程度に関する希望内容

#### ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であ

ることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

- (イ) 県が管理するものについては、市はこれに協力する。
- (ウ) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め建設部が行う。
- (エ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (オ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

#### エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

供与にあたっては、入居者に対しこの建物が、被災者との間に応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶ。

#### (6) 整備保全すべき帳簿

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約
- ウ 応急仮設住宅建築のため原材料購入契約書・工事契約・その設計書・仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第6節 住宅の応急修理

### 1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付け、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。

#### (1) 応急修理を受ける者の範囲

ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

#### (1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）等し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、

かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者。

(2) 応急修理方法

住宅の応急修理は、救助の実施機関である知事が実施するのが原則であるが、直接できない場合は、その委託を受けた市長が現物給付をもって実施する。

現物給付とは、救助の実施機関である県又は市が、建築業者あるいは土木業者を動員して応急修理を実施することである。

応急修理は、居室・炊事場・トイレ等のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、応急修理に関する費用は、災害救助法施行細則に定める基準を適用し、その範囲内とする。

(3) 応急修理の申請

応急修理を必要とする者は、申請書により市長に申請するものとし、市長は決定通知書により申請者へ通知する。

また、県への各種情報提供等を行う。

(4) 整備保存すべき帳簿

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、清須市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第7節 障害物の除去

### 1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

現に居住している住家で居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用



障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 整備保存すべき帳簿

ア 障害物撤去の状況記録簿

イ 障害物除去費支払関係証拠書類

## 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第23章 学校における対策

### ■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。
- 学校教育活動の早期再開を図ると同時に、被災により心の傷を受け精神的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」も欠くことのできない重要な取組となる。そのため、以下の3点を基本方針として、文教災害対策に取り組む。
- ①児童生徒の安全確保に努める。
  - ②教育活動の早期再開を図るとともに、被災により心理的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」対策の実施。
  - ③児童・生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援する。なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設についても同様の対策が講じられるよう県・関係各位との連携・協力に努める。

### 第1節 体制

#### 1 体制

##### (1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、発生後の事態の推移に応じて、県・PTAその他協力団体等及び教育委員会と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力</li> <li>● 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等）</li> <li>● 所属教職員の安否確認及び動員の指示</li> <li>● 「安否不明の教職員」リストの作成</li> <li>● 「児童生徒」の安否確認・所在の把握</li> <li>● 「安否不明の児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 「疎開児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 第1期応急教育対策計画の検討及び準備</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の設置</li> </ul>

区 分	期間の目安	措置の目安
第1期応急教育対策の実施 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期応急教育対策の実施 ※避難所及び校区内「児童・生徒」の「こころのケア」対策を兼ねて行う。</li> <li>● 「安否不明の児童・生徒」に関する再調査</li> <li>● 「疎開児童・生徒」リストの作成</li> <li>● 被災校舎の補修及び仮設校舎の建設</li> <li>● 第2期応急教育対策計画の検討及び実施体制の確立 ○教材類・要員等の確保</li> <li>● 第1期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>
第2期応急教育対策の実施 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急教育対策の実施 ○「児童・生徒」の「こころのケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う。</li> <li>● 「疎開児童・生徒」のアフターケア ○学校再開の連絡、その他必要な措置</li> <li>● 被災校舎の建替若しくは耐震補強計画の検討及び実施</li> <li>● 第2期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>

(2) 災害時「教育」対策実施体制

ア 災害時「教育」対策推進会議

関係各部長、県・国・P T Aその他協力団体等、市民及び教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を教育部内に置く。

事務局要員は教育部職員をもってあてる。

イ 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

(ア) 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
市及び市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保及び応急教育対策実施計画の作成</li> <li>②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施</li> <li>③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施</li> <li>④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供</li> <li>⑤教科書その他学用品の調達及び被災児童・生徒への配布</li> <li>⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置</li> <li>⑦その他応急教育実施のために必要な措置</li> <li>⑧応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>⑨その他市民との対応</li> <li>⑩災害時「教育」対策推進会議の運営事務</li> </ul>

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「応急教育」実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保及び応急教育対策実施計画の作成に関する支援</li> <li>②県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除</li> <li>③その他「応急教育」実施のために必要な支援</li> <li>④「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</li> <li>⑤その他市が行う災害時「教育」対策への協力</li> </ul>
国・防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援</li> <li>②その他「応急教育」実施のために必要な支援</li> <li>③「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援</li> <li>④その他市が行う災害時「教育」対策への協力</li> </ul>
P T A、学校医、その他学校関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「児童・生徒」の安否確認及び安全確保に関する協力</li> <li>②避難所における「応急教育」実施への協力</li> <li>③避難所・校区における「児童・生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力</li> <li>④登下校の安全確保のために必要な協力</li> <li>⑤市が行う「児童・生徒」向け相談業務に関する協力</li> <li>⑥その他市が行う災害時「教育」対策への協力</li> </ul>

#### (イ) 学校の役割

名 称	役割のあらまし
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「児童生徒」の安否確認及び安全確保</li> <li>②発災直後の学校施設被災状況に関する報告</li> <li>③初期における避難所運営に関する協力</li> <li>④避難所及び校区における「児童生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策</li> <li>⑤疎開先の「児童生徒」への教育的ケア</li> <li>⑥登下校路の危険箇所把握及び必要な措置</li> <li>⑦応急教育対策計画案の検討及び実施</li> <li>⑧その他災害時「教育」対策に必要な措置</li> </ul>

#### (ウ) 市民の役割

名 称	役割のあらまし
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における「児童生徒」の安否確認及び避難所の運営に関する協力</li> <li>②避難所における「応急教育」対策実施への協力</li> <li>③その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力</li> </ul>

## 第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

### 1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生した場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、災害等に関する情報は、「第3章 災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、幼稚園・学校

にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

## 2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等

### (1) 在校時間中に災害が発生した場合

#### ア 児童生徒の安否確認及び安全確保

学校長及び園長（以下、「学校長等」と言う。）は、在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める。

登下校路の安全が確認された場合は、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

#### イ 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、積極的に協力する。

### (2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合については、各学校災害時防災計画に基づいた措置をとる。

### (3) 臨時休校（園）等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。

ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

### (4) 安否確認及びリストの作成

児童生徒・教職員の安否の確認について、学校長等、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、概ね以下のとおり行う。

#### ア 安否及び所在地の確認

##### (ア) 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

##### (イ) 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
- 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別

※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

### (5) 「疎開児童生徒」リストの作成

学校長等は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、必要に応じて学校長等に対し「疎開児童生徒」リストの作成及び提出を求める。

### 第3節 教育施設及び教職員の確保

#### 1 学校施設の被災状況の把握等

##### (1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長等若しくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長等は、設備の被害状況と併せて修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

#### 2 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

##### (1) 対策実施上の基本指針

災害発生時における「応急教育」対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。

ア 市は、知事に「災害時応急教育体制」への協力を要請する。

イ 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。

ウ 市民・事業所は、市・県等行政機関が実施する災害時における「教育」対策の実施に最大限協力する。

##### (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法

教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、以下の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ 校舎等の被害が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内教育施設の確保が困難な場合

他地域内の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

カ 児童生徒の安全な登下校を確保

必要に応じて臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配置その他を行う。

### (3) 教職員の確保

校舎が全面的な災害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添う。教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

なお、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行う等、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。

## 3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

## 4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

## 第4節 応急的な教育活動についての広報

### 1 市、県（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び保護者等への周知を図る。

### 2 奨学に関する措置

公立学校にあっては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

### 3 学校給食の応急実施

#### (1) 給食施設設備の整備

給食施設設備は応急給食のほか、災害時においては非常炊出しにも使用されるので、被害があったときは速やかに修理する。

#### (2) 給食用物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施されないときは、最寄りの委託パン工場及び委託乳工業の工場に対し、緊急指令により必要量の供給を要請する。

## 第5節 教科書・学用品等の給与

### 1 市における措置

#### (1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

## 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 学用品の購入・配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) 学用品購入関係支出証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

## 3 応援協力関係

#### (1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

#### (2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要求する。

## 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、学用品等の給与に関する救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第6節 児童生徒の「こころのケア」対策

### 1 応急教育にあたっての留意事項

#### (1) 第1期応急教育対策

学校長等は、児童生徒への「こころのケア」と「教育的ケア」対策として災害発生後、迅速に「第1期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。

ア 「こころのケア」対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。

イ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とし、生活の規則をつくることにポイントをおく。

#### (2) 第2期応急教育対策

避難所が閉鎖される時期を目安として、避難所開設期間中に、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等及び学校長等の協力を得て、第2期応急教育対策の実施の検討及び準備を行う。



「第2期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。

- ア 教科書の給付等、その都度状況に応じて学校長等が教育部長と協議して決定する。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>● 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>● 住居、トイレ等の衛生指導</li> <li>● 入浴その他身体の衛生指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</li> <li>● 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</li> </ul>

ウ 児童生徒の「こころのケア」対策を行う。

## 2 児童生徒の「こころのケア」対策

児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

## 第7節 避難所設置に伴う学校としての協力

### 1 避難所開設に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後、直ちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

### 2 避難所運営に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。

また学校長等は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。

### 3 その他留意すべき事項

- (1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。
- (2) 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の要配慮者の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- (3) 被災者に対する事前、事後の広報活動に協力する。

## 第24章 相談体制

### ■基本方針

○風水害等による精神的・物質的打撃を受けた被災者のケア対策、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生防止、そして、被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するため、市は市民相談チームを編成し、市民からの災害相談への効果的な対応を図る。

#### 1 トータルケアセンターの開設

##### (1) 開設担当部

大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また、開設着手と併せて各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、地区連絡所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。

その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。

##### (2) トータルケアセンターの設置概要

事 項	留意事項その他	
設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し、市役所内に設置する。	
担当者	開設・調整業務	企画部職員
	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。
	カウンセリング	企画部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う。

※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

#### 2 臨時市民相談所の開設

市長から指示がある場合もしくは必要と認めた場合は、避難所、地区連絡所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

#### 3 県、消防本部及び防災機関による相談

県、消防本部、警察署その他関係機関は、被災者又は関係者からの問い合わせに対して、随時対応するとともに、必要に応じて被災地を巡回する移動相談や臨時被災者相談を開設する。

## 第25章 義援金品等の募集・受付け・配分

---

### ■基本方針

○各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、受付け、配分等について円滑に行われるように努める。

#### 1 募集・受付け

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、テレビ、ラジオ、新聞又は街頭募金等により募集することがある。
- (2) 市は、義援金品の受付け窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。  
なお、義援品は原則として受け付けず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

#### 2 配分

- (1) 配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。
- (3) 報道機関、各種団体等で募集した義援金は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

## 第26章 災害救助法の適用

### ■基本方針

- 市内に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、知事が救助の実施機関となるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、市長が知事の救助の委任を受け、又は知事の補助機関として応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。
- 市長は、単独の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく救助として取り扱う。

### 1 対策

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

##### ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 原則として同一の原因による災害であること。
- (ウ) 災害救助法による救助の要否は、市単位で判定すること。

##### イ 適用基準

#### (ア) 住家等への被害が生じた場合

- a 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が80世帯以上に達したとき。
- b 被害世帯がaの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- c 被害世帯数がa又はbの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- d 市の被害がa、b及びcに該当しないが、特別な事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

#### (イ) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が(ア)のa、b、c及びdに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- a 災害が発生し、又は受けるおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- b 災害にかかった者に対する食料又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

##### ウ 被害世帯数の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(7) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

[計算式]

$$\text{被害世帯数} = \text{全壊世帯数} + \text{全焼世帯数} + \text{流失世帯数} + (\text{半壊世帯数} + \text{半焼世帯数}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等世帯数}) \times 1/3$$

(イ) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(エ) 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

附属資料	第5 条例・規則等 15 災害救助法の適用基準
------	----------------------------

(2) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次に掲げるとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

(3) 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は委任された救助を実施する。

(4) 救助の程度及び方法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

附属資料	第5 条例・規則等 14 災害救助法施行細則
------	---------------------------

### 3 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害等災害応急対策

##### (5) 被災台帳の作成

- ア 災害が発生したときは、被災状況調査表により調査の上、遅滞なく被災台帳（様式8）を整備する。
- イ 市長は、災害による被災証明書の発行の必要のあるときは、次の要領により行う。
  - (ア) 被害状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書（様式10）を発行する。
  - (イ) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申告により、被災証明書を発行する。
  - (ウ) 仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申告により被災証明書を発行する。

##### (6) 救助事務の処理方法に関する事項

市長が救助の実施に関し、知事の補助機関として活動する場合、災害救助法が適用された日から救助が完了する日までの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告しなければならない。

また、状況により、報告は電話でもさしつかえない。

- ア 救助実施記録日計票（様式11）
- イ 救助日報（様式12）
- ウ 救助の種類別実施状況の報告

【救助の種類別実施状況】

救助の種類	報告すべき事項	区分
1 避難所の設置	1 避難所の開設の日時 2 開設の場所又は箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み	○
2 応急仮設住宅の供与	1 設置希望戸数 2 対象世帯の状況 3 設置予定場所 4 着工・完工の予定年月日	
3 炊出しその他による食料の給与	1 炊出し場所又は箇所数 2 給食人員数及び給食数 3 炊出し予定期間	○ ○
4 飲料水の供給	1 供給を必要とする人員 2 供給人員 3 供給予定人員	○
5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 主たる品目別給与点数 2 給与世帯数（被害区分別）	○ ○
6 医療及び助産	1 医療を行った人員 2 助産を行った人員	○ ○
7 災害にかかった者の救出	1 行方不明者数 2 救出人員	○
8 災害にかかった住宅の応急修理	1 応急修理を必要とする世帯数 2 応急修理完了世帯数	○
9 生業に必要な資金の貸与	1 貸与を必要とする世帯数	
10 学用品の給与	1 教科書の給与を必要とする児童生徒数 2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童生徒数 3 給与状況（小中学校別人員、給与品目）	○
11 埋葬	1 埋葬数	○
12 遺体の捜索及び遺体の処理	1 捜索を必要とする数 2 遺体処理数	○
13 障害物の除去	1 障害物の除去を必要とする世帯数 2 除去完了世帯数	○

注1 ○印の事項は、毎日の報告に際して、前日までの累計数と当日分の数を報告すること。

2 各救助種類別に、救助に要した費用もできるだけ報告すること。

3 災害応急対策計画  
第1編 風水害等災害応急対策



## 第2編 地震災害応急対策

---

### ■あらし

全体として、20の章から構成される。地震災害により多くの被害が発生した場合に、市及び防災関係機関のなすべき事項について、概ね対策実施上の緊急度の高い順に配列している。

第1章～第3章では、災害発生時における応急対策実施のコントロールタワーとなり、活動の主力となるべき行政機関の側の迅速な緊急体制確立のために必要な分担・手順・取決めに関し記載している。

第4章～第20章では、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策について、個別の応急対策項目を記載している。

## 第1章 活動態勢（組織の動員配備）

### ■基本方針

- 市は、大規模な地震が発生した場合に、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は、地震災害に対する応急対策の推進を図る中心的な組織として、「災害対策本部」「地区連絡所」を速やかに設置し、その活動体制を確立する。
- 各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備える。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

### 第1節 災害対策本部の設置・運営

#### 1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

##### (2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

#### 2 市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する

計画の作成及びその実施の推進を図る。

附属資料	第5 条例・規則等
	1 清須市防災会議条例
	2 清須市防災会議運営要綱

### 3 防災体制

災害対策本部の設置等について、詳細な事項は以下に示す。

#### (1) 地震情報の収集・伝達

市は、市の地域内に震度5弱以上の地震の発生を知った場合に迅速に非常配備体制をとるため、速やかに震度情報を収集・伝達し、体制整備を行う。

市内の震度は、計測震度計による震度情報を即時に把握し、「震度情報ネットワークシステム」により県防災課へ伝達する。また、県内各地域の震度情報については、県から伝達される。

#### (2) 大規模地震発生時の地震防災体制

震度5弱以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を設置するとともに、緊急初動特別班を設置する。

### 4 市災害対策本部

#### (1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたととき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在又は市長に事故ある場合においては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

#### (2) 市災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

附属資料	第5 条例・規則等
	3 清須市災害対策本部条例
	4 清須市災害対策本部要綱

(3) 市災害対策本部の設置及び廃止

ア 市災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

(ア) 自動的に市災害対策本部を設置する場合

市の地域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。

(イ) 市長の命令で市災害対策本部を設置する場合

市の地域に、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。

(ウ) 市長の命令で現地災害対策本部を設置する場合

相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

ウ 市災害対策本部の設置の手順

(ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。

本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

(イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

(ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

エ 市災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

## 第2節 非常配備体制

### 1 非常連絡体制

- (1) 防災行政無線担当職員は、非常配備に該当する判定招集、警戒宣言及びその他の情報を受信したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた危機管理部長は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに、副市長、教育長に連絡する。
- (3) 各部長は、大規模地震の発生又は発生するおそれがあること（南海トラフ地震臨時情報が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、市長若しくは副市長に対し、必要な指示の要請その他の助言を行う。

### 2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

区分	指令名	指令基準	配備人員
災害対策本部	第1非常配備	1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第2非常配備	1. 市内で震度5弱の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第3非常配備	1. 市内で震度5強以上の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員

#### ■非常配備体制の任務

市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備
-----	--

	キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備
地区連絡所	ア 避難所としての地区連絡所の開設 （「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。） ※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡 ウ 地区内の市民の避難誘導 エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力 オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動

### 3 伝達方法

#### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

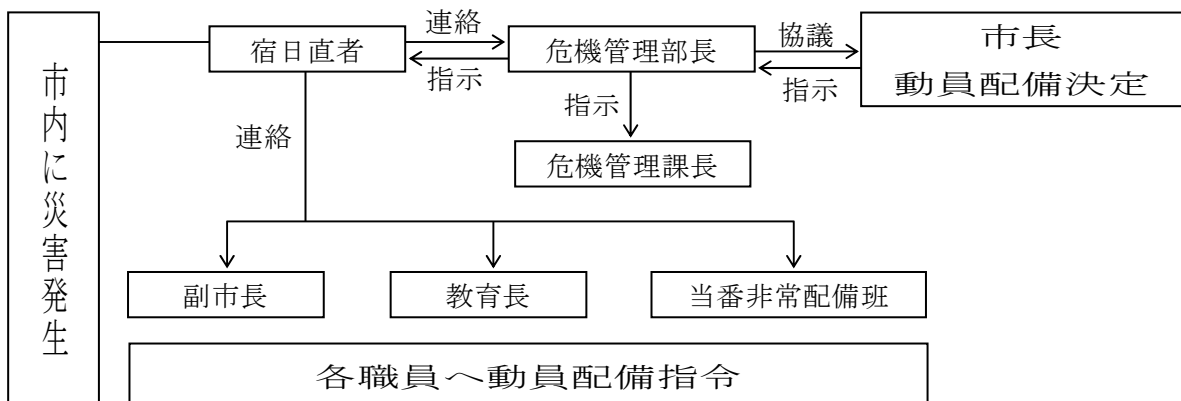
名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

#### (2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する気象予警報等を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

#### 【夜間・休日の連絡系統】



#### (3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

#### (4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制

下における活動は次のとおりとする。

ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、災害情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

## 4 職員の配置及び服務

### (1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

### (2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

### (3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

(ア) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

(イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

(ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。

(エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

(オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。

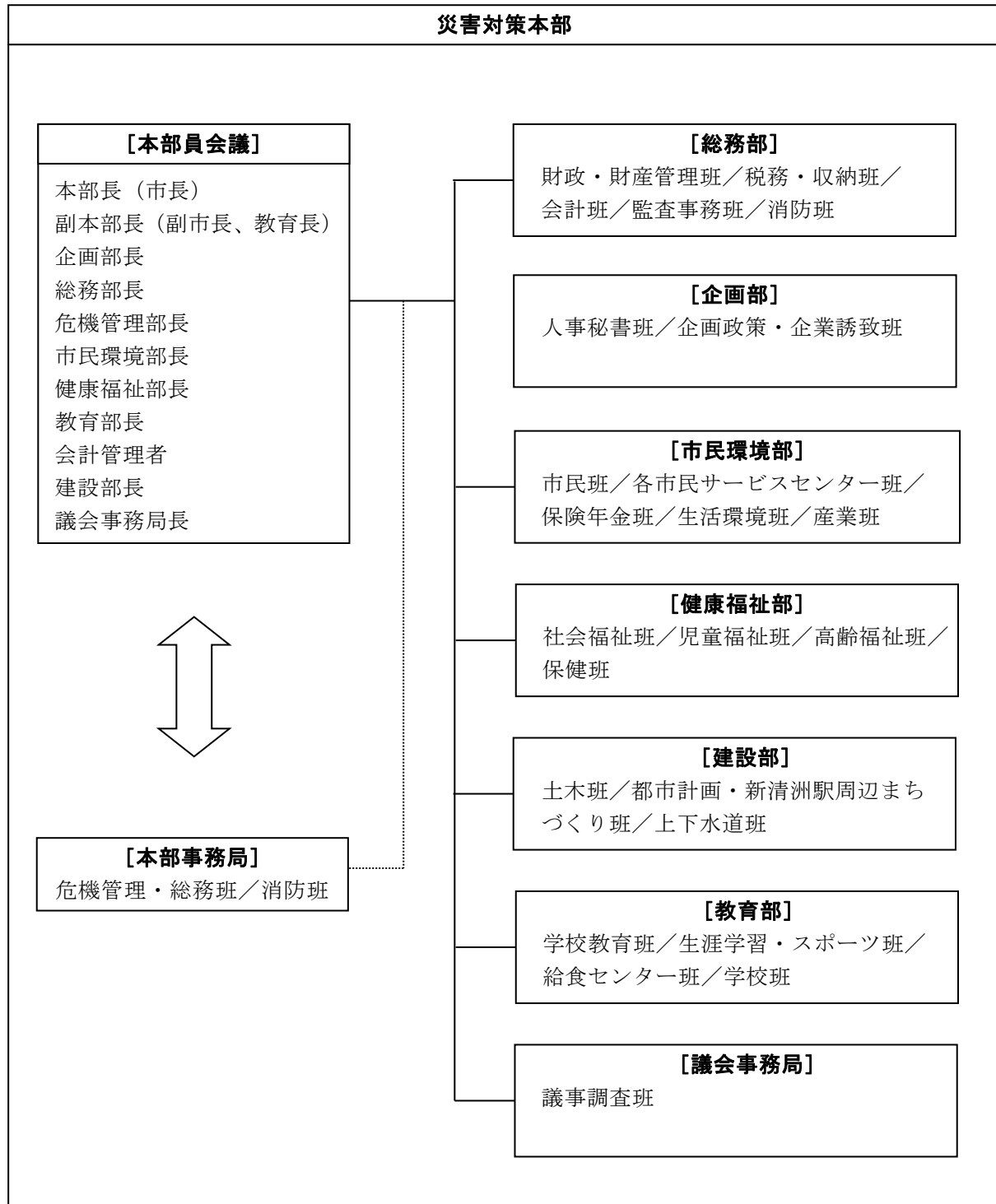
(カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。
- (エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後、直ちに参集場所の責任者に報告する。



災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
危機管理 部・ 総務 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事
	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 避難指示等の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
総務 部	財政・財産管理班 (財 政 課 長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 公有財産被害の取りまとめに関する事 4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事 5 災害対策費の予算措置に関する事 6 部内の連絡調整に関する事
	税 務 ・ 収 納 班 (税 務 課 長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事 3 市民税、固定資産税等の減免に関する事
	会 計 班 (会 計 課 長)	1 義援金品の出納に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 災害応急復旧資金の出納に関する事
	監 査 事 務 班 (監 査 課 長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
企 画 部	人 事 秘 書 班 (人事秘書課長)	1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 4 職員の動員、配置及び調整に関すること 5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること 6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること 7 職員の公務災害補償に関すること 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関する こと 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
	企 画 政 策 ・ 企 業 誘 致 班 (企画政策課長)	11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 民 環 境 部	市 民 ・ 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 班 (市民課長)	1 被災・り災証明書の発行に関すること 2 避難所との連絡調整に関すること 3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること 4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 5 部内の連絡調整に関すること
	保 険 年 金 班 (保険年金課長)	1 避難所との連絡調整に関すること 2 各種保険給付の支払いに関すること 3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること 4 国民健康保険税の減免に関すること
	生 活 環 境 班 (生活環境課長)	1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 遺体の捜索、検視（調査）、身元確認等に関すること 4 遺体の処理に関すること 5 遺体の安置及び埋火葬に関すること 6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 7 汲取料金の減免に関すること

	<p>産 業 班 ( 産 業 課 長 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関する事</li> <li>4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関する事</li> <li>5 家畜の伝染病、防疫に関する事</li> <li>6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関する事</li> <li>7 被災農家の融資に関する事</li> </ol>
--	------------------------------	--

部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
健 康 福 祉 部	<p>社 会 福 祉 班 ( 社 会 福 祉 課 長 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関する事</li> <li>4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する事</li> <li>5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する事</li> <li>6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>7 災害弔慰金等に関する事</li> <li>8 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
	<p>高 齢 福 祉 班 ( 高 齢 福 祉 課 長 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関する事</li> <li>4 介護保険給付の支払いに関する事</li> <li>5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事</li> <li>6 福祉避難所との連絡調整に関する事</li> <li>7 介護サービス提供事業者との連絡調整（施設の被害、サービスの継続状況等）に関する事</li> <li>8 介護保険料の減免措置に関する事</li> </ol>
	<p>児 童 福 祉 班 ( 子 育 て 支 援 課 長 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事</li> <li>4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事</li> <li>5 保育料の減免措置に関する事</li> </ol>
	<p>保 健 班 ( 健 康 推 進 課 長 )</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事</li> <li>4 医療資機材、薬品等の調達に関する事</li> <li>5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事</li> <li>6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 感染症予防に関すること</li> <li>8 医療、助産及び健康診査に関すること</li> <li>9 避難所における健康管理に関すること</li> <li>10 医療救護所の開設、運営に関すること</li> </ul>
--	--	---

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
建設部	土木班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市内緊急輸送道路に関すること</li> <li>2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>3 清須市防災協力会への協力要請に関すること</li> <li>4 交通規制に関すること</li> <li>5 水防活動に関すること</li> <li>6 帰宅困難者の支援に関すること</li> </ul>
	都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 帰宅困難者の支援に関すること</li> <li>3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>4 建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関すること</li> <li>6 応急仮設住宅の建設等に関すること</li> <li>7 部内の連絡調整に関すること</li> </ul>
	上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること</li> <li>2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>3 飲料水の確保及び供給に関すること</li> <li>4 応急給水活動に関すること</li> <li>5 広域給水応援の受入れに関すること</li> <li>6 帰宅困難者の支援に関すること</li> </ul>

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
教	学校教育班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設、運営及び管理に関すること</li> <li>2 避難者の誘導及び受入れに関すること</li> <li>3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること</li> <li>4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関すること</li> <li>5 応急教育等に関すること</li> <li>6 授業料等の減免措置に関すること</li> </ul>

育 部	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 避難所の開設、運営及び管理に関する事</li> <li>4 避難者の誘導及び受入れに関する事</li> <li>5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>6 部内の連絡調整に関する事</li> </ol>
	給食センター班 (給食センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 避難所の開設、運営及び管理に関する事</li> <li>3 避難者の誘導及び受入れに関する事</li> </ol>
	学 校 班 (学 校 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関する事</li> <li>4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関する事</li> <li>5 休校等の応急措置に関する事</li> <li>6 避難所の開設、運営及び管理に関する事</li> <li>7 避難者の誘導及び受入れに関する事</li> </ol>

部長：議会事務局長 部長代理：議会事務局次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
議 会 事 務 局	議 事 調 査 班 (議事調査課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係議会及び各種会議の運営に関する事</li> <li>2 市議会議員への広報に関する事</li> <li>3 市議会関係の情報収集及び伝達に関する事</li> </ol>

## 第3節 地区連絡所

### 1 方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に開設される避難所等に「地区連絡所」を設置する。

「地区連絡所」は、避難所に一時避難した市民等のための徒歩圏内における身近な「市災害対策本部の窓口」として各種書類の交付や受付け等、市災害対策本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

併せて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示そうとするものである（「プレゼンス効果」という）。

### 2 地区連絡所の設置

#### (1) 地区連絡所を設置するとき

本部長が必要と認めたとき、災害時に避難所が開設される施設、その他本部長が指定する施設において設置する。

#### (2) 地区連絡所の周知

市は、地区連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくとともに、設置したときは速やかにその旨を広報する。

#### (3) 地区連絡所の要員

地区連絡所の要員は、各該当施設所属職員及び避難所開設・運営にあたる職員をもってあてるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

また、夜間・休日等に災害が発生した場合については、市内及び近隣に居住する職員のうちから、特別非常参集職員としてあらかじめ指名する職員をもって、地区連絡所の第1次要員とし初期対応を行う。特別非常参集職員は本部長の指示があるまで地区連絡所の要員として職務を遂行する。

なお、地区連絡所要員となった職員は、宿日直者又は所属部長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた地区連絡所に参集する。

#### (4) 通信施設の整備

地区連絡所には、市災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないように、複数の通信手段を用意する。

## 第4節 職員の派遣要請

### 1 市における措置

#### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 第5節 災害救助法の適用

### 1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

(3) 事務委任により想定している各救助事務

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局）



		日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市立学校児童生徒分	市（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）	

## 2 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

- (1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。
- (2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

## 第2章 避難行動

### ■基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

### 第1節 地震情報等の伝達

#### 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報等を発表・伝達する。

##### (1) 地震に関する情報等

###### ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。

###### イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報等を発表する。

#### 2 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- (2) 気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。
- (3) 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに危機管理部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。
- (4) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、清須市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。
- (5) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、

対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

### 3 報道機関における措置

日本放送協会（名古屋放送局）は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報を放送する。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努める。

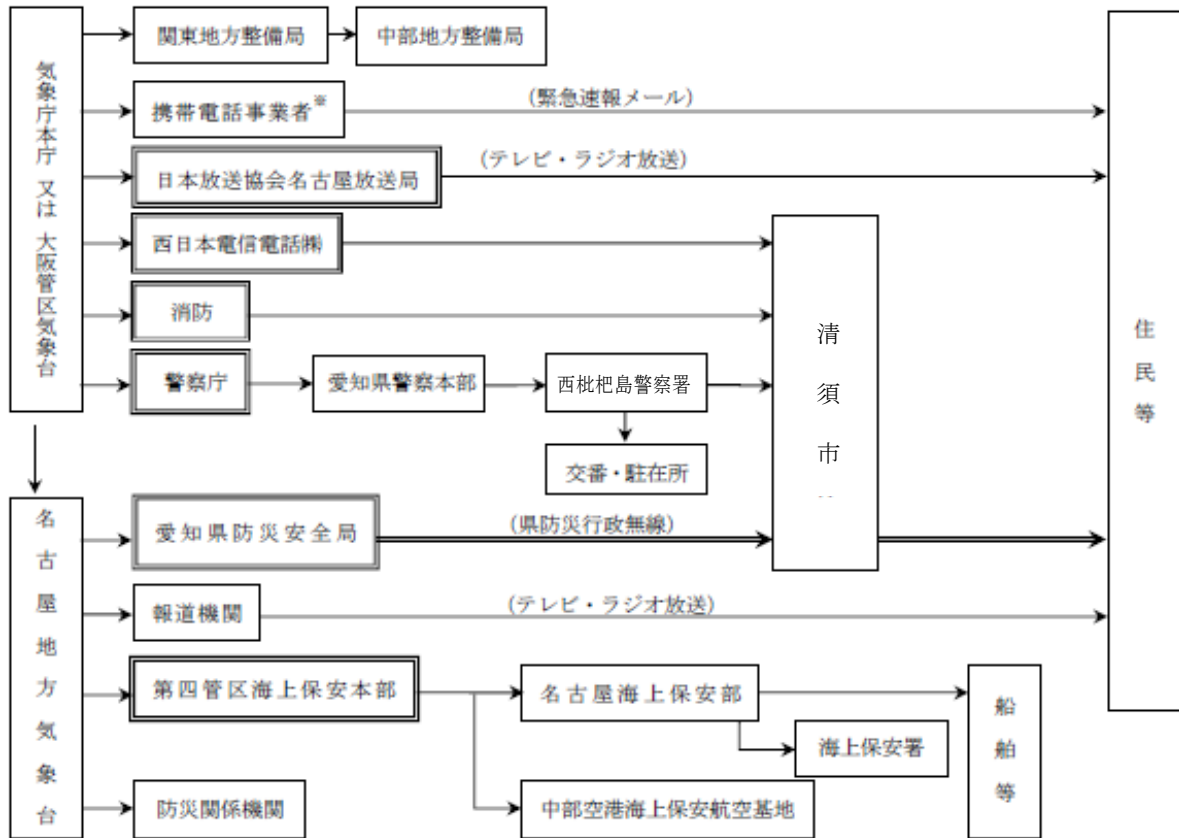
### 4 その他防災関係機関における措置

(1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、テレビ放送、ラジオ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図る。

(2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべり等）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

### 5 地震等情報の伝達

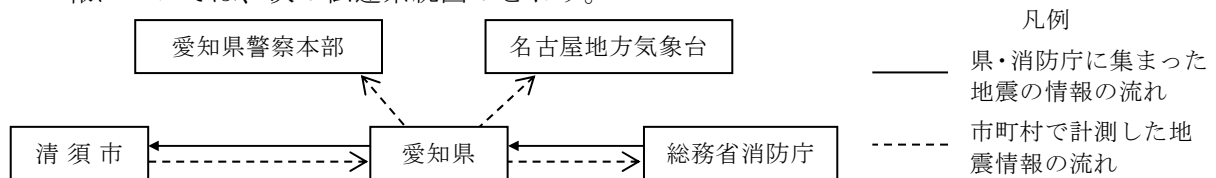
(1) 地震情報、津波警報等は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、气象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

- (2) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図る。  
また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合う。
- (3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおり。



## 6 地震に関する情報等

### (1) 緊急地震速報

震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）

(2) 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかも知れないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報を発表 または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※自身が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述として発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地のデータをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、県防災安全局防災部災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び市に伝達される。なお震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達される。

7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下、「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長若しくは警察官又は海上保安官に通報する。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報する。

## 第2節 避難情報

### 1 市における措置

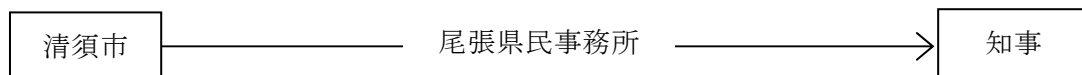
#### (1) 避難の指示等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

#### (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

#### (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



#### (4) 他市町村又は県に対する応援要求

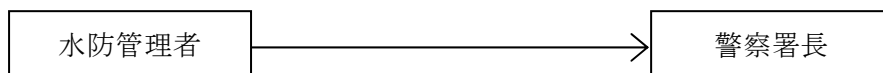
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

### 2 水防管理者における措置

#### (1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

#### (2) 通知（水防法第29条）



### 3 県警察（警察官）における措置

#### (1) 警察官職務執行法第4条による措置

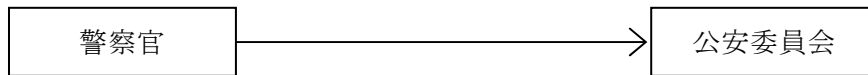
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

#### (2) 災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合(報告・警察官職務執行法第4条第2項)



イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)

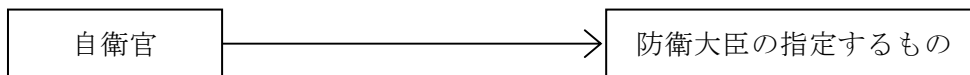


#### 4 自衛隊(自衛官)における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい  
ない場合に限り、3(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(2) 報告(自衛隊法第94条)



#### 5 避難の指示の内容

市長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

#### 6 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地  
域の市民に対してその内容の周知を図る。

(1) 市民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達  
手段を複合的に利用し、対象地域の市民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、携帯電話(緊急速報メ  
ール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町  
内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム(Lアラート)に情報を提供することにより、テレ  
ビ、ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報  
を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留  
意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

### 第3節 市民等の避難誘導等

#### 1 方針

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

#### 避難の誘導に関する方針

- 避難の指示が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、安全な避難場所又は広域避難場所に自主的に避難する。
- 学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難を最優先で行うよう健康福祉部を担当部として、相当の配慮を行う。

#### 2 避難の誘導を行う者

(1) 危険地域における避難誘導

避難の指示が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避難については、次のとおり行う。

ア 市長は、必要と認める避難所・広域避難場所及び主要地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する等、誘導體制の確立・強化を指示する。

イ 派遣された職員は、避難所の開設及び市長からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、市政推進委員、自主防災組織等とともに、市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

ウ 地域内から避難所又は広域避難場所までの避難誘導は、消防団員、市政推進委員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、保育園、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、保育園、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に



協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

### 3 避難の誘導方法

(1) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じて最小限度に制限（3日分程度の飲料水、非常食、生活必需品）し、円滑な立ち退きについて適宜指導を行う。

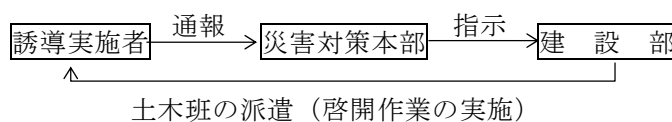
(2) 避難の誘導方法

災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとるが、おおよそ次のようなことを目途とする。

避難の誘導時に留意する事項

- 避難の誘導は、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、外国人等その他単独での避難が困難な人を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。なお、避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携する。
- 交差点や橋梁等の混雑予想地点では、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し避難誘導が受けやすいよう努める。
- 避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難路を2か所以上設置しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。
- 避難経路は、市長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認しておく。
- 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、災害対策本部を経由し、建設部に対して避難路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



### 4 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、その情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から避難行動要支援者名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

附属資料	第3 各種施設等 2 避難場所・避難所
------	------------------------

## 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

### ■基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 市は、情報の収集・伝達体制を早急に築くため、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、効果的な防災活動の実施に努める。

### 第1節 被害状況等の収集・伝達

#### 1 市における措置

- (1) 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

- (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告に当たり、市長は、県防災情報システムを有効に活用する。

- (3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で様式によりその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続の重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

## 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

情報の収集、伝達にあたっては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 即時報告（直ちに。「連絡なし」は、最悪の事態と想定）
- (2) 重要報告（被害推定指標施設、対策基幹施設等の情報）
- (3) 定時報告（「変化なし」も重要な情報）
- (4) 情報源（未確認情報やデマ情報も重要な情報）

なお、情報の収集伝達については、各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱いあるいは携帯電話を利用する。

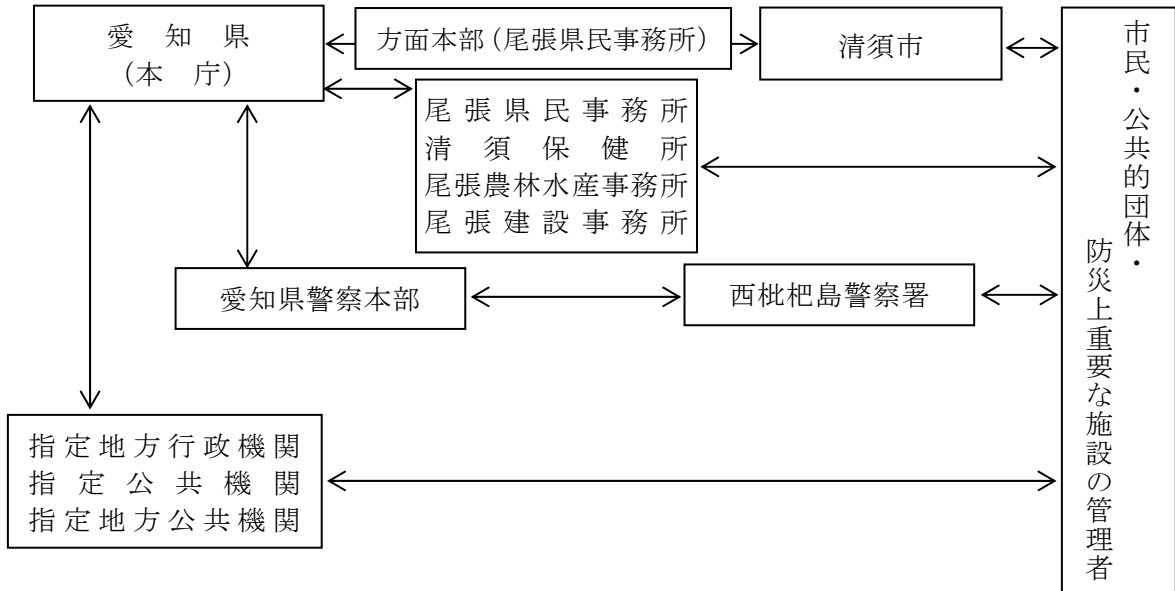
同時多発的に災害が発生した場合には、電話が混線するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に市民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。同時に、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

この他、市は、市の被災状況等の情報収集のために必要に応じて県が派遣する県職員を受け入れる。

【情報の一般的収集伝達系統図】



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。

### 3 情報の収集

#### (1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施に必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、市長に報告すべき内容をまとめておく。

#### ア 災害発生後、直ちに収集すべき情報

##### (ア) 市民等の安否に関する情報

- 各地区における市民の安否
- 各地区における要配慮者の安否
- 被災者台帳の作成
- 各地区における児童生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- 避難の必要の有無及び状況
- 火災発生の有無及び状況

##### (イ) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報

- 庁舎（市役所、各部出先機関）
- 消防本部、警察署（交番）、その他国・県の施設
- 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況

##### (ウ) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）

- 病院・診療所等医療・保健衛生関連施設
- 学校、文化・体育施設等の避難所相当施設

- 福祉センター、その他要配慮者向け施設
- その他協定先団体・事業所の協力可能能力の現況
- (エ) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
  - 庄内川、新川、五条川、水場川の堤防、ポンプ場等
  - 小規模住宅密集地、商業施設・工場、危険物取扱い施設等
- (オ) 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
  - 主要道路、橋梁、信号灯等
  - 鉄道線路、駅舎等
  - 民間大手物流関係事業所等
- イ 災害発生後、2日目以降に収集すべき情報
  - 災害の原因（2次的原因）
  - 被害状況
  - 応急措置状況
  - 被災者の動向及び要望事項
  - 現地活動実施上の支障要因等の状況
  - 市長が必要と認める特命事項、その他災害対策上必要な事項

(2) 収集の実施者

ア 災害対策本部設置前

市の地域内における災害情報の収集は、市職員が各々の主管業務に基づいて行う。

イ 災害対策本部設置後

本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて災害地調査の実施を命じ、情報収集・伝達（調査）チームを編成する。

なお、本部長の指示の有無に関わらず、必要があると認めたときは、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、災害情報収集を実施する。

(3) 調査の実施要領

ア 実施体制

災害情報収集調査実施のための班の構成、各編成数、その他必要な事項については、事態に応じて適宜決めるが、概ね以下のような体制で行う。

活動項目の目安	チーム数	1チーム当たりの構成員	構成員となる班
連絡・集計	1	職員 3名	税務・収納班 監査事務班
災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名	
防災モニター等担当	1	職員 2名	

イ 実施要領

(ア) 調査は、警察官、消防署員、その他防災関係機関職員及び各地域の自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て実施する。

(イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を取りまとめ、本部長へ報告する。

(ウ) 調査の際、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて直ちに報告する。

(4) 情報の取りまとめ

情報の統括責任者は危機管理部長とする。

情報の取りまとめにあたっては、以下の事項に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握

イ 至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧

※例えば、悪質なデマ・噂に類することや確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」

エ 情報の空白地区の把握

※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生当日の速報報告	被害情報 覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1時間ごとに報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害・建物施設被害の程度</li> <li>※橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に</li> <li>※把握した範囲で迅速性を第一に</li> <li>※部分情報、未確認情報も可。ただし、その旨及び情報源を明記のこと</li> </ul>
	措置情報 応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
	要請情報 必要と認めるその都度即時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達への要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
2日目以降の定期報告	被害情報 被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告</li> <li>● その他必要と認める事項</li> <li>※全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告</li> </ul>
	措置情報 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急態勢、措置状況 (避難所、食料・水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等)</li> <li>● 対策要員の人身に係る事故</li> <li>● 対策実施上利用可能な施設・資機材の現況</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>
	要請情報 災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策要員の補充・応援の要請</li> <li>● 応急対策用資器材・車両等の調達への要請</li> <li>● 広報活動実施の要請</li> <li>● 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請</li> <li>● その他必要と認める事項</li> </ul>

#### 4 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、若しくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。

通報を受けた事項について、県防災安全局をはじめとする関係機関に通報する。なお通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。

(1) 想定される異常現象

ア 水象

(ア) 河川・井戸等の異常な水位上昇

(イ) 異常な湧水

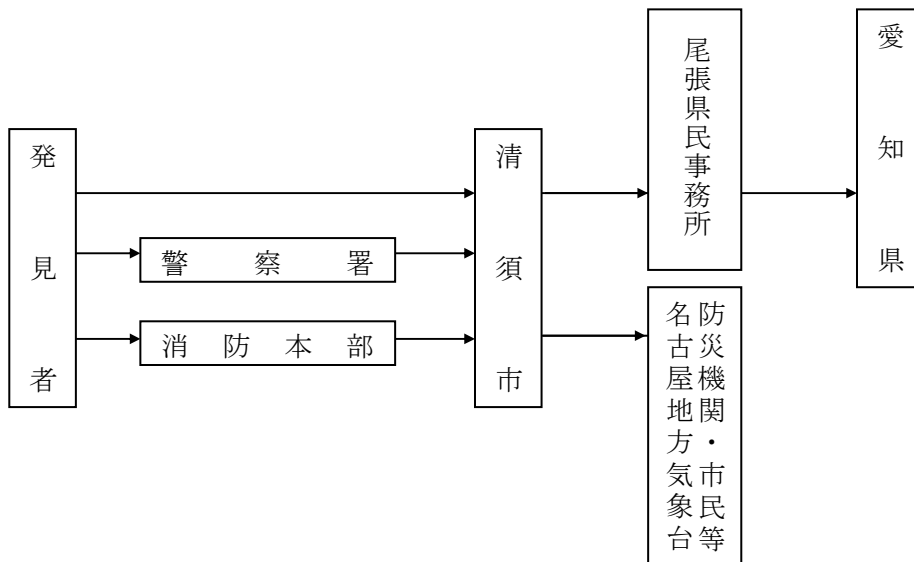
イ 地象

(ア) 地割れ（亀裂）

(イ) 地表面の沈下・隆起

(ウ) 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

(2) 伝達系統

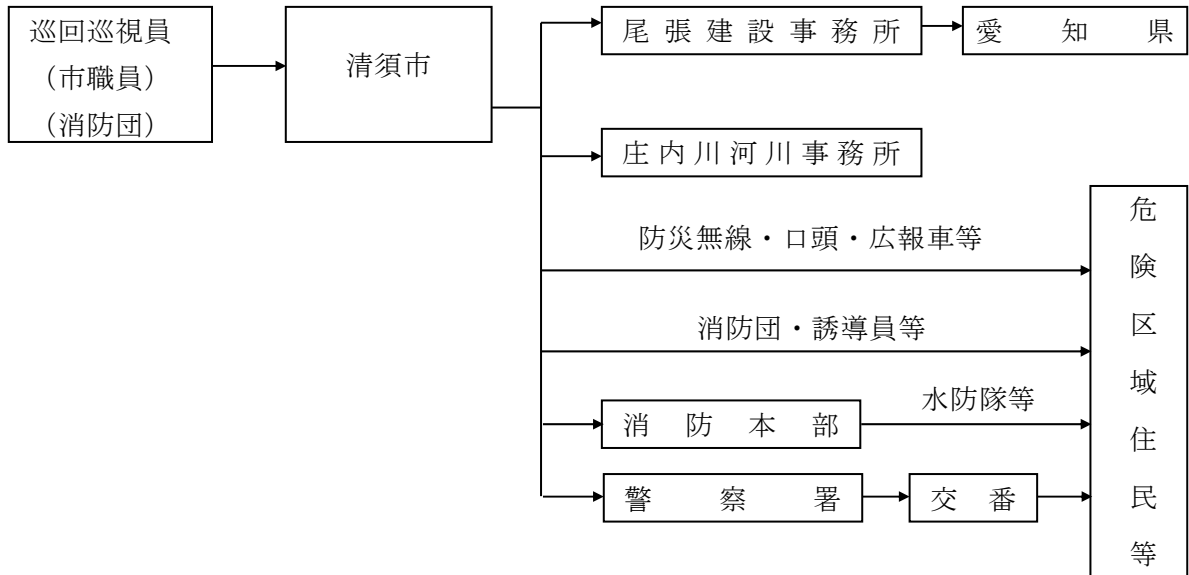




## 5 災害危険箇所の伝達系統

堤防・護岸等の災害危険箇所情報の収集は、建設部長が関係各部長・防災関係機関及びその他の団体と連携、協力して行う。

### (1) 通報系統



### (2) 情報を収集すべき危険箇所

情報を収集すべき危険箇所は、原則として、庄内川、新川、五条川及び水場川の市の地域内全区間とするが、必要に応じて、その都度、建設部長が定める。

## 6 重要な災害情報の収集伝達

### (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

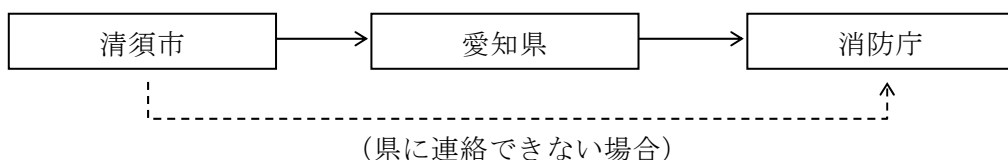
### (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

### (3) 安否情報

市は、被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。



【報告先】

被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項  
(尾張県民事務所への連絡先)

区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備					
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)					
	N T T	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211			
		防災	内線	2432、2436、2437	内線	2901、2428			
			直通	052-961-1474					
		消防	内線	2434、2438	直通	052-973-4595			
			直通	052-961-1464					
		保安	内線	2433、2435					
	直通		052-961-1519						
	安全	内線	2405、2406						
		直通	052-961-1436						
	N T T (FAX)	052-951-9106					直通	052-973-4596	
	防災行政 無線	防災	602-1101、2432、2436、2437				総括班	602-2901	
		消防	602-2435、2438			総務班	602-1101		
		保安	602-2433～2434			情報班	602-1102、2428		
安全		602-2405、2406		602-1105、1106					
				緊急物資班	602-2271、2313				
				支援班	602-1107				
防災行政 無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602-1150						
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		上記勤務時間内の欄と同じ					
	N T T	庁舎代表	052-961-7211						
		直通	052-961-1474						
	N T T (FAX)	052-951-9106							
	防災行政 無線	無線発信番号-602-1101、 2436、2437							
	防災行政 無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150							

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

(県への連絡先)

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
	本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務時間内	N T T	052-954-6193 (災害対策課直通) 052-954-6141 (消防保安課直通) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助) (直通) 052-954-6193(災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)		052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)		
	N T T (FAX)	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政無線	8-600-2512 (災害) 8-600-2512 (特殊災害) 8-600-2522 (火災) 8-600-2522 (危険物) 8-600-2539 (救急・救命)			8-600-1360～1362 (総括部統括班) 8-600-1363 (総括部渉外班) 8-600-1376 (総括部復旧班) 8-600-1364 (広報部広報班) 8-600-1365 (情報部局・公共機関班) 8-600-1366 (情報部方面班) 8-600-1322 (情報部調査班) 8-600-1321 (県警連絡員) 8-600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510			8-600-1514	
勤務時間外	N T T	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
	N T T (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線	600-5250～5253 (宿日直室)		同 上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同 上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
	sginfo@pref.aichi.lg.jp					
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp					
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					

(消防庁への連絡先)

勤務時間内

(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-43421~43426 9-048-500-90-49033 (FAX)
---	--

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(西日本電信電話株式会社回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)
---	--

## 7 その他の情報の収集・伝達

### (1) 近隣・周辺市町村の情報

近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達を行う。

また、必要があると認める情報を収集・受領した場合は、速やかに各部長に伝達する。伝達を受けた各部長は、部内職員に周知するとともに、関係機関や協力団体等と連携・協力して、その内容に応じた適切な措置を講ずる。

### (2) 生活関連施設の復旧状況情報

市は、市民に対して、電気、ガス、水道等の施設の復旧状況に関する市への問い合わせについて自粛を呼びかけるとともに、被害状況や復旧状況情報を各関係機関から収集し、市民への提供に努める。

### (3) 名古屋都心区の情報

#### ア 情報収集

(ア) 愛知県防災安全局からの情報を収集する。

(イ) ラジオによる情報聴取専従要員を配置し、放送内容の聞き取り、記録を行う。

#### イ 情報提供

主に名古屋都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報について、広報活動やトータルケアセンターの開設時等における基礎的資料としての活用を図る。

なお、名古屋都心区の情報伝達系統については、近隣・周辺市町村の復旧状況情報に準じて行う。

### (4) その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

また、被害報告は様式集の様式により行う。

伝達の対象となる被害	
被害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況 (全般)
人、住家被害等	人的被害、住家被害
	避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等
	道路被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害

伝達の対象となる被害	
公共施設被害	ガス施設被害
	水道施設被害

## 8 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告する。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則として有線電話を使用する。また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用する。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用する。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

## 9 被害状況の照会・共有

(1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

# 第2節 通信手段の確保

## 1 方針

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。そのため、市はあらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに受信専用電話を確保し、通信従事者を配置する等、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

また、災害等の発生により市の有線通信施設が被災し不通になった場合は市防災行政無線（同報系・移動系）、県防災行政無線、各機関・事業所専用の有線電話若しくは無線電話その他利用可能な設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

なお、市防災行政無線（移動系）については、必要に応じて、清須市防災行政無線局管理運用規程に基づき無線通信の統制を行う。

## 2 市における措置

### (1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、市及び県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に

関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ロ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（市町村長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

### 3 無線通信の連絡にあたっての留意事項

#### (1) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、市防災行政用無線局運用管理規程に基づき、概ね以下のとおり通信の統制を行う。

##### ア 無線機器の管理

(ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、市災害対策本部に一旦集結させる。）

(イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、防災行政課長が指示する。）

##### イ 通信の統制

携帯局からの通話は、すべて本部に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

(ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

(ウ) 簡潔通話の実施の原則

(エ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

#### (2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような様々な制約が予想される。

ア 使えない（不通・故障・電源不良等）

イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）

ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切りかえ、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

##### ア 使えない場合

代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

##### イ 混雑している場合

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急・至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終らせるよう心掛ける。

##### ウ 聞き取りが困難な場合

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は、1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

#### (3) 無線通信施設の応急措置

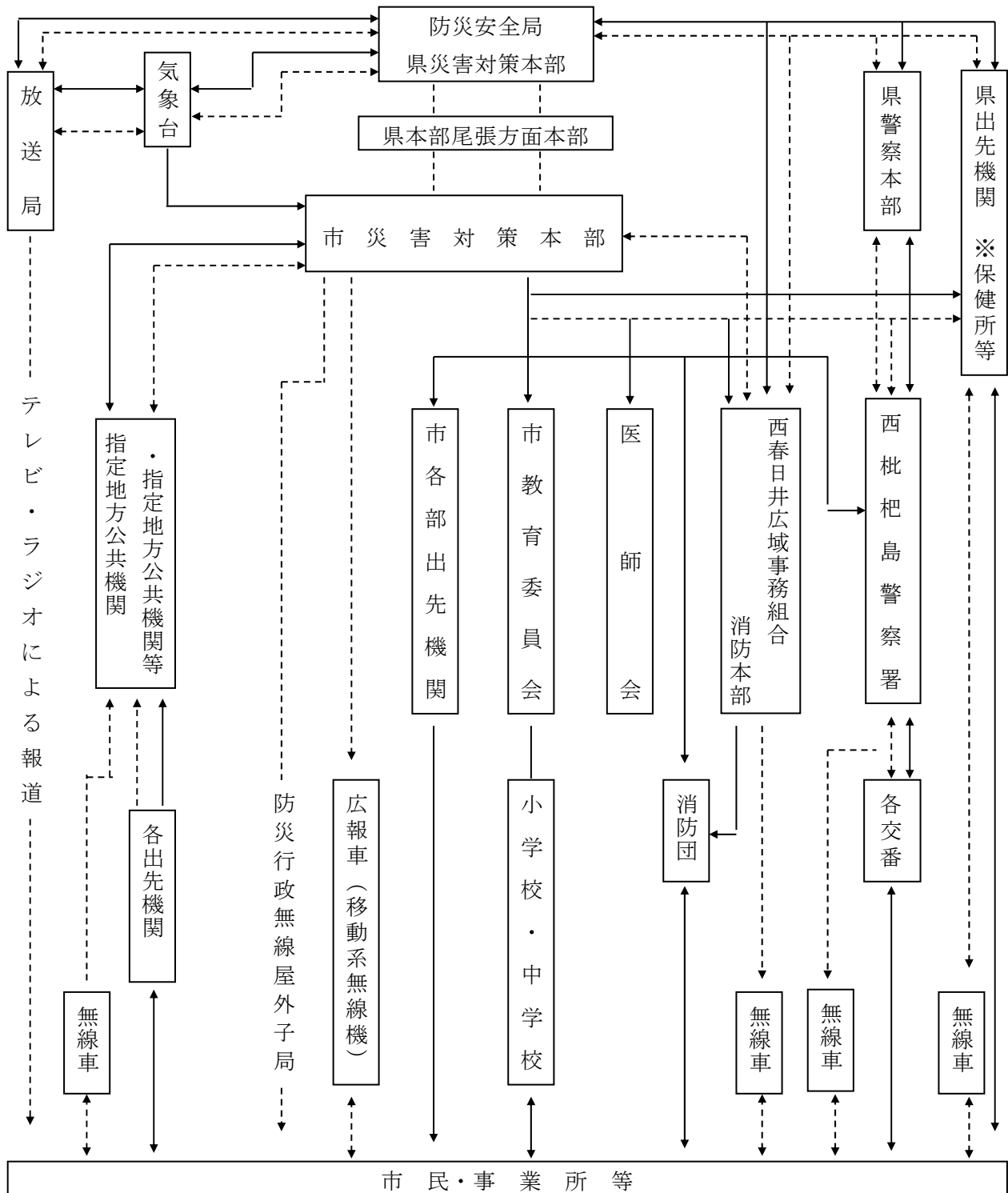
無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、障害が発生した場合は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。



#### 4 通信連絡系統

災害時の市災害対策本部を中心とする通信連絡系統図は、次のとおりである。



—— 有線通信又は口頭  
----- 無線通信(市・県・各防災機関)

### 第3節 広報

#### 1 災害広報体制の確立

##### (1) 災害広報体制

本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各地区連絡所への配布
災害生活情報誌の発行体制の確立	(1) 編集体制の確立（民間業者への要員派遣応援要請を含む） (2) 印刷体制の確立（コピー機、インク・紙の確保、印刷業者の確保等） (3) 災害発生2日目以降毎日発行
要配慮者向け広報体制の確立	(1) 市社会福祉協議会との連携 ○外国語・手話通訳ボランティアの確保 ○翻訳・点字ボランティアの確保 ○CIR（国際交流員）、ALT（外国語指導助手）の確保 (2) 要配慮者向け広報資料の作成 (3) 要配慮者向け巡回広報広聴チームの編成
報道機関（テレビ、ラジオ放送局、通信社、新聞社）への対応	(1) NHK等への緊急市長声明の放送枠確保の要請 (2) 同じく外国人向け放送枠確保の要請 (3) NHK等テレビ各社への聴覚障害者向け放送枠確保の要請 (4) 報道機関周辺各支局への共同記者会見所・臨時記者詰所の開設の連絡
広報活動班の編成	(1) 防災行政無線による広報活動 (2) 広報車巡回等による広報活動 (3) 広報紙等の配布 (4) 掲示板への貼紙 (5) Webサイト掲載及びツイッター等のソーシャルメディアによる情報提供 (6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）による情報提供 (7) 記録写真等の作成 (8) その他緊急を要する地域への広報活動

##### (2) 地区連絡所の役割

避難所その他に設置される地区連絡所は、企画部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。

役割項目	手順その他必要事項
広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において広報活動 (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）
災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に掲示・配布する (2) 各地区連絡所が避難所内で掲示・配布する (3) 災対情報班が市内で掲示・配布する

(3) 主に広報すべき情報項目

市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。

災害の発生段階	情報項目
事前情報の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 公共交通機関の情報</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等）</li> <li>● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置</li> <li>○現地災害対策本部の設置</li> <li>○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置</li> <li>○避難所、救護所の設置</li> <li>○その他必要な事項</li> </ul> </li> <li>● 避難に関する情報（避難場所、避難の指示等）</li> <li>● 医療・救護所の開設状況</li> <li>● 道路情報</li> <li>● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</li> <li>● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ</li> <li>● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等</li> </ul>
応急復旧時の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象に関する情報</li> <li>● 河川の水位の情報</li> <li>● 災害に関する情報</li> <li>● 被害情報及び応急復旧対策実施状況に関すること</li> <li>● 生活関連情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道、電気、ガス等のライフライン施設の状況</li> <li>○食料、水、その他生活必需品等の供給状況</li> </ul> </li> <li>● 医療機関の活動状況</li> <li>● 公共土木施設等の状況</li> <li>● 公共交通機関の状況</li> <li>● 通信施設の状況</li> <li>● 安心情報（「…地区は被害なし」「…小学校児童は全員無事に…へ避難」等、被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報）</li> <li>● ボランティアに関する状況</li> <li>● 義援金、救護物質の受入れに関する情報</li> <li>● 被災者相談窓口の開設状況</li> <li>● ごみ・がれきの収集方法</li> <li>● その他必要な事項</li> </ul>

(4) 防災関係機関との連携

各防災関係機関派遣の本部連絡員に対し、次の事項に重点を置いて連携し、広報活動を実施するよう要請する。

ア 警察署

警察署（交番）は、市災害対策本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に

重点を置いて広報活動を実施する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 被害の規模及び区域 (2) 避難場所及び避難経路の状況 (3) 交通機関の被害状況 (4) 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止等） (5) 主要幹線道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し (6) 治安状況及び犯罪の防止活動 (7) その他デマの防止に関する情報等	広報車 警ら用無線自動車 看板、横断幕垂れ幕等の掲示 テレビ、ラジオ インターネット 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

イ 西日本電信電話株式会社東海支店

西日本電信電話株式会社東海支店は、災害のため通信が途絶したとき又は利用の制限を行ったときは、以下のとおり広報活動を実施する。

なお、災害の発生により受話器がはずれた場合、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、必ず受話器の確認を行うよう周知する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (2) 通信の途絶又は利用制限の状況 (3) 通信の途絶又は利用制限をした理由 (4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段 (5) 利用者に協力をお願いする事項 (6) その他必要な事項	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体 広報車 チラシ 窓口案内 掲示 インターネット 携帯電話 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

ウ 中部電力

感電事故及び漏電による出火を防止するため、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、市災害対策本部に通報するとともに、可能な限り広報車等により、直接当該地域に周知する。

おもな広報事項	広報手段
(1) 第1段階（安全、危険防止） ①無断昇柱、無断工事をしないこと ②断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は接触を避けるとともに、最寄りの事業所に通報すること ③屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること ④その他事故防止のため留意すべき事項 (2) 第2段階（被害状況） ①停電区域 ②停電事故復旧状況 ③停電事故復旧見込み (3) 市民対応窓口の確立 需要家からの電話による事故通報や復旧見通し等の照会を円	テレビ、ラジオ、新聞等の媒体 広報車 窓口対応（営業所等） インターネット 市への依頼（広報紙等） (防災行政無線)

滑、適切に処理するため、営業機関の受付けはもとより、本店、支店等の能率的な受付け体制を確立しておく。	
--	--

エ 東邦ガス

ガスによる2次災害を防止し市民の不安解消を図るため、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

おもな広報事項	広報手段
<p>(1) 災害発生時には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス栓を全部閉めること</li> <li>②ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること</li> <li>③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちに東邦ガスに連絡すること</li> </ul> <p>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①塗色がグレーのメーターの場合は、マイナスイオンドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する</li> <li>②塗色がクリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する</li> <li>③操作終了後2分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと</li> </ul> <p>(3) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、東邦ガスから連絡があるまで待つこと</li> <li>②ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ東邦ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと</li> </ul> <p>(4) 供給再開時の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること</li> <li>②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと</li> <li>③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること</li> <li>④ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること</li> </ul>	<p>広報車 消防署、警察署、報道機関等への協力要請 インターネット 市への依頼（広報紙等） （防災行政無線）</p>

オ 名鉄・JR（各駅・各車両）及びバスその他

名鉄・JR（各駅・各車両）においては、概ね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、バスその他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

おもな広報事項	広報手段
<p>(1) 駅では、被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う</p> <p>(2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める</p>	<p>構内放送 車内放送 職員口頭 掲示等 インターネット 市への依頼（広報紙等） （防災行政無線）</p>

## 2 広報活動用資機材及び要員の確保

### (1) 基本的な考え方

災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を擁する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他についてとりきめておく。

また、災害発生後2時間を目途として、市民に対して広報活動用ボランティアへの参加を呼びかける。

### (2) 拡声器付車両・資機材等の調達

#### ア 市保有現在量の把握

市長の指示に関わらず、その必要があると認めたときは、災害時広報活動に使用可能な拡声器付車両の状況を把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

#### イ 調達

市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達により、迅速な対応を図る。

#### (ア) 調達可能な団体・業者等

調達可能な団体・業者等については、あらかじめ協定等により、おおよその調達可能品目、数量等を把握しておく。

#### (イ) 拡声器付車両等の待機・準備

拡声器付車両及びスピーカー装置等機材を保有する団体・業者等は、災害が発生し、その必要があると認めるときは、市からの要請がある場合に備え、供給可能数を待機させる。

#### (ウ) 費用の負担

車両・機材の調達に要する費用は、燃料・修理代を実費負担する。その他消耗品は、市が通常行うところによる。

### (3) 編集補充要員の確保

#### ア 編集ボランティア

市内の事業所及び市社会福祉協議会（ボランティアセンター）に対し、編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害者向け広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼びかける。

イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報資料編集作業要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

(4) 広報活動要員の確保

ア ボランティア

車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳要員について、市社会福祉協議会（ボランティアセンター）に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

イ 他市町村職員の応援派遣要請

広報活動要員としての他市町村職員の応援派遣を市長に対し要請する。

(5) 記録写真等の作成

被災地の状況等を写真等に収め、今後の復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班で撮影した写真は、人事秘書班へ提出する。

3 広報活動の実施要領

(1) 基本的な考え方

緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分けることができるように、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。なお、NHK・民間ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接要請する。

(2) 防災行政無線（同報系）の利用

固定系親局から子局を通じた市内全域への同時伝達、又は地域別・子局別の放送を行う。

(3) 広報車の利用

特に停電時や通信障害発生時は、広報文を作成し、広報車による音声の広報や、ビラ・チラシ等の印刷物の配布に努める。

なお、必要に応じ、他の部や市内事業者・団体等から車両を調達するものとし、車両等の調達にあたっては、総務部及び建設部を通じて要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
<p>緊急伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の指示</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● 気象等特別警報に関すること</li> <li>● その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul>

時期又は地域を限定した伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う             <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※車両をゆっくり運行させる</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul>	

(4) 市職員の口頭での伝達

各地区連絡所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

また、東海豪雨の教訓として、市災害対策本部が司令塔として機能を果たし、全体の緊急対策を市災害対策本部の決定として伝達を行う。

さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

利用する場合（事例）	実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事態が切迫していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う             <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の指示</li> <li>● 火災の発生に関する情報</li> <li>● 庄内川・新川・五条川等の護岸、堤防に関する情報</li> <li>● その他</li> </ul>	

避難場所での情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市災害対策本部体制が着実に活動していることをまず伝えるよう努めること</li> <li>● 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行う             <ul style="list-style-type: none"> <li>※音量・音質・共鳴を考慮</li> <li>※ゆっくり正確に伝える</li> <li>※3回以上繰り返す</li> <li>※不確実なことは言わない</li> </ul> </li> <li>● ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況</li> <li>● 安心情報</li> <li>● 生活関連情報</li> <li>● 通信施設の復旧状況</li> <li>● 道路交通状況</li> <li>● 医療機関の活動状況</li> </ul>	

(5) 市施設における掲示等

災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。



なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各地区連絡所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

(6) 隣接市への広報依頼

隣接市との境界部にあたる地域において、上記の手段では不十分又は適切でないと判断される場合は、隣接市に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

(7) 報道機関への発表・協力要請

報道機関による災害時特別報道は、市民と防災関係機関相互の貴重な情報連絡手段の一つとして位置付けられる。しかし反面、報道機関の取材活動が被災者の反感を招いたり、災害対策本部の活動上障害要因となる等、好ましくない事態も報告されている。

報道機関については、大規模災害時における市民への情報連絡手段として有効な活用を図るとともに、災害時の取材活動が災害対策本部の活動の支障にならないよう協力要請を行う。

ア 市の発表

(ア) 本部設置前

市長の指示により、企画部長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(イ) 市災害対策本部設置後

市災害対策本部設置後は、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として、本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、市役所内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

イ 消防本部の発表

消防本部の行う警戒防御に関する発表は、共同記者会見の場で指定する幹部が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、消防本部警防規程の定めによる。

ウ 西枇杷島警察署の発表

報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。また、発表内容は市災害対策本部へ通報する。

エ 緊急警報放送等の要請

緊急時における情報連絡手段として、テレビ、ラジオ、コミュニティFMを有効に活用する。

なお、テレビ、ラジオ、コミュニティFMに対する緊急警報放送<sup>\*</sup>の要請については、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、市長の指示に基づき直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。

以下には、県及び主な放送局について示す。

<sup>\*</sup>避難の指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項については、災害対策基本法第57条及び「災害時の放送に関する協定」（県知事と県内ラジオ局との間で締結）に基づき、「緊急警報放送」を要請することができる。

(ア) 県への要請

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階災害対策課内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	西日本電信電話株式会社	052-961-2111 (代表)			052-961-2111 (代表) 内線 5308~5310 (広報班)	
	西日本電信電話株式会社 (FAX)	052-954-6912 (2階災害対策課内) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ内)			052-971-7103 052-971-7106	
	防災行政無線	8-600-1128 (2階災害対策課内)			8-600-1364 (広報班)	
	防災行政無線 (FAX)	8-600-1510			8-600-1514	
勤務時間外	西日本電信電話株式会社	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	西日本電信電話株式会社 (FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同 上	
	防災行政無線	8-600-5250~5253 (宿日直室)			同 上	
	防災行政無線 (FAX)	8-600-4695 (宿日直室)			同 上	

(イ) NHK名古屋放送局への要請

常 時	
※一般加入電話FAXを有する市町村は、FAXを最優先利用	
	052-961-9256
1 一般加入電話	052-952-7000
一般加入電話による場合は要請先を確認する。	
2 災害応急復旧用無線電話	01409-4407

## 第4章 応援協力・派遣要請

### ■基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時にあたっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアの窓口を設置して適切に受け入れることにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

### 第1節 応援協力

#### 1 市における措置

市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。

##### (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

##### (2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を求める。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

##### (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

##### (4) 防災関係機関との相互協力

- ア 市は、防災関係機関と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- イ 市及び防災関係機関は、市災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換等の連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため本部連絡員の派遣等、必要な措置をとる。

(5) 民間団体及び事業所との協力

ア 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の市又は防災関係機関への通報
- 災害に関する予警報、その他の情報の地域住民への伝達
- 災害時における広報広聴活動への協力
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動への協力
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 被害状況調査への協力
- 被災地域内の秩序維持への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- 生活必需品の調達等の業務への協力
- 災証明書交付事務への協力
- その他市が行う災害応急対策業務への協力

イ 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各部があらかじめ協定により定めるところによる。なお、要請にあたっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- 活動の内容
- 協力を希望する人数
- 調達を要する資器材等
- 協力を希望する地域及び期間
- その他参考となるべき事項

## 2 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

## 3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておく。

## 第2節 応援部隊等による広域応援等

### 1 市の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 西春日井広域事務組合において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

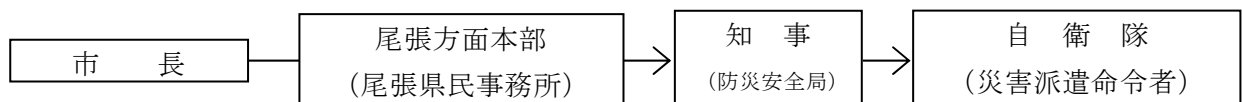
### 2 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

## 第3節 自衛隊の災害派遣

### 1 市又は関係機関における措置

- (1) 市長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。  
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。
- (5) 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

(6) 連絡先

部隊名等	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内 (平日) ~17:00	時間外
陸上自衛隊第10師団司令部	052-791-2191	
	内線4236 (防衛班)	内線4301 (司令部当直室)
	県防災行政無線8-8230-31, 32	
	衛星電話9-823-23	
航空自衛隊第1輸送航空隊 (小牧基地)	0568-76-2191	
	内線4032 (防衛部)	内線4017 (基地当直)
	県防災行政無線8-8250-31, 32	
	衛星電話9-825-21	

2 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡にあたりとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- (2) 受入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
  - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
  - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
  - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
  - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
  - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入れ時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

### 3 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

知事は、自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

### 4 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する救援活動の具体的な内容は、以下のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他 臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

## 5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第4節 ボランティアの受入れ

### 1 市における措置

- (1) 市は被災した時、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。市において対応が困難な場合は、市社会福祉協議会に協力を要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等について支援する。
- (3) 大規模災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、以下のとおりボランティア受入れ体制を確立する。

項 目	手順その他必要事項
市社会福祉協議会（ボランティアセンター）への要請	(1) ボランティアセンターの開設・運営 (2) 市の地域内被害状況に関する情報の提供 (3) 市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
報道機関対応	(1) NHK名古屋放送局等へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 (2) テレビ、ラジオ、コミュニティFM・新聞各社周辺各支局等への災害時ボランティア体制に関する紙面確保の要請
ボランティア対策チームの編成	(1) 市社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応



## 2 災害ボランティアセンターの編成

災害ボランティアセンターの構成は、その都度、市社会福祉協議会の責任者が決めるが、災害時ボランティア計画に基づき概ね以下のとおりとする。

班	役割項目
コーディネート班	(1) 市内外ボランティア申出の受付け (2) 被災者等からの支援要請の受付け (3) NPO・ボランティア団体の連絡・調整 (4) ボランティア派遣計画の作成・調整
オリエンテーション班	(1) ボランティア希望者に対する研修・引継等 (2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 (3) ボランティアセンターニュースの作成・配布 (4) その他広報業務に関すること
バックアップ班	(1) 市、防災関係機関との連絡調整 (2) 資器材、物資の調達・保管 (3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること (4) 食事の提供、睡眠スペースの確保 (5) その他本部機能維持業務に関すること

## 3 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティア受入れ（受付け、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容を把握する。
- (2) コーディネーターは、市、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
- (3) 活動内容は、その都度、各部長が決めるが概ね以下のとおり。

ア 災害ボランティアセンターを通じて行うもの

- 倒壊建物による生埋者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送
- 発生後初期の避難所における運營業務への協力
- 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務への協力
- 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
- 管内の仮設住宅入居者向け「生活便利ガイド」の編集・作成
- その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
- 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- 市が行う災害時における情報収集活動への協力

イ 主に各部を通じて行うもの

- 倒壊建物等による生埋者の救出活動（建設業協会等）
- 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
- 建物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- こころのケア業務への協力
- トータルケアセンター業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- その他各部が行う災害応急対策業務への協力

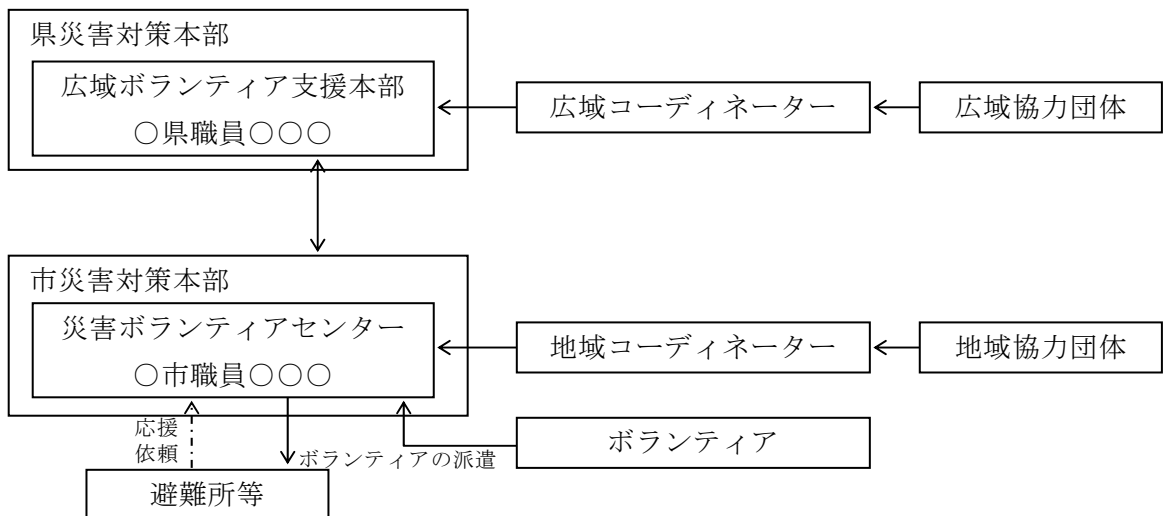
(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

イ その他のボランティア団体等（赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）

(5) ボランティアの受入れの流れ



#### 4 ボランティア団体等との連携

市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

#### 5 整備保存すべき帳簿

ボランティア団体受入記録簿

### 第5節 防災活動拠点の確保等

#### 1 市及び県（防災安全局）における措置

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図る。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図る。

#### 2 防災活動拠点の確保

市及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図る。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

【表1 防災活動拠点の区分と要件等】

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県			
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			

役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所程度	
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万ト级以上の船舶の係留施設	倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

【表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能】

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

【表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画】

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するにあたり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

## 第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

### 1 市、県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・整備局）、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施する。

#### (1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

#### (2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

#### (3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

#### (4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入れ、配分に係る活動

#### (5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

## 第5章 救出・救助対策

### ■基本方針

- 市は県警察、消防と連携し、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターをはじめ、利用できるすべての航空機及びドローンを活用する。
- 発災直後の救助・救急活動は、警察、消防だけでは不足するため、近隣住民、自主防災組織及び消防団等が協力して救助・救急活動を行う。

### 第1節 救出・救助活動

#### 1 市における措置

- (1) 市は、県警察等と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

#### 2 実施体制

##### (1) 消防本部・消防団の活動体制

機関名	活動態勢・内容
消防本部	(1) 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊等が災害に対応した救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (2) 救助活動に必要な重機等の資器材に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等による迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。 (3) 救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、医療関係機関・消防団員等と連携し、傷病者の救護にあたる。 (4) 傷病者の搬送は、救命処置を要する重症者を最優先とし、救急資器材を有効に活用して安全な医療機関へ搬送する。 (5) 重症度の判定は、バイタルサイン（血圧、脈、呼吸状態、尿量・色）のチェック等により行う。
消防班 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指

	揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理等、必要な活動に従事する。
--	--

(2) 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。

また、市等の防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

### 3 実施内容及び応援協力関係

市長は、災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出又は捜索し、負傷者については医療機関に搬送する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 消防班の出動現場については、被害の状況に応じて消防団長が決定する。

イ 消防本部、警察署その他関係機関に対し救出活動専門部隊（要員）の災害出動を要請する。

ウ あらかじめ締結している協定に基づき所管の業種別団体・事業所に対し、ブルドーザー・クレーン車等の建設用機械、エアジャッキ・チェーンソー等の救助用器具及び作業員の派遣協力を要請する。

エ 自らの救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

オ 必要と認める場合は、県へ自衛隊の災害派遣出動を要請する。

カ その他関係各部に対し、必要な協力要請を行う。

(2) 救出の方法

ア 救助は生命の危険のある者から優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。また、消防職員が不足しかつ貸出可能な救助用資機材がある場合は、市民のうちより適当なものをリーダーとして選び、資機材を貸与の上、市民自らが救助活動を実施するよう要請する。

イ 火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行う。

(3) 西枇杷島警察署との連絡

被災者の救出活動を円滑に実施するため警察署と連絡をとり交通規制及び現場における警備等を依頼する。

### 4 整備保存すべき帳簿

(1) 被災者救出状況記録簿

(2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿

(3) 被災者救出用機械器具修繕簿

(4) 被災者救出関係支払証拠書類簿

## 5 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

## 6 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 7 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(T E C F O R C E)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

その他、ライフライン事業が行う応急対策について、人員や車両等を集める拠点となるスペースの確保が困難な場合は、事業者と市との調整の上、拠点スペースの確保に努める。

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

# 第2節 防災ヘリコプターの活用

## 1 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を十分に活用でき、必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- (1) 被害状況調査等の情報収集活動
- (2) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 救急救助活動
- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

## 2 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状況



- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数
- (7) その他必要な事項

**3 緊急時応援要請連絡先**

名古屋市消防航空隊運航係

電 話 0568-28-0119

F A X 0568-28-0721

## 第6章 消防活動・危険性物質対策

### ■基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防団は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等にあたり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- なお、清須市の消防体制は、北名古屋市・豊山町とともに構成する常備消防力としての西春日井広域事務組合消防本部（西消防署）、また非常備消防力としての市消防団（12分団）の体制となっている。また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行うとともに、全国的な消防応援体制の充実を図る。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

### 第1節 消防活動

#### 1 市（西春日井広域事務組合）における措置

- (1) 市（西春日井広域事務組合）は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。
- (2) 市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておく。

##### ア 大震火災計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小様々であるので、被害発生規模により物的損害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (ア) 西春日井広域事務組合及び消防団は、火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (イ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (ウ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全

だけは確保する。

イ 大震火災計画の推進

(ア) 防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。
- d 火災が著しく多発、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御にあたる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 中高層建築物、地下、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

本部長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(エ) 避難地・避難路

避難地は市決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておく。

また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の住宅密集地については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路等を調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成する。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活

動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防活動にあたる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御にあたる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定にあたっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真等により検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う等、全国的な消防応援体制の充実を図る。

(4) 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、消防本部では、発災時において市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行う。特に、市民に与える影響の重要度合いを考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から市民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

(5) 西春日井広域事務組合消防本部の活動体制

ア 震度5弱以上の地震発生時においては、消防本部は本部に警防本部を設置するとともに、勤務中の消防職員をもって初期活動を行う。

また、勤務時間外及び職務により外部出向中の消防職員は別命を待たず所定の部署に参集する。消防長は参集職員をもって、常備の部隊に合流させ部隊の増強を図る。

項目	活動態勢
非常配備体制	管内地域に震度5弱以上の地震が発生した場合又は震度5弱にいたらない場合であっても、地震により火災又は救助、救急等の事案が発生した場合は震災非常配備態勢を発令し事前計画に基づき直ちに活動を開始する
非常招集	震災非常配備体制を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき別命を待たず直ちに所定の場所に参集する。

イ 消防本部は、地震発生後の消防活動にあたっては、ガスもれや通電再開による出火を防止するため、東邦ガス、中部電力に対しては、応急措置に関する事前通報協力をあらかじめ協定によりルール化する。

また、災害発生後に、部内に連絡担当班を設け、各防災関係機関との連携・協力に万

全を期する。

## 2 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたる。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等を整備する。

### (1) 出火の防止

発災と同時に居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は市民を督励して初期消火の徹底を図る。

### (2) 消火活動

西春日井広域事務組合の消防車が出動困難な地域における消火活動、或いは主要避難路確保のための消火活動は、単独若しくは西春日井広域事務組合と協力して行う。

### (3) 情報の収集

分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を団本部若しくは消防署に通報する。

また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、本部長若しくは消防本部消防長からの指示命令の伝達を行う。

### (4) 消防署隊への応援

道路が混雑又は渋滞して消防活動に支障をきたす場合は、西消防署の先導車の応援要員として消火活動に協力するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

### (5) 救助救急

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

### (6) 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、市民に安全な方向を指示する。

また、避難場所の防護活動を行う。

## 3 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で、直径250mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

### (1) 河川等の自然水利

庄内川・新川及び五条川については、無限水利とし大火災の発生等通常の消防水利では水の絶対量が不足する場合の事態に利用する。

### (2) 防火水槽・貯水池・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、40m<sup>3</sup>1隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、40m<sup>3</sup>2隊とすることができる。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間を判断し早目に充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、池水、ビル受水槽等利用可能なすべての水利を活用する。

(4) 名古屋市上下水道局の協力

名古屋市上下水道局は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に協力する。

また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

#### 4 応援消防隊の受入れ

警防本部長（消防長）が運用可能な消防力に対処が困難と判断したときは、消防相互応援協定に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては、概ね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

(2) 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各1名ずつ署員を添乗させる。

(3) 宿舍の確保

派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舍については、市若しくはその他の西春日井広域事務組合を構成する市町が確保する。なお必要に応じて県（消防防災対策室）に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行うが、概ね以下のとおりとなっている。

ア 応援市町村等が負担する経費

(ア) 人件費、消費燃料等の経常的経費

(イ) 応援職員が応援業務により負傷し疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

イ 発災市町村等が負担する経費

(ア) 応援市町村等の要請にかかわる消防用資器材等の調達経費

(イ) 活動が長期にわたる場合の燃料の補給、食料、消火薬剤等の支給に要する経費

## 第2節 危険物施設対策計画

### 1 市における措置

(1) 危険物及びその施設の所有者、管理者又は占有者に対して危害防止のための措置をとる

よう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは警戒区域を設定し、市民の立入り制限、退去等を命令する。

(2) 人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他市町村に対して応援要請する。

なお、広域消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市長は、西春日井広域事務組合を通じ「愛知県内広域応援協定」及び「愛知県内消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(4) 流出、転倒及び浮上した油そう、ガスタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

(5) 漏油した場所、その他危険区域はロープで区画し係員を配置する。

(6) 放射性物資に対する措置も医療機関と緊密な連絡をとり同様の措置をとる。

(7) 県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

### 第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

#### 1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 「第2節 危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施する。

(2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の2次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

##### ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報等の地震防災組織を確立する。

##### イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道等により、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況等、必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏洩点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

## 2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第4節 毒物劇物取扱い施設対策計画

### 1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 「第2節 危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施する。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

(4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。



## 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

### ■基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。
- 保健医療調整本部及び尾張西部地域保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行う。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症法に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期する。

### 第1節 医療救護

#### 1 市における措置

- (1) 市は、医療救護所を設置し、必要に応じて西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。
- (2) 市は、尾張西部地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

#### 2 地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

#### 3 実施体制

市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、健康福祉部長は救護・保健活動チームを編成し、以下の手続を行い、医療・助産の救護活動にあたる。

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応
県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請
医療救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置
関係各部長、県等への協力要請	①医療救護体制に関する広報活動の要請 ②場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 ③県により編成される県医療救護班の派遣要請（→県健康福祉部） ④その他の協力要請
受入れ医療機関の確保	①市内受入れ医療機関の現況把握 ②市外受入れ医療機関の確保（受入れ要請）（→県健康福祉部・周辺市町等）
救急搬送体制の確立	①搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） ②救急車両他搬送用車両の確保 ③ヘリコプターの確保（官・民）（→県消防防災対策室・自衛隊等）
報道機関対応	①NHK名古屋放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 ②報道機関周辺各支局への医療救護体制に関する紙面確保の要請

#### 4 医療・助産の救護活動の実施

医療・助産の救護活動は、西名古屋医師会、西春日井薬剤師会等の協力を得ながら行うが、そのいとまがない場合は最寄りの一般医療機関に入院、又は通院させる等の措置をとる。

##### (1) 市医療救護班の編成

ア 市医療救護班は、概ね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師を含む。）1～2名とする。

イ 市長は、状況に応じて市医療救護班を順次現地へ派遣する。なお、市医療救護班は救護所1か所に対して、少なくとも1班が出動し、応急的医療・助産の救護活動にあたる。

また、市医療救護班は、必要に応じて巡回救護を行う。

ウ 市は、県知事から派遣された県医療救護班について十分効果のある現地活動ができるように、受入れ措置をとる。

エ 市医療救護班の活動内容は概ね以下のとおりとなる。

##### (ア) 医療救護

- 傷病者の蘇生
- 傷病者の傷害等の区分の判別<sup>※1</sup>
- 中継医療拠点・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案

(1) 助産<sup>※2</sup>

- 分べんの介助
- 分べん前、分べんの処理
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

※1 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療施設（受入れ医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

※2 助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(2) 災害時医療の応援体制の整備

ア 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請

(ア) 必要と認められる場合は、健康福祉部長が尾張西部区域保健医療調整会議を通じ、保健医療調整本部に県医療救護班の派遣の要請を行う。

(イ) 必要と認められる場合は、西名古屋医師会に対して、災害時の医療救護体制の確立を要請する。

なお、西名古屋医師会は自ら必要と認めたときは、市の要請を待たずに、医療救護体制を確立し、医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、西名古屋医師会は直ちに市に通報するとともに、看護要員、事務連絡要員等の派遣を要請する。災害により通信連絡網が断絶した状態の場合、西名古屋医師会員は、市庁舎・最寄りの避難所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

イ 受入れ体制の整備

市長は、災害時医療の応援要請を行った場合、県や保健所、医療機関等と協議の上、派遣先・宿舎・食料・飲料水等、受入れ体制を早急に整備する。

ウ 医療ボランティアの受入れシステム

(ア) 医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、市長を通じて応援を要請する。要請の内容は、医師・看護師の人数、診療科目、機関、医薬品・医療機器の種類及び数量等とする。

(イ) 医療ボランティアの受入れ

a 医療ボランティアの登録

救護・保健活動チームは、医療ボランティア（組織・個人）の申し入れがあった場合の受付け窓口を、ボランティア対策チームを通じて開設し、ボランティアを登録する。

b 医療ボランティア団体との交流

既存の医療ボランティア団体と、平常時から災害時の活動計画等交流を図る。

(3) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）

ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

(4) 活動の実施期間

医療・助産の救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(5) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

## 5 医療救護所の設置の目安

(1) 設置場所

医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。医療救護所は以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

ア 避難所

イ 保健福祉関連施設

ウ その他の被災者の多い地点等

(2) 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。

なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。

(3) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。

また、必要と認める医療救護所に精神科救護所を併設する。

## 6 救急搬送の実施

(1) 搬送に関する基本方針

患者の搬送は、原則として西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院で確保した車両による搬送を実施する。

(2) 搬送手段の確保

市、西春日井広域事務組合消防本部及び応援消防機関は、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、車両又は担架による搬送を以下のとおり実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等は、県災害対策本部に県、県警察、自衛隊、第4管区海上保安本部等のヘリコプターによる搬送を要請する。また重症患者を緊急搬送する場合には、ドクターヘリ等を活用する。

ア 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請

イ 消防署以外の救急車両等への搬送を要請

ウ 市所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車による搬送

(3) その他の留意事項

ア 当日道路状況図の作成・配布

救護・保健活動チームは建設部の協力を得ながら、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、市内の道路状況に関し、既成の地図を元にして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

イ 搬送帰り車の有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に活用する等、運用に留意する。

## 7 医薬品その他衛生材料の確保

(1) 医薬品その他衛生材料の備蓄の確認及び調達

市は備蓄している医薬品等を確認するとともに、最寄りの販売業者から調達することを原則とする。

(2) 不足のときの調達方法

災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は尾張西部地域保健医療調整会議に調達を要請する。尾張西部地域保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を災害薬事コーディネーターとともに速やかに把握し、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、県保健医療調整本部に調達を要請する。

なお、血液製剤が必要な場合は、県内血液センターに調達を要請する。血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。

(3) その他

市の要請により、出動し医師が使用する医薬品等は原則として市の用意したもので対応するが、必要に応じて自己が携行した医薬品等を使用する場合は、使用消耗資器材の費用については市に請求する。

## 8 医療救護活動における設備・備品等の整備

(1) 水

水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。

(2) 電気

電気の供給が停止した場合、医療救護所及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。

特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。

(3) 電話その他の通信手段

医療救護所及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。

特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

9 受入れ医療機関の確保

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、調整会議に参画するとともに、重症者の受入・治療を行い、重症者以外の患者については、区域内の診療可能な医療機関又は被災地以外への患者搬送を行う。

病院名	住所	電話
一宮市立市民病院	一宮市文京2-2-22	0586-71-1911
総合大雄会病院	一宮市桜1-9-9	0586-72-1211
厚生連稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町本甲拾町野7	0587-97-2131
名古屋第一赤十字病院	名古屋市中村区道下町3-35	052-481-5111
小牧市民病院	小牧市常普請1-20	0568-76-4131

(2) 災害連携病院

災害連携病院は、災害拠点病院を除く2次救急病院で、中等症者の受入・治療を行うとともに、災害拠点病院等から容態が安定した患者の受入及び安定期に入った患者を区域内にある他の医療機関へ搬送することを行う。

病院名	住所	電話
はるひ呼吸器病院	清須市春日流8-1	052-400-7111
済衆館病院	北名古屋市鹿田西村前111	0568-21-0811
一宮西病院	一宮市開明平1	0586-48-0077
泰玄会病院	一宮市東五城字備前1-1	0586-61-2121
稲沢市民病院	稲沢市長東町沼100	0587-32-2111

(3) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、災害時における医療体制の構築に係る国の指針に基づき、災害時の医療保護入院、措置入院等の精神科医療を継続して行い、適切な精神科医療の提供を行う。

病院名	住所	電話
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7	052-763-1511
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20-1	0532-45-1181

## 10 こころのケア対策

### (1) 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害によるショックや、自らの被災状況の中で精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。また、職員やボランティア等の救援者に対してストレスフルな体験に区切り（緊張状態からの開放）をつけるための支援も必要である。

「こころのケア対策」については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

ア 可能な限り迅速かつ全域的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。

イ 心的外傷に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害発症例」の最小化を図る。

ウ 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援受け入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。

エ 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

### (2) 実施体制の確立

大規模災害が市の地域内を襲った場合、西名古屋医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティア等の「こころのケア対策」を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、専門家と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施</li> <li>● トータルケアセンターの開設</li> <li>● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供</li> </ul>
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後 8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施</li> <li>● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施</li> <li>● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置</li> </ul>

#### ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①西名古屋医師会との連絡調整</li> <li>②市各部、防災関係機関との連絡調整</li> <li>③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給</li> </ul>

項 目	手順その他必要事項
	④市民対応
西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	①必要と認める医療救護所等への設置 ②スタッフの確保・派遣
トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣
心的外傷に関する啓発活動の実施	①心的外傷に関する冊子・資料の作成 ②心的外傷に関する広報活動の実施
県・国等への協力要請	①県により設置されるケア施設の開設要請（→県健康福祉部） ②その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県健康福祉部・関係機関） ③D P A T派遣要請 ④その他の協力要請
収容精神科医療機関の確保	①市外受入れ精神科医療機関の確保（受入れ要請）
報道機関対応	①NHK名古屋放送局等への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請 ②報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請

イ 長期的こころのケア対策実施体制への移行

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	①巡回スケジュールの作成 ②避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 ③巡回に関する広報の実施
救援活動従事者向け「こころのケア」の実施	①カウンセリングルームの開設 ②講演会・研修の実施
周辺地域内精神科医療機関の再開促進	①保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 ②被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ③社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置 ④その他診療早期再開のために必要な支援措置
項 目	手順その他必要事項
行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置	①長期的ケア対策計画の作成 ②関係機関、団体との連絡調整 ③各部との連絡調整 ④協議会として要請された場合の事務局業務



<p>その他県・国等への協力要請</p>	<p>①協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請（→県保健医療局） ②協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療局・関係機関） ③D P A T派遣要請 ④その他の協議会が必要と認める協力要請</p>
----------------------	--

## 11 保健活動の実施

### (1) 保健活動体制の整備

保健師は、災害時にその専門性を最大限に発揮し、迅速かつ安全・効果的に被災者に対する健康支援活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに関係機関と連携し、体制を整備する。

ア 活動拠点の設置（情報管理、活動計画・体制づくり）

イ 通信機器や電源の確保

ウ 市保健師稼働状況把握、人員配置（統括保健師・リーダー保健師・スタッフ保健師等チーム編成）

エ 救護活動班との連携

オ 保健所及び関係機関との連携

カ 応援・派遣保健師受入れ体制の整備

### (2) 保健活動

被災市民を対象に生活環境の変化に対応した支援活動を実施する。被災に伴う心身の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

ア 情報収集・分析・発信

イ 被災者への健康支援活動

(ア) 要配慮者等の安否確認、保健活動

(イ) 避難所及び自宅滞在者への巡回健康相談

(ウ) 避難所の健康課題に応じた予防活動、環境整備

ウ 通常保健事業の調整

## 12 平常時救護体制への移行

### (1) 移行時期の目安

災害時に医療救護体制がしかれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として医療救護所も閉鎖する。

### (2) 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。

ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた医療救護所体制による。

イ 災害発生後1週間経過後は、医療救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員

については、その早期再開を促す。

ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、医療救護所を閉鎖する。

(3) 措置のあらまし

これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が望ましい。

そのため、関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね以下のとおり行う。

ア 西部休日診療所、当番医による休日・夜間救急診療の再開

イ 災害拠点病院、災害連携病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置

ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置

エ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置

※例えば、1995年1月の阪神淡路大震災では、紛失等により被保険証による本人確認が困難な場合も「住所・氏名等」の申告により受診できるようにした。また、カルテ類の消失等も考慮し、1月分の保険診療費請求については、按分その他の方法による概算請求を認める等の特別措置がとられた。

オ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

カ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

### 13 整備保存すべき帳簿

医療を実施した場合に整備保存すべき記録等は次のとおりである。

(1) 県医療救護班に関するもの

ア 診療記録

イ 医療品、衛生材料使用簿

(2) 市に関するもの

ア 医療救護班活動状況

イ 医療品、衛生材料受払簿

ウ 病院・診療所医療実施状況

エ 診療報酬に関する証拠書類

オ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

カ 助産台帳

キ 助産関係支出証拠書類

### 14 応援協力関係

市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

## 15 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 防疫・保健衛生

### 1 対策実施上の時期区分

防疫・保健衛生対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の衛生管理状態の把握及び防疫・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施</li> <li>● 被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施</li> <li>● 第1次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請及び防疫・保健衛生対策計画に関する広報</li> </ul>
第1次対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の水、食料の衛生管理の指導</li> <li>○避難所等の健康診査・栄養指導の実施</li> <li>○感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施</li> <li>○被災地における水、食料の衛生監視</li> <li>○被災者に対する入浴機会の確保</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策実施計画の検討及び体制の確立</li> </ul>
第2次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅等における防疫・保健衛生対策</li> <li>○仮設住宅等における巡回健康相談</li> <li>○仮設住宅等における巡回栄養指導</li> <li>○被災動物の保護収容対策</li> </ul> </li> <li>● 平常時防疫・保健衛生体制への移行</li> </ul>

### 2 防疫・保健衛生活動の実施

#### (1) 事前広報の実施

防疫・保健衛生対策の実施にあたっては、災害広報等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗の励行
- ウ 生水の飲用に対する注意
- エ 食中毒の防止のための注意

オ バランスのとれた食事・睡眠による健康の保持の重要性

(2) 防疫対策

ア 積極的疫学調査及び健康診査

市は、県に準じて防疫対策チームを編成し、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、県の活動に協力する。

なお、調査の結果、一類感染症患者等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者に対し健康診査を受けるべきことを勧告する。

イ 清掃及び消毒方法

(ア) 市は道路・溝渠・公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃する。

(イ) 市は、被災の直後に自主防災組織、市政推進委員等の協力を得て、各戸に防疫薬剤を配布する。また、家屋その他の消毒も実施する。

ウ ねずみ、害虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

エ 感染症法による生活の用に供される水の供給

「第11章 第1節 給水」に準じて実施する。

オ 患者等に対する措置

被災地帯において、県が一類感染症患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対しての感染症指定医療機関への入院勧告等、必要な協力をする。

カ 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

なお、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

キ 生活環境の保護

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 栄養指導等

ア 市及び県は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(4) 健康管理

ア 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

イ 市は県と協力して、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(5) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、清須保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認をできるように努める。

イ 清須保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

### 3 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

## 第8章 道路交通規制・緊急輸送対策

### ■基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

### 第1節 道路交通規制等

#### 1 県警察及び警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (1) 交通管理体制

災害により被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、関係機関との緊密な情報交換を行い、道路情報の収集に努める。

##### (2) 道路・橋梁等の応急措置

ア 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

イ 被害の状況を把握し、応急復旧計画を作成して緊急復旧に努める。

##### (3) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(4) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急自動車</li> <li>● 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>● 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul>

(5) 交通規制の実施

分類	態様
初動対応	交通情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>● 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>● 必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>
第1局面 (災害発生直後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第1局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>● 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> <li>● 信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</li> </ul>
第2局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul>

(6) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度

で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

#### (7) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出する。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

オ 県公安委員会（県警察本部）が災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、市は緊急通行車両等の確認を受けるため、必要な手続を行う。

なお、本手続を円滑に受けられるよう、市は市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会が別に定めるところにより、緊急通行車両等の事前届出を実施しておく。

#### (8) 大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

#### (9) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

## 2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

## 3 自動車運転者の措置

### (1) 運転者の措置

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行わ



れた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

(2) 車両を運転中に災害が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

#### 4 市民の自動車利用自粛

##### (1) 自動車利用自粛の周知

災害発生直後や発生する可能性が判明した場合、市民がその所有する自動車を災害から避難させるため、又は自らの避難に際して自動車を利用することが想定されることから、渋滞の発生や違法駐車車両によって防災活動のための車両の通行に支障が生じることが予想される。

そこで市は、あらかじめ災害発生時の自動車利用を自粛するように市民に周知するとともに、災害発生時は必要に応じて道路管理者及び警察機関と連絡の上、通行の禁止又は制限等の交通規制を行う。

また、市は、市民の自動車による避難等については、各自の自己判断で市の避難勧告以前に限ること、それ以降は原則的に規制されること等を平常時から市民に対して周知する。

##### (2) 代替交通輸送手段の確保

緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。

ア JR東海及び名古屋鉄道に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。

イ 市内タクシー会社に対し、相乗を含む多人数利用に限ることを条件として、営業活動を速やかに再開するよう要請する。この場合、多人数利用車の通行については、交通規制上代替バスに準ずる取扱いを行う。

ウ 市民の手軽な移動手段として、鉄道駅、避難所、医療機関、その他主要な施設を拠点として、貸出用自転車を提供する体制を確立する。

## 5 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

## 6 応援協力関係

市は、応急工事の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資器材につき応援を要求する。

# 第2節 道路施設対策

## 1 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 県が指定する緊急輸送道路については、県に協力しつつ、緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）の機能確保に努める。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

## 2 道路管理者（市、県（建設局）、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社）における措置

### (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

### (2) 道路、橋梁等の緊急復旧

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

## 3 応急対策の具体的措置について

大規模災害が発生した場合、各公共土木施設の施設管理者は、所定の計画に基づき、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずることとなっている。

市が行うべき施設の応急復旧に要する作業については、建設部長が関係各部長及び県・国その他関係機関と連携しながら、愛知県建設業協会に協力を要請し行う。

### (1) 応急対策

機関名	応急措置のあらまし
市	<p>ア 市の地域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災対総務部による調査活動、災対建設部による道路パトロール、県建設事務所・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。</p> <p>この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 上水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。</p> <p>緊急のため、その時間がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡する。</p>
県	<p>所管する道路、橋梁に関する被害状況を把握し、第1に緊急啓開路線について必要な措置を講ずる。</p> <p>次に、2次災害の生ずるおそれのある箇所に応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行う。</p>
中部地方整備局	<p>被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においては、パトロールカー等による巡視を実施する。</p> <p>また、ヘリコプター及び道路モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧及び必要に応じて「迂回道路」の選定等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努める。</p>

(2) 復旧対策

機関名	応急措置のあらまし
市	<p>地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急啓開路線指定の道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。</p> <p>ア 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>イ 応急復旧方法</p> <p>①倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し堆積する。</p> <p>②鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。</p> <p>③路上駐車車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。</p> <p>④路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑤橋梁取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。</p> <p>⑥落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>⑦上記作業について、市で処理できない場合は、速やかに県又は自衛隊に応援要請の手続をとる。</p>
県	<p>応急復旧作業は、主にあらかじめ区間ごとに複数の業者を指名・委託しており、緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次一般道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没・決壊等で、これを放置することにより2次災害を生ずるおそれがある箇所への応急復旧を行っていく。</p> <p>また、平常時から資器材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>
中部地方整備局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、中部地方整備局震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>

第3節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

(1) 列車の避難及び停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難及び停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防

止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

## 第4節 緊急輸送手段の確保

### 1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

### 2 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(3) 輸送業務実施体制

市は、災害時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、輸送体制を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、輸送用車両や輸送要員の効率的な運用を図るため、市災害対策本部及び各拠点において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制の確立を図る。

ア 指針

市は、大規模災害が発生した場合の輸送業務実施体制の指針を以下のとおりとする。

輸送にあたっては、ポンプ車等の大型車両による輸送を考慮した進入路の選択を行う。

(ア) 市・企業等が有する車両・要員を迅速かつ効率的に管理・運用するため県トラック協会尾西支部に対して災害時輸送業務実施体制確立のための協力を要請する。なお、

協力活動を適切に行うため、あらかじめ必要な協定を締結し実施計画の作成を要請しておく。

(イ) 各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し大規模災害時における市所有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。併せて、その他必要な措置の実施を要請する。

(ウ) 県警察本部又は西枇杷島警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急輸送車両について、その確認手続を行う。

(エ) 関係各部長と協力・連携し鉄道、ヘリコプター、ボートその他必要な輸送手段を確保する。

#### (4) 輸送力の確保

市は、災害時における輸送車両等の予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。確保の順位は概ね以下の順位による。

ア 市所有の車両

イ 公共的団体の車両

ウ 営業者所有の車両

エ 自家用車両

### 3 緊急通行車両等の運行確保

#### (1) 緊急通行車両

##### ア 確認手続

##### (ア) 事前に行う場合（事前届出）

緊急通行車両の事前届出を西枇杷島警察署へ届け出て、あらかじめ確認審査を受け緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

##### (イ) 発生時に行う場合

緊急通行車両等確認申請書を西枇杷島警察署（県警交通指導課及び交通検問所も可）へ申請し確認審査を受ける。

##### イ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

##### (ア) 事前届出済車両

緊急通行車両事前届出済証を提出し「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。（この場合、確認申請書の提出及び審査は省略させる。）

##### (イ) 事前届出をしていない車両

緊急通行車両等確認申請書を提出し確認審査を受けた後、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

#### (2) 規制対象外車両

##### ア 規制対象外車両の申請・交付等

災害による通行の禁止又は制限を実施した場合において、社会生活維持に不可欠な車両及び応急対策を確保する上で必要な車両は、緊急通行車両等に支障を及ぼさない限り規制対象から除外し、規制対象外車両申請書により西枇杷島警察署に申請する。

##### イ 証明書及び標章の交付等

規制対象外車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は、規制対象外車両証明書

を作成し、標章とともに申請者に交付する。

#### 4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、水、生活必需品
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

#### 5 輸送業務の業者委託

大規模災害が発生した場合には、大きな支障がない限り業者委託により、輸送活動の合理化を図り、被災者に対する救援サービスの迅速かつ網羅的な提供に努める。

##### (1) 基本方針

災害時における輸送業務の業者委託は、以下の2点を留意して行う。

- ア 業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託することができる
- イ 業者の選定にあたっては、輸送品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者あるいは同等の機能を発揮することが期待できる業者を担当部があらかじめ把握しておく。

##### (2) 輸送品目の例示

業務の遂行上の大きな支障の有無を判断するために、現行制度下において、「業者委託になじむもの・なじまないもの」を以下に例示する。

##### ア 業者委託になじむと思われるもの

- 避難所における被災者向け弁当
- 避難所における炊出しに必要な食材・燃料等
- 避難所において被災者に供給する日用品・軽衣料等
- いわゆる要配慮者の避難所から専用避難所への移送

##### イ 業者委託になじまないと思われるもの

- 病院・避難所に対する飲料水・上水の供給
- 重傷患者の救命のために必要な後方支援病院への移送
- 危険地域から避難所への被災者の緊急避難

#### 6 応援協力関係

市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保につき応援を要求する。

#### 7 その他

災害救助法が適用された場合の輸送の実施基準、期間、経費については災害救助法施行細則による。

## 第9章 浸水対策

### ■基本方針

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・亀裂、水門、樋門の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「清須市水防計画」に準拠した上で実施する。
- 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。

### 第1節 浸水対策

#### 1 方針

浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「清須市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

#### 2 市、県（建設局、農林基盤局）及び関係機関における措置

##### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

##### ア 点検、応急復旧及び警戒・警戒活動

地震の警報が発令された時、又はこれに起因する災害が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により直ちに河川、水路等の点検を行い、被災後の降雨による2次災害の可能性が認められる箇所（既住の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所）においては、すみやかに応急復旧を行うとともに、監視及び警戒にあたる。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

##### ウ 浸水対策資機材

(ア) 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策倉庫等の浸水対策用資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておく。

(イ) 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

##### エ 漏、溢水防止応急復旧活動

(ア) 各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。



(1) 県は、市から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ア 水門、樋門の操作

水門、樋門に被害が発生し、沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できるため、専門業者へ緊急に連絡し速やかに操作を行う体制の構築を図る。

イ 漏、溢水防止応急活動

(ア) 河川

激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたり、大量の土砂が必要となるため、河川区域において活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努める。

また、水門、樋門が損壊した場合、直ちに仮締切等の応急処置がとれるよう専門業者への緊急連絡体制を整え早期復旧を図る。

(イ) 農業用施設

各管理者は、堤防、水門、樋門、水路等の被害状況を確認し、被害の拡大及び2次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

## 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### ■基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

### 第1節 避難所の開設・運営

#### 1 市における措置

##### (1) 避難所の開設

市は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

##### (2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

##### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

##### (4) 避難所の開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、市長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、その都度決めるが、開設及び運営の実務については、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

なお、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所へ移送する。

##### (5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。

##### (6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、

避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

## 2 避難所が果たすべき役割

- (1) すでに住宅を失った人、住宅が倒壊するおそれがあると不安な人たちへの一時的宿泊場所を提供する。これにより、併せて災害による精神的ダメージの緩和を期待する。
- (2) 水道やガス、電気の停止により炊事が困難になった人たちへの食料の供給拠点となる。また、衣料・雑貨等の日用品を供給する。この場合、避難所に入っていない周辺地区の人たちに対しても同様に供給する。
- (3) 地区における市災害対策本部の窓口（「地区連絡所」）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受けを行う。
- (4) 臨時医療救護所が併設され、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。

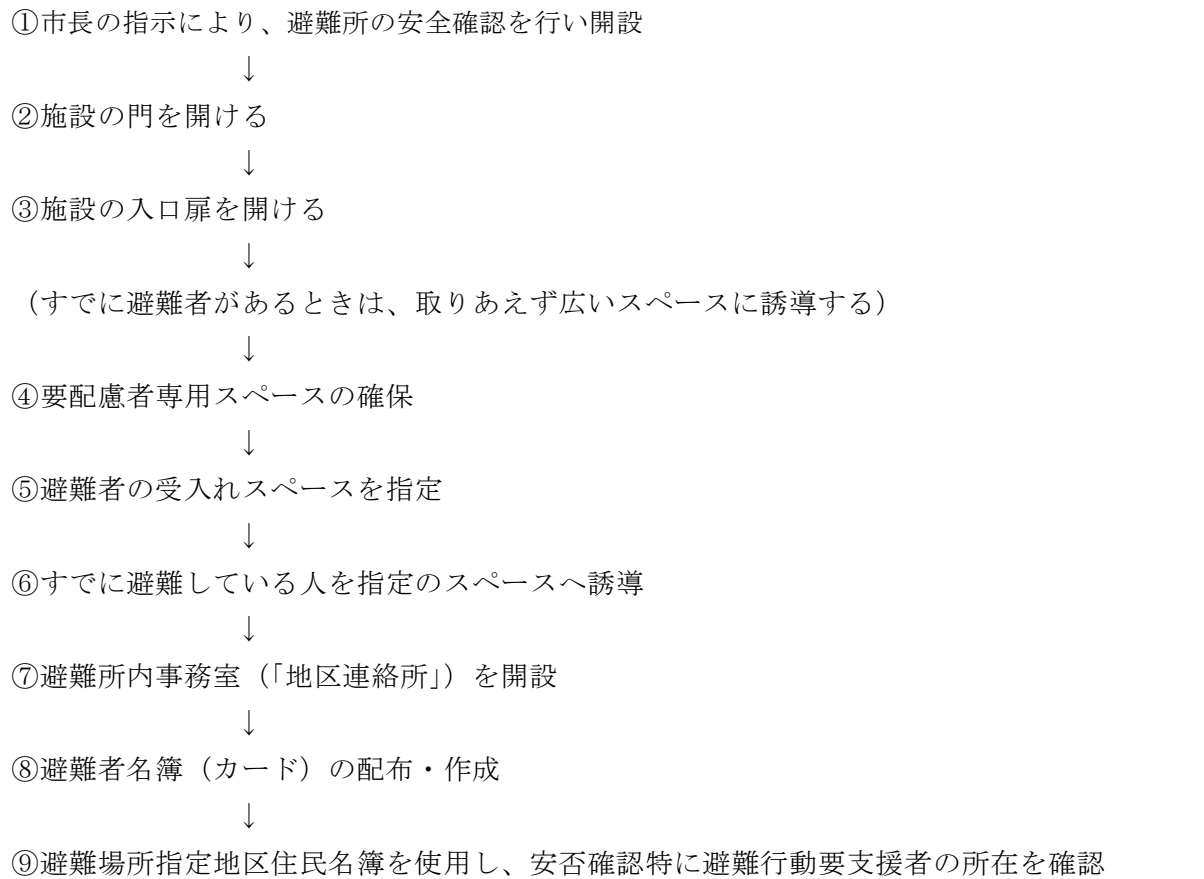
## 3 開設期間の目安

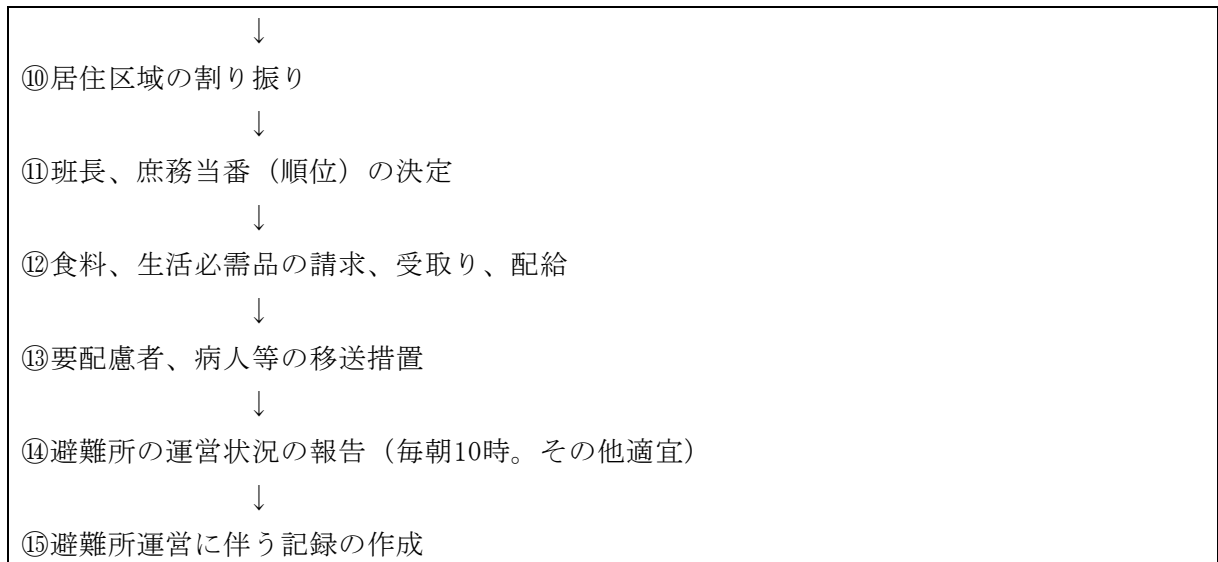
大規模災害が発生した場合における避難所の開設期間は、災害発生後14日間以内を目標とする。

なお、その後の救援措置は、応急的な住宅供給により行う。

## 4 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。





## 5 開設時の留意事項

### (1) 開設

避難所の開設は、原則として市長の指示による。ただし、夜間等に発生する等、突発的な災害の場合には、市長からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められるときは、「避難所班」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、体育館や大会議室等、広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の防止に努める。

### (2) 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところを確保する。併せて、事情の許す限り自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

### (3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の受入れを終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、教育部長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を企画部長に要請する。

消防本部、県災害対策本部及び警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

- ア 避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 箇所数、受入れ状況及び受入れ人員
- ウ 開設期間の見込み

### (4) 所内事務室の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（「地区連絡

所」)の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また、事務室には避難所の運営に必要な用品(避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等)を準備しておく。

## 6 運営上の留意事項

避難所の運営にあたっては、「清須市避難所運営マニュアル」に基づき下記の事項に留意しながら、各避難所に設置されている避難所マニュアルに基づいて運営にあたる。

### (1) 避難者名簿の作成

避難者名簿(カード)は、必要な物資等の数量の把握等を含め、避難所運営の基礎資料となるため、避難者名簿(カード)を配り、世帯単位での記載を求める。

集まった避難者名簿(カード)を基に避難者受入記録簿をできる限り早い時期に作成し、事務室内に保管するとともに、避難対策チーム長を通じて、危機管理部長へ報告する。

なお、受入れ能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

### (2) スペースの割振り

可能な限り、地域地区(自治会等)ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員(20人程度を目途とする。)で編成し、居住区域ごとに代表者(班長)を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

#### 居住区域の代表者(班長)の役割

- 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- 環境衛生対策チームが行う消毒活動等への協力
- 施設の保全管理

### (3) 管理運営体制の確立

避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代表等(又は自治会の組織の代表等)による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達、救援物資等の手配等、行政と市民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所運営は、市職員だけでは困難であることを念頭に置き、あらゆる局面で自主防災組織、その他被災者の協力を引き出すようにし、「被災者はお世話されるだけの人」、「市職員、学校教職員及びボランティアはお世話する人」といった関係を作らないよう努める。

### (4) 情報の提供

ア 常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせてデマの流布防止と不安の解消に努める。

- イ 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。
- ウ 情報提供にあたっては、避難所運営委員会を設置し、行政担当者、施設管理者、避難所の代表等の組織化により、行政担当者、避難者の代表者によって情報提供を図る。
- エ 目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

(5) 良好な生活の確保

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(6) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

責任者となる市職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、避難対策チームに報告し、調達の要請を行う。到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

配給等の生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。なお、飲食類の配給にあたっては、食物アレルギーや保存年限等に留意する。

(7) 要配慮者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者への速やかに適切な措置を講ずるとともに、避難所滞在者に対して、要配慮者最優先ルールの徹底を図る。

なお、必要に応じて、福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行う。

また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（午後10時以降）は行わない、室内照明は、夜間（午後10時以降）は最小限にとどめる等のルールづくりを要請し、徹底する。

(8) 市外からの避難者への対応

避難所には、市外からの避難者等も避難してくることが想定されるため、各避難所はこうした避難者の情報を的確に把握するとともに、あらゆる避難者に対して支給品をはじめ

とした待遇面で同様の扱いをすることを徹底する。

(9) 被災者の移送

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障害者、傷病者の受入れについては、救護・保健活動チームに連絡し、可能な限り老人ホーム・病院等専用避難施設へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意する等の代替措置をとるよう努める。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。

イ 被災者の他市町村等への移送

避難対策チームは、被害が甚大なため市内の避難所に被災者を受け入れることができないと認められる場合には、市長へその旨報告し、他市町村等の避難所への移送を要請する。

また、市長は、市内に受入れ余力がない場合は、県知事に対して非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

ウ 他市町村等からの被災者の受入れ協力

避難対策チームは、市長から他市町村等からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、市長は、県知事から他市町村の被災者を受け入れるための避難所の開設指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

(10) 生活支援

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を行う。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(12) 再避難の対策

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(13) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる市職員は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市災害対策本部へ報告する。

なお、市長に対する報告は、教育部長が正午までに取りまとめて行う。なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

また、避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

(14) 整備保存すべき書類

避難所内の混乱の防止及び安全かつ適切な管理を図るため、次の書類の整備保存を行う。

- ア 避難所受入台帳
- イ 避難所用物品受払簿
- ウ 避難所設置及び受入状況
- エ 避難者名簿
- オ 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

(15) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 7 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した市民が市の区域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

## 8 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 要配慮者支援対策

### 1 方針

災害時における要配慮者支援対策の実施にあたっては以下の2点を基本指針とする。

- (1) 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え、要配慮者相互扶助団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。また必要に応じて県に災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣を要請する。
- (2) 市民、事業所は市・県等行政機関の行う災害時における要配慮者支援対策の実施に最大限協力する。

### 2 市における措置

要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 2 避難の誘導を行う者」による。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援  
「第2章 第3節 市民等の避難誘導 4 避難行動要支援者の支援」による。
- (3) 障害者に対する情報提供  
障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせる等、伝達方法を工夫して情報の提供を行う。



(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請する。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 3 市における対策の具体的実施内容

(1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・市社会福祉協議会その他協力団体及び民生委員・児童委員等と協議して決めるが、概ね以下の4つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者の安否確認・所在把握</li> <li>● 避難所その他所在地における応急的な介助支援</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給の推進</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の設置</li> </ul>
住宅移転・帰宅等の 準備措置 (避難所開設後期)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>● 避難所その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> </ul>

区 分	期間の目安	措置の目安
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者専用病院の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 要配慮者向け住宅供給計画の作成及び建設等</li> <li>● 要配慮者向け広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>
住宅移転・帰宅等期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮設住宅その他所在地における巡回ケアサービス</li> <li>● 長期ケアサービス体制確立に関して必要な措置及び平常時地域福祉システムへの移行計画の検討</li> <li>● その他要配慮者に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 要配慮者対策推進会議の運営</li> </ul>

(2) 要配慮者支援対策実施体制

ア 要配慮者支援対策推進会議

災害が発生した場合、関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における要配慮者支援対策を統一かつ適切に行うため、要配慮者支援対策推進会議を設置する。併せて、各対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を健康福祉部内に置く。事務局要員は健康福祉部職員をもってあてる。

イ 役割分担

市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

名 称	役割のあらまし
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要配慮者の安否確認及び安全確保</li> <li>(2) 避難所その他所在地における介助支援の実施</li> <li>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の確保並びに移送その他必要な措置の実施</li> <li>(4) 避難所その他所在地における設備の補修・新設</li> <li>(5) 避難所その他所在地における巡回ケアサービスの実施</li> <li>(6) トータルケアセンターの設置・運営</li> <li>(7) 要配慮者向け住宅供給ニーズの把握</li> <li>(8) その他市民との対応</li> <li>(9) 要配慮者対策推進会議の運営事務</li> </ol>
市社会福祉協議会その他介助支援関係団体・事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ボランティアセンターの開設・運営</li> <li>(2) 要配慮者の安否確認及び安全確保に関する協力</li> <li>(3) 避難所その他所在地における介助支援への協力</li> <li>(4) 福祉避難所及び要配慮者専用病院の運営並びに移送その他必要な措置の実施への協力</li> <li>(5) 被災者からの介助支援依頼への最大限対応</li> <li>(6) 市が行う要配慮者向け相談業務に関する協力</li> <li>(7) その他市・県が行う災害時要配慮者対策への協力</li> </ol>
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における要配慮者の安否確認及び避難の支援</li> <li>(2) 避難所その他地域における介助支援</li> <li>(3) 福祉避難所及び要配慮者専用病院への移送その他必要な措置の実施への協力</li> </ol>

名 称	役割のあらまし
	(4) ケア制度その他行政等支援メニューの説明 (5) 行政サービス各種申込書の配布 (6) その他災害時要配慮者対策に必要な措置 (7) 行政・関係団体等との連絡・協議

(3) トータルケアセンターの活用

高齢者や障害者、日本語を理解できない外国人、人工透析患者等の、いわゆる「要配慮者」は、市が行う救助救援サービスや生活復旧支援サービスを受けようとする場合、その移動や要望内容を表現し互いの意思を正確に理解する上で様々な困難が想定される。

そのため、要配慮者がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。

#### 4 高齢者支援対策

(1) 方針

1995年の阪神淡路大震災では、多くの高齢者や病弱者の方々が「肺炎・気管支炎・喘息・胃潰瘍・心筋梗塞」等にかかり、適切な治療を受けられず死亡した。したがって、ここでは災害発生後の「高齢者の安否、所在地及び老人保健施設や老人病院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部及び県・関係機関・団体等との協力・応援体制等について、必要な取決めを行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

高齢者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する高齢者」の安否確認</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「高齢者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 「配慮を要する高齢者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 要配慮者専用病院等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 高齢者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策	災害発生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置</li> </ul>

(避難所開設期間)	8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等における巡回ケアサービスの実施</li> <li>※ケースワーカーによる相談業務</li> <li>※ヘルパー・ボランティア等の派遣</li> <li>※歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施</li> <li>● 必要な場合の要配慮者専用病院等への移送措置</li> <li>● 高齢者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 高齢者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 高齢者向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>
第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮 設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施</li> <li>※仮設住宅入居高齢者向け応急ケアサービス</li> <li>※入居待機者用施設その他の高齢者向け応急ケアサービス</li> <li>※要配慮者専用病院等の高齢者に関する措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関職員からなる高齢者向け長期ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

高齢者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（福祉局、県警本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社
介護・介助のためのマンパワーの確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会、社会福祉関係大学等教育機関
専用避難所・病院の確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設
移動・搬送	中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）、高齢者向け施設、市社会福祉協議会
高齢者向け医療サービス	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）
高齢者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等

## 5 障害者支援対策

### (1) 方針

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、又は言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害、並びに知的障害、精神障害等、障害の種類、特性は多岐にわたるため、障害者の救援ニーズは、きわめて多様であり個別的となる。

したがって、市は、多様かつ個別的な「障害者」の安否・所在地を確認するとともに、障

害者に係る地域支援組織や全国的支援ネットワークとの連絡を迅速にとりながら、障害者支援を行う。

(2) 各時期区分における措置の目安

障害者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と協議し決める。

実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配慮を要する障害者」の安否確認（保健所との連携）</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「障害者リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 各障害者支援組織との連絡・支援本部設置の要請</li> <li>● 「配慮を要する障害者安否不明者」の再度安否確認</li> <li>● 避難所等における応急的な介助支援措置の実施 ※生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等</li> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他</li> <li>● 福祉避難所の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅のニーズの把握</li> <li>● 障害者向け広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策（避難所開設期間）	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 避難所等におけるケアサービスの実施 ※各障害者支援組織によるケアサービス ※ケースワーカーによる相談業務 ※ヘルパーの派遣</li> <li>● 必要な場合の福祉避難所への移送措置</li> <li>● 障害者向け特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 ※グループホーム形式のものを含む</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 障害者向け広報の実施及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 関係各部・機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け応急ケアサービス連絡協議会の運営</li> </ul>
第2期応急ケア対策（避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中）	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施 ※仮設住宅入居障害者向け応急ケアサービス ※入居待機者用施設その他の障害者向け応急ケアサービス</li> <li>● 福祉避難所等の障害者に関する措置計画の検討及び実施 ※関係各部・各機関及び各障害者支援組織からなる障害者向け長期ケアサービス連絡協議会の編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受付業務</li> </ul>

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

障害者に対する当面の応急的措置を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）、日本郵政株式会社東海支社
障害者向けケアサービスプランの策定・実施	県（福祉局、精神保健福祉センター、清須保健所）、社会福祉関係大学等教育機関、県医師会（西名古屋医師会）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害者支援組織（地域・全国）
その他介護・介助のためのマンパワーの確保	県（福祉局）、社会福祉関係大学等教育機関、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）
専用避難所・病院等の確保	県（福祉局、精神保健福祉センター）、県医師会（西名古屋医師会）、身体障害者療護施設、その他市内外障害者向け施設
移動・搬送	中部運輸局、自衛隊、県乗用旅客自動車協会、県医師会（西名古屋医師会）身体障害者療護施設、授産施設その他市内外障害者向け施設、市社会福祉協議会、各障害者支援組織（地域・全国）
障害者向け医療サービス	県（福祉局）、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）
障害者向け設備の補修、設置・住宅設計等	県（総務局、福祉局、建設局）、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社、愛知県建設業協会、その他建築関係団体等、各障害者支援組織（地域・全国）

## 6 乳幼児対策

### (1) 方針

災害により乳幼児が受ける被害は、第1に、住宅の倒壊や火災、流失その他の被害による本人の死傷、保護者の死傷がある。そして、第2に、育児面における影響がある。

市は、保護者を失った乳幼児の養育・養護、乳幼児が受ける生活上の制約に関し可能な限り解消に努める必要がある。そのため、ここでは災害発生後の「乳幼児の安否、所在地及び乳児院等の施設への移送の要否」の確認から「小・中学校に開設された避難所生活を無事に過ごすために必要な応急措置」、そして「仮設住宅等における生活を無事に過ごすために必要な措置」に至るまでの3つの措置に関し、その実施手順、各部・機関・団体等との協力・応援体制等について必要な取決めを行う。

### (2) 各時期区分における措置の目安

乳幼児対策の実実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、関係各部及び関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「乳幼児」の安否確認</li> <li>● 「要保護乳幼児リスト」の作成</li> <li>● 避難所等における「乳幼児リスト」の作成 ※ケアサービス実施のための基礎データとして</li> <li>● 避難所等における応急的な支援措置の実施</li> </ul>

区 分	期間の目安	措置の目安
		<ul style="list-style-type: none"> <li>※生活環境条件チェック、ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児用ベッドの供給、「子どもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等</li> <li>● 乳児院・養護施設等の確保及び必要な移送措置</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の設置</li> <li>● 関係各部・機関職員からなる乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> </ul>
第1期応急ケア対策 (避難所開設期間)	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における第1期応急ケア対策の実施</li> <li>※保育園職員・ボランティア等による応急保育</li> <li>※保健師等による巡回保健指導</li> <li>※精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務</li> <li>● その他避難所等における応急的な支援措置の実施</li> <li>※市民及び各避難所担当者からの要望への対応</li> <li>● 要保護乳幼児の乳児院・養護施設等への移送措置</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画の検討及び体制の確立</li> <li>● 乳幼児対策に関する広報活動及び相談業務窓口等の運営</li> <li>● 乳幼児向け応急ケアサービスプロジェクトチームの運営</li> </ul>
第2期応急ケア対策 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急ケア対策計画の実施</li> <li>※仮設住宅・入居待機者用施設入所者向け応急ケアサービス（巡回保健指導、巡回相談業務等）</li> <li>※健康診査の実施</li> <li>※公・私立保育園（所）運営に関する特別措置計画の検討及び実施</li> <li>※関係各部・各機関職員からなる乳幼児向け長期応急ケアサービスプロジェクトチームの編成</li> <li>● 第2期応急ケア対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>

(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項の目安

乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、以下を目安として、要員、資機材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。

項 目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	自衛隊、県（福祉局、清須保健所、警察本部、西枇杷島警察署、建設局）、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本郵政株式会社東海支社
応急保育等のためのマンパワーの確保	県（福祉局）、日本赤十字社愛知県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、全国私立保育所連盟、社会福祉関係大学等教育機関
乳児院・養護施設等の確保	県民生活部（尾張福祉相談センター）、県福祉局（清須保健所、県立病院）、県医師会（西名古屋医師会）
移動・搬送	県乗用旅客自動車協会、市社会福祉協議会
乳幼児医療サービス	県福祉局（清須保健所、県立病院）、日本赤十字社愛知県支部、県医師会（西名古屋医師会）、県歯科医師会（西春日井歯科医師会）、県歯科技工士

会、県薬剤師会（西春日井薬剤師会）
-------------------

## 7 その他の要配慮者対策

1995年の阪神淡路大震災では、高齢者・乳幼児・障害者以外にも、言葉や習慣が異なるためにより不自由さが増すこととなった「外国人」、定期的に人工透析治療を受ける必要のある者、その他の通院治療者や在宅の難病患者、食事内容に制約のある「食物アレルギー」者等、多様で個別的な救援ニーズがあった。

したがって、市はその他の要配慮者の安否、現在地を確認するとともに、外国人については、その保護の任にあたるべき外務省・各国大使館と、またその他の要配慮者については、国・県等関係機関及び支援団体・組織との連絡を迅速にとり、必要なリストや救援活動のための拠点を提供する。

そのため、市は、健康福祉部を担当部として、県・国・各関係機関及び各種団体・企業等の支援・協力を得てその他の要配慮者対策を行う。具体的な措置については、高齢者、障害者、乳幼児対策に準じて行う。

## 第3節 帰宅困難者対策

### 1 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校等の組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとる。

また、帰宅困難者は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図る。

### 2 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供する他、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報



各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(5) 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社が提供する災害伝言ダイヤル（171ダイヤル）及び、各携帯電話会社の災害用伝言板の普及・啓発を図る。

また、テレビ、ラジオによる安否確認等、放送メディアの活用促進を検討する。

### 3 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。

## 第11章 水・食料・生活必需品等の供給

### ■基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### 第1節 給水

#### 1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講ずる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (5) 応急給水
  - ア 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
  - イ 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。
  - ウ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
  - エ 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ /人・日)	市民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね100m以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	概ね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

- オ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

(6) 応援体制

- ア 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- イ 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- ウ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」による。

2 応急給水体制の確立

(1) ライフライン対策チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらずライフライン対策チームを編成し、飲料水の供給及び水道施設の復旧促進を図る。

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

ライフライン対策チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請先（部）	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	建設部	名古屋市上下水道局 尾張水道事務所（愛知県企業庁）
給水拠点の確保・運営	建設部	県教育委員会（県立高校） その他避難所設置施設所管機関等
応急給水用資器材の確保	建設部	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店
給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部
応急給水実施に関する広報	企画部	テレビ、ラジオ、その他報道機関

(3) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。

(ア) 市災害対策本部・地区連絡所・消防署への被害情報

(イ) 県災害対策本部への被害情報

(ウ) 市民からの通報

(エ) 市民からの名古屋市上下水道局への通報

イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。

(ア) 給水機能停止区域、世帯、人口

(イ) 復旧の見込み

(ウ) 応急給水体制に関する現況

(エ) 応急給水開始時期

(オ) 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

(4) 給水方法

ア 給水方法の選定

被害状況の調査に基づき給水対象地域の把握を行い、それぞれの地域に最も適した給

水方法及び給水拠点を選定する。給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」、給水車等で搬送する「搬送給水」、あるいは軽度の被害箇所については既存の水道施設の応急修理による給水とする。

給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うように配慮する。

#### イ 周知・広報

給水拠点やその他給水に関する注意事項が被災者に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。

(ア) 設定した場所及びその周辺に「給水場所」と大書した掲示物を表示する。

(イ) 応急給水に関する市民等からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

(ウ) ライフライン対策チームは、被災者に対する応急給水に関する広報活動を実施するよう要請する。

#### (5) 給水用資器材の確保

給水活動に使用できる市の資器材の把握、整備を日頃から行う。

なお、不足する資器材等の調達は、水道局、消防署、県、隣接市その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

### 3 飲料水供給の実施

#### (1) 応急給水基準

応急給水の量は、1人1日3ℓとするが、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める市民等に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

#### (2) 給水拠点受水槽への搬送

飲料水等の給水拠点受水槽への搬送は、トラック協会等の応援協力を得ながら行う。必要な機材は、市が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型可搬式ポンプ等や他部からの応援流用したものを使用する他、必要ある場合は、名古屋市上下水道局（給水車）・西春日井広域事務組合消防本部（水槽車）の応援を求め給水に万全を期する。

#### (3) 給水拠点での応急給水

給水拠点での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、市職員が避難所代表者、自主防災組織等の協力を得て行う。自ら容器を持参できない場合は、近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による応急給水活動全体に支障が生じないよう協力を要請する。

また、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄するポリタンク等を貸与するが、この場合も可能な限り、自主防災組織等に対する貸与の形をとって行うよう努める。

#### (4) 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

##### ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

#### イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定し、名古屋市上下水道局に要請する。

### 4 医療機関への緊急給水の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用若しくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、災害発生後、直ちに水の確保状況を照会する等して、水の確保に万全を期す。

### 5 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品機材受払い簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

### 6 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第2節 食料の供給

### 1 市における措置

市が行うべき食料の供給措置の内容を以下にまとめる。

- (1) 市は、自ら炊出し、その他による食料の給与を実施する。
- (2) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

### 2 食料の応急供給体制の確立

#### (1) 食料物資供給チームの編成

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず、市民環境部長は食料物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食料の供給を図る。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後2日目まで (最低限度の生命を維持)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 食料物資供給チームの編成・運営</li><li>● 初期応急食料の確保・供給</li><li>● 応急食料品供給実施に関する広報</li><li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第一次支援措置）</li></ul>

災害発生後3日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの運営</li> <li>● 復旧期応急食料の確保・供給</li> <li>● 応急食料供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第二次支援措置）</li> </ul>
災害発生後15日目以降 (平常時食料供給機能の復旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料物資供給チームの縮小又は解散</li> <li>● 応急食料供給停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時食料供給機能の復旧支援（第三次支援措置）</li> </ul>

(2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

(3) 食料の確保

ア 食料の確保すべき目標設置の目安

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し食料を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

なお、炊出し用米穀は、必要に応じて米穀販売業者等から確保を図るが、確保が困難な場合は、県知事に申請して売却決定通知を受けて実施する。

事 項	1人当たり1日量 ※下記のうちいずれか1つ	時期区分
初期応急食料の確保	乾パン・クラッカー 2～3パック	災害発生直後2日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	アルファ米 2～3パック	
	調整粉乳 150g以内	
復旧期応急食料の確保	米穀（精米） 600g以内	災害発生後3日目以降14日目まで
	その他 必要量	
	弁当類 2～3食	
災害応急対策活動従事者用 病院・要配慮者等入所施設	必要量	災害対策体制中随時

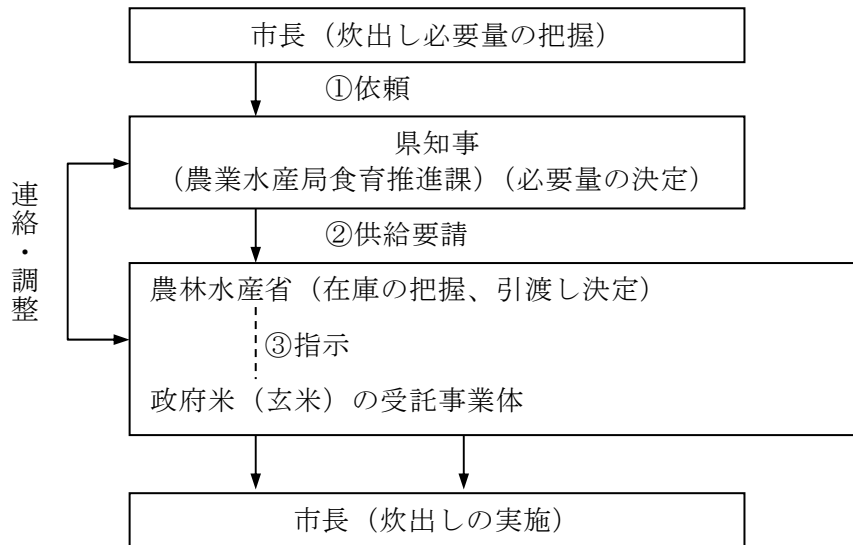
(4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



(5) 食料の輸送

食料の輸送業務については、交通対策チームの協力を得ながら次のとおり行う。

ア 輸送体制

市において調達した食料、県から支給を受けた食料及び全国各地から寄せられる物資については、以下に定める集積・配送拠点に集積した上で、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

なお、輸送業務は、交通対策チーム及びトラック協会等の協力・応援を得て行う。

イ 食料の集積・配送拠点

食料の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として新川地域文化広場とする。ただし、被害の状況により市の集積・配送拠点に確保することが困難又は適当でないときは、災害協定を締結した企業、近接市町及び県に設置の協力を要請する。

施設名称	住所	荷捌き・保管場所・支援事項
新川地域文化広場 (カルチバ新川)	清須市寺野美鈴60番地	保管場所：カルチバ新川 荷捌き：北側駐車場
麒麟麦酒株式会社 名古屋工場	清須市寺野花笠100番地	保管場所：第1製品荷捌所東側庇 支援事項：フォークリフト、オペレーター、パレット
ミライノ株式会社	清須市春日長久寺61番地	保管場所：本社倉庫 支援事項：一般貨物自動車、操縦手、フォークリフト、オペレーター、パレット

(6) 需要の把握（被害状況の把握）

ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- (ア) 市災害対策本部・地区連絡所及び消防本部への被害情報による概数の把握
  - (イ) 各避難所受入名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
  - (ウ) 関係各部、関係機関、市政推進委員及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て集計した住宅残留者の把握
  - (エ) 各部の協力を得て、食料物資供給チームが集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）
- イ 市全域の状況を把握した際には、次の事項を市長へ報告する。
- (ア) 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数
  - (イ) 応急食料供給体制に関する現況
  - (ウ) 応急食料供給開始時期
  - (エ) 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所
- (7) 食料供給所（拠点）の設定
- ア 設定
- 食料の供給は、原則として、食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。食料供給所へは、市車両及びトラック協会の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が市民等への配布活動にあたる。食料供給所（拠点）は、原則として避難所設置施設とする。
- イ 周知・広報
- 食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が被災地住民等に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。
- (ア) 設定した場所及びその周辺に「食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
  - (イ) 食料供給に関する被災者からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
  - (ウ) 食料物資供給チームは、被災者に対する食料供給に関する広報活動を実施するよう要請する。

### 3 市民等への食料供給の実施

- (1) 炊出しその他による食品の供給
- 市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施する。
- ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 供給食料
- (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食料及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
    - 第1段階 [災害発生当日及び発生後2日目（最大6食）]：乾パン、ビスケット、乾燥米飯等
    - 第2段階 [3日目以降]：食パン、おにぎり、弁当等
  - (イ) 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の商品を供給する。
  - (ウ) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。



また、食物アレルギー等にも配慮し、食料を供給する。

#### ウ 供給基準

応急食料の供給基準は、次のとおりとする。

- (ア) 乾パン・クラッカー：1食あたり1パック13枚
- (イ) 米穀：1食あたり精米200g以内（※1、※2）
- (ウ) 食パン：1日あたり200g（約半斤）以内
- (エ) 調整粉乳：乳幼児1日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食あたり300g以内とする。

#### エ 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所に受け入れた者。
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者。
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者。なお、この場合は現物をもって支給する。
- (エ) 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者。
- (オ) 災害応急対策活動従事者。
- (カ) 在宅、車、テント等での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者。

#### (2) 炊出し

給食センター等の調理施設の利用が可能な場合は炊出しを行うことができる。その場合、食料物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、女性の会、自主防災組織、赤十字奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお、必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊出し業務を委託する。

乳幼児のミルクは炊出しに含む。

なお、炊出しに代えて、米穀及び未加工品、又は金銭の支給は行わない。

#### (3) 業者委託による弁当類の供給

市職員の出動状況や道路の復旧状況等により、必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

- ア 子ども向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューとする。
- イ 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- ウ 各応急食料供給所ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者からその都度聴取する。

エ 食中毒等をおこすことのないよう衛生管理に万全を期する。

#### (4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 4 整備保存すべき帳簿

- (1) 炊出し給与状況簿
- (2) 炊出し用物品借用簿
- (3) 炊出しその他による食料給与物品受払簿
- (4) 炊出しその他による食料給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (5) 炊出しその他による食料給与のための物品受払証拠書類

#### 5 応援協力関係

市は、自ら炊出しその他による食料の給与の実態が困難な場合、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施、又はこれに要する要員及び食料につき応援を要求する。

#### 6 医療機関への食料の緊急供給の実施

病院、診療所及び人工透析医療施設への食料の緊急供給は、必要の有無を確認の上、関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会等の応援協力により行う。

特に、「災害連携病院」となる施設については、要請の有無の如何に関わらず、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームを通じて、食料の確保状況を照会する等、食料の確保に万全を期する。

#### 7 平常時食料供給機能の復旧支援

国や県、市商工会その他の業者団体等の協力を得ながら、災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開のための支援措置を講ずるとともに、道路・ライフライン機能等の復旧の状況に応じて、平常時食料供給機能の早期復旧のための支援措置を講ずる。

時期区分	支援事項
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スーパー等における営業時間延長の弾力的運用</li> <li>● スーパー等における電気・ガス・水道・電話の優先的復旧</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul>
災害発生後3日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「生活支援物資車両」としての認定</li> <li>● 中小事業者に対する「積替中継拠点」の提供</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> </ul>
災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送車両等の終日規制除外対象認定</li> <li>● 災害時広報活動における「開店情報」の伝達</li> <li>● 緊急融資の斡旋</li> </ul>

#### 8 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

### 第3節 生活必需品の供給

#### 1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行う。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。  
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 2 生活必需品の給与・貸与体制の確立

##### (1) 体制

市の地域内に大規模災害が発生した場合、市長の指示の有無に関わらず食料物資供給に準じて、各時期区分に応じた適切な給与・貸与を図る。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後3日目まで (最低限度の生活を維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の設置・運営</li> <li>● 第1次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）</li> </ul>
災害発生後4日目以降7日目まで (避難所前期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の運営</li> <li>● 第2次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）</li> </ul>
災害発生後8日目以降14日目まで (避難所後期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 第3次応急生活必需品の確保・供給</li> <li>● 応急生活必需品供給実施に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）</li> </ul>
災害発生後15日目以降 (平常時生活必需品供給復旧)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時給水・物資対策本部の縮小又は閉鎖</li> <li>● 応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報</li> <li>● 平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第四次）</li> </ul>

##### (2) 各部・関係機関・団体等の連携

食料物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

##### (3) 生活必需品の確保

関係各部長及び県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し生活必需品を確保する。確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事項	品目例	時期区分
第1次応急生活必需品の確保 ※被災直後の最低限の	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寝具（毛布及び布団 ※要配慮者用優先）</li> <li>● 敷物（発泡スチロール製）</li> <li>● 外衣（通着の作業衣・婦人服・子ども服等）</li> </ul>	災害発生直後 7日目まで

<p>生活を維持するために必要な物資</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 肌着（シャツ・ズボン下・パンツ等）</li> <li>● 日用品（トイレトペーパー・ちり紙・生理用品・紙おむつ・歯ブラシ・歯磨き粉等）</li> <li>● 冷暖房用品（使い捨てカイロ等）</li> <li>● 食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等）</li> <li>● 光熱材料（マッチ・ろうそく・使い捨てライター・カセットコンロ等）</li> <li>● 身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等）</li> <li>● その他の救急薬品（消毒薬・包帯・綿花・ばんそう膏・三角巾・体温計等）</li> </ul>	
<p>第2次応急生活必需品の確保（移行期） ※被災者の精神的安定とストレス発散のために必要な品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書籍・雑誌・漫画・絵本類等</li> <li>● ミュージックソフト（CD・カセットテープ等）</li> <li>● スポーツ用品・ゲーム類等</li> <li>● その他教養娯楽品</li> </ul>	<p>災害発生後8日目以降14日目まで</p>

(4) 生活必需品の輸送

「食料」の規定を準用する。

(5) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

(6) 生活必需品の給与・貸与拠点の設定

「食料」の規定を準用する。

**3 市民等への生活必需品の給与・貸与の実施**

災害対策活動従事者を除き、「食料」の規定を準用する。

**4 平常時生活必需品供給機能の復旧支援**

「食料」の規定を準用する。

**5 整備保存すべき帳簿**

- (1) 物資受払簿
- (2) 物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要する。）
- (3) 物資購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資支払証拠書類

**6 応援協力関係**

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施、又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要請する。

**7 その他**

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

### ■基本方針

- 市等関係機関は、被災後、県と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の同様な等により不測の次案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 大規模災害発生時には、県警察本部内に警備本部が設置され、被災地を所管する各警察署にも現地警備本部（本部長：警察署長）が設置される。しかし、十分な要員をあてることができず一時的な無秩序状態に陥ることが懸念される。また災害により、道路等の防犯灯や街路灯をも破壊し、夜間における安全な通行やその他の市民生活に支障が懸念される事態をもたらす。したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、市、市内の事業所・団体及び市民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力による災害警備体制の構築を図る。

### 第1節 環境汚染防止対策

#### 1 市等関係機関及び県（環境局）における措置

##### (1) 環境汚染事故の把握

市等関係機関は、県からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

##### (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、市等関係機関は、県（環境局）が保有する各事業所の有害物質等の情報について情報提供を受ける。

また、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、市民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置について、県より指導を受ける。

##### (3) 環境調査

被災の状況等、必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

##### (4) 人員、機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために

必要な人員、機材等の援助について応援を依頼する。

## 第2節 地域安全対策

### 1 県警察における措置

#### (1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物品等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

#### (2) 広報、相談活動

##### ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

##### イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

#### (3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

#### (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。

### 2 市における措置

市は、県警察及び警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 第13章 遺体の取扱い

### ■基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は速やかに搜索・收容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いにあたっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。
- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者は、搜索收容し、処理・埋火葬する必要がある。災害による死亡については法的に「変死」扱いとなり医師による検案又は解剖によりその死因が明らかにされた後、「埋葬許可証」を交付することができる。
- 遺体は、迅速に処理されない場合、腐乱による感染症の発生源となるおそれがあり、また遺族の心情からも一刻も早く「埋火葬」を完了させる必要がある。市及び県の検視（調査）体制を構築するとともに、遺体を納めるための「棺」及び保存のためのドライアイスの確保、火葬場等への搬送体制、火葬処理を行うための施設等、市内葬祭事業者、寺院等の全面的な協力要請を図りながら、以下の2点を基本方針として、遺体の搜索・処理・埋火葬を行う。
  - ①被災地において必要となる搜索・收容・埋葬作業の各要員・資機材、検案作業を行うための「遺体安置所」、「一時安置所」（検案終了後、火葬場へ搬送されるまでの間の待機のためのスペース又は施設）を確保し効率的に運用する。
  - ②市域の内外を問わず、收容した遺体全てを火葬することができる処理施設を愛知県火葬場連絡協議会等の協力を得て多数かつ迅速に確保する。

### 第1節 遺体の搜索

#### 1 市における措置

##### (1) 遺体の搜索

県警察等と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

##### (2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官等の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

##### (3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

##### (4) 行方不明者リストの作成

避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成を行う。

## 2 対策実施上の時期区分

大規模災害発生時における遺体の捜索・処理・埋火葬の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
第1次対策 (災害発生初期の緊急措置)	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所等における「行方不明者リスト作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握</li> <li>● 遺体の捜索・処理・埋火葬に必要な人員、資機材等及び処理のための施設の確保</li> <li>● 遺体の捜索・遺体安置所への収容</li> <li>● 収容された遺体の検視（調査）・埋火葬</li> <li>● 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の捜索・処理・埋火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>
第2次対策 (避難所開設期間)	災害発生後8日目以降14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明者リストに基づく捜索</li> <li>○ 発見された遺体の遺体安置所への収容</li> <li>○ 収容された遺体の検視（調査）・火葬</li> <li>○ 市民合同葬の実施</li> </ul> </li> <li>● 第2次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>
第3次対策 (避難所閉鎖以降)	災害発生後15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行方不明者リストに基づく捜索・収容・火葬</li> <li>○ 行方不明者捜索作業の完了時期に関する検討</li> <li>○ 合同慰霊祭の実施に関する計画の検討</li> </ul> </li> <li>● 第3次対策計画に関する広報及び相談受け業務</li> </ul>

## 3 整備保存すべき帳簿

- (1) 遺体捜索状況記録簿
- (2) 捜索用機械器具、燃料受払簿
- (3) 捜索用機械器具修理簿
- (4) 遺体捜索用関係支出証拠書類

## 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。



## 第2節 遺体の処理

### 1 市における措置

#### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

#### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

#### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

#### (4) 遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

#### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

### 2 整備保存すべき帳簿

#### (1) 遺体処理台帳

#### (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

### 3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 遺体の埋火葬

### 1 市における措置

#### (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(4) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(5) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定による。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

## 2 整備保存すべき帳簿

(1) 埋火葬台帳

(2) 埋火葬処理費支出関係証拠書類

## 3 その他

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

## 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### ■基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施する。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等の2次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講ずる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

### 第1節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策（総論）

#### 1 実施体制

##### (1) 方針

- ア あらかじめ定める地域分担に基づき「被災概要」の早期把握に努める。
- イ 各ライフライン施設の復旧が火災その他2次災害の原因となることのないよう危険防止措置を講じ、また、各ライフライン施設全体の復旧が迅速に行われるよう、各ライフライン機関が相互に密接な連携・協力体制を確立する。
- ウ 復旧は、人命に関わる病院、及び災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関、避難所等の施設から優先的に行う。
- エ 市、県等行政機関及び各ライフライン機関は、連携・協力して代替サービスの供給を行う。

##### (2) 対策実施上の時期区分

- 対策の実施は各ライフライン施設において行われるが、対策実施については以下の区分を目安として支援を行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生直後の 緊急措置	災害発生直後 相当時間まで (当日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・ガスの被害甚大地域への供給停止措置</li> <li>● 水道の火災発生地域への供給の継続及び必要な応援措置</li> <li>● 電話の「緊急連絡機能」確保のために必要な措置</li> <li>● 地域分担に基づく「被災概要」の早期把握</li> <li>● 詳細調査、早期復旧のために必要な体制の確立</li> <li>● その他早期復旧のために必要な応援・協力の要請</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の設置</li> </ul>
第1期応急対策 の実施 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気・電話 … 期間中に復旧完了</li> <li>○水道 … 期間中に80%復旧(通水率)</li> <li>○ガス … 期間中に40%復旧</li> </ul> </li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>
第2期応急対策 の実施 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災地域への代替サービスの供給</li> <li>● 基本指針に基づく応急復旧の実施 (応急復旧の目安) <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道 … 発生後1か月以内復旧完了(通水率)</li> <li>○ガス … 発生後2か月以内復旧完了</li> </ul> </li> <li>● 本復旧計画の検討及び実施</li> <li>● ライフラインに関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 生活関連施設復旧対策連絡協議会の運営</li> </ul>

## 2 市の役割

### (1) 市防災会議

災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、清須市防災会議の開催を要請する。

### (2) ライフライン対策チームの編成

電気、ガス、水道の生活関連サービス施設(ライフライン)に係る2次災害発生の未然防止、トータルな「復旧」の実施等を推進するため、ライフライン対策チームを編成する。

## 第2節 電力施設対策

### 1 電気(中部電力株式会社、株式会社JERA)

#### (1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

#### (2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・

西日本電信電話株式会社の加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

### 第3節 ガス施設対策

#### 1 ガス事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

#### (6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車、チラシ類の配布等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

## 2 LPガス（プロパンガス）施設

### (1) 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講ずる。また、2次災害の発生防止措置を講ずる。その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

### (2) 災害時におけるLPガスの保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏れの危険がある場合、又は爆発する等の災害が発生した場合、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

- ア LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。
- イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止する等、危険防止に必要な措置を講ずる。
- ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

### (3) 応援協力関係

一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。

## 第4節 上水道施設対策

### 1 水道事業者（市及び県（保健医療局、企業庁））における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧

を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

## 2 市における措置

(1) 災害における応急工事

- ア 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- イ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域には、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

水道施設等が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物資が混入しないように処理するとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように周知する。

(3) 広報活動

水道施設の被害の状況、水道使用の一時中止、復旧の見通し等について、広報車、チラシ類の配布、さらに報道機関を通じて呼びかける。



## 第5節 下水道施設対策

### 1 下水道管理者（市及び県（建設局））における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

#### (1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、2次災害の発生箇所又は発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

#### (2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。

また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続の特例措置等を要請する。

#### (3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

### 2 市における措置

#### (1) 大規模災害が発生した場合の対策

##### ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水等を行い排水機能の回復に努める。

##### イ ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上で緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による2次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

#### (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、排水機能の応急復旧を図る。

## 第6節 通信施設の応急措置

### 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解

消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- (2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- (3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

## 2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

## 3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

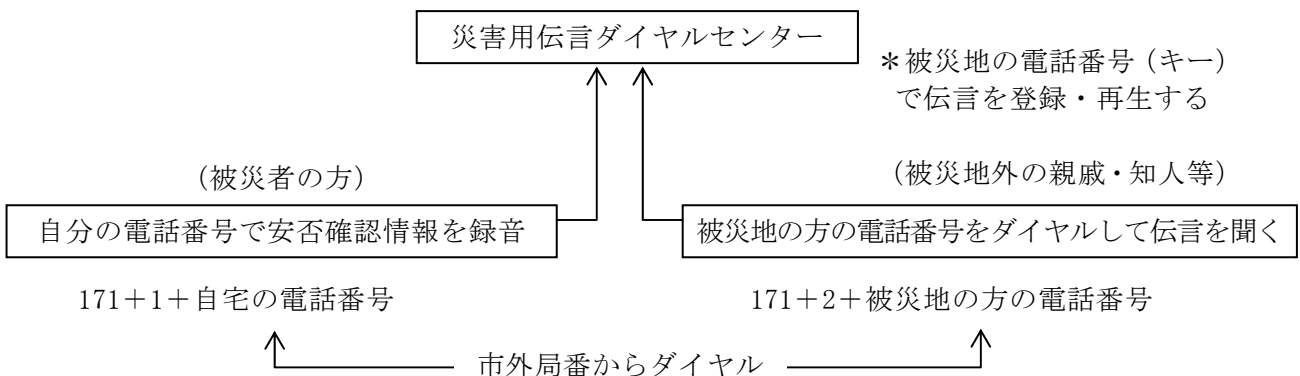
なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

また、市は、災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、一般利用者等に対する広報活動を実施するとともに、災害用伝言ダイヤルの周知を図る。

※災害時に被災者の安否確認による電話の混線を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。

【災害用伝言ダイヤルのシステム】



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が県単位に指定する。）
利用可能電話	西日本電信電話株式会社の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号つき伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

(1) 携帯電話会社による災害用伝言板サービスの周知

大規模災害が発生した時に、災害発生地域に居住の携帯電話を持っている者が、インターネット接続サービスを利用して、Web上に開設された災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することが可能となるものである。

また、登録された安否情報等は、インターネットを通じて、他社携帯電話やPHS、パソコンから閲覧・確認することができる。

- ア NTTドコモ「災害用伝言板」
- イ KDDI（au）「災害用伝言板」
- ウ ソフトバンク「災害用伝言板」

- エ Y!mobile「災害用伝言板」
- オ NTT西日本「災害用伝言板Web171」

## 第7節 郵便業務の応急措置

### 1 日本郵便株式会社の措置

#### (1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

#### (2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱い時間又は取扱い日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 第8節 ライフライン施設の応急復旧

### 1 市、県及びライフライン事業者等における措置

#### (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 第15章 住宅対策

### ■基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。
- 大地震の場合、余震による建物の倒壊のおそれもあるため、「建築物の応急危険度判定」を実施し、状況に応じて被災建物の補修及び解体を行う必要がある。そして、大規模災害においては、“市の復興”のための都市計画策定・事業化へと進めていくことが重要な課題となる。非常時における都市計画は、平常時と異なり、まず「当面どうするか」について対処し、その後「全体計画」の策定という順序で取り組むことが要請される。従って災害時における「住」対策は、被災した市民の「自助」及び「共助」努力を基礎としつつ、行政の支援（「公助」）により「まちの復興」を実現していくための「当面必要な対策」として行われるため、以下の4点を基本方針として、住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去にあたる。
  - ①可能な限り現住宅の居住継続の方途を迫及する。
  - ②市民の自主的復旧を原則とする。
  - ③民間活力を最大限活用する方途を迫及する。
  - ④行政は、市民の自主性及び民間活力の発揮に支障のない範囲で最大限の支援を行う。

### 第1節 実施体制

#### 1 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・愛知県建設業協会その他協力団体等と協議して決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
住宅被災・避難期 (避難所開設期間)	災害発生後 14日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の被害状況の把握</li> <li>● 被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置</li> <li>● 被災建物の補強又は補修・解体の実施</li> <li>● 応急仮設住宅の建設</li> <li>● 公営空家住宅の確保</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の設置・運営</li> </ul>
住宅供給・帰宅期 (避難所閉鎖以降)	災害発生後 15日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅及び公営空家住宅の供給</li> <li>● 民間賃貸住宅の供給促進（建設促進を含む）</li> <li>● 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施</li> <li>● 被災者向け相談業務</li> <li>● 災害時「住」対策推進会議の運営</li> </ul>

## 2 災害時「住」対策推進会議

### (1) 災害時「住」対策推進会議の設置

関係各部長及び愛知県建設業協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。併せて、対策項目ごとに関係各部・機関等からなる合同部会を設置する。

なお、推進会議の事務局を建設部内に置く。事務局要員は建設部及び関係各部職員をもってあてる。

### (2) 役割分担

災害時「住」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

名 称	役割のあらまし
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時「住」対策推進会議の運営事務</li> <li>②建物被害状況に関する調査及び集計</li> <li>③被災宅地危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施（修理・解体を含む）</li> <li>④応急仮設住宅設営用地の確保</li> <li>⑤トータルケアセンターの設置・運営</li> <li>⑥その他市民との対応</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成</li> <li>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成</li> <li>③災害救助法に基づく被災住宅の応急修理</li> <li>④災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設</li> <li>⑤応急仮設住宅設営用地確保のための協力</li> <li>⑥市が行う被災者相談業務に関する協力</li> <li>⑦その他市が行う災害時「住」対策への協力</li> </ul>
国・防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災宅地危険度判定実施のための応援要員の確保及び作業基準・マニュアルの作成支援</li> <li>②建築物解体作業に関する作業基準・マニュアルの作成支援</li> </ul>

名 称	役割のあらまし
	③その他市が行う災害時「住」対策への協力
愛知県建設業協会 その他建築関係団体・事業所	①被災宅地危険度判定作業実施の協力 ②判定結果に基づき必要な措置実施への協力 ③市・県が行う住宅の応急修理・仮設住宅建設への協力 ④被災者からの住宅修繕等依頼への最大限対応 ⑤市が行う被災者相談業務に関する協力 ⑥その他市が行う災害時「住」対策への協力
市内宅地建物取引業者 県内弁護士団体	①被災者向け賃貸住宅の斡旋に関する協力 ②市が行う被災者相談業務に関する協力 ③その他市が行う災害時「住」対策への協力
市 民	地区復興委員会の結成・運営 ①被災者の復興まちづくりに関する意見の集約 ②被災者住宅への調査時の立ち会い ③被災者からの住宅修繕等の受け付け・集計・通知 ④融資制度その他行政等支援メニューの説明 ⑤行政サービス各種申込書の配布 ⑥その他災害時「住」対策に必要な措置 ⑦発生量抑制のためのがれき処分計画への協力 ⑧行政・関係団体等との連絡・協議

### 3 住宅の確保・供給体制

#### (1) 市の役割

被災者向け住宅の確保・供給については、以下の事項を参考に行う。

項 目	手順その他必要事項
仮設住宅等入居希望状況の把握	①避難所、トータルケアセンター、民生委員・児童委員等による調査
応急仮設住宅建設用地の確保	①市内の公園の被災後の現況の把握 ②その他市内未利用地の現況把握及び用地確保
一時入居住宅の確保	② 市内公共住宅空家の現況把握及び確保 ② 市外公共住宅空家の確保（→県建設局・県経済産業局等） ③公民館等の市施設のうち転用可能なもの ④民間賃貸住宅、社宅等のうち提供可能なもの
被災者向け住宅供給計画案の作成	①総戸数及び募集区分別戸数案の作成 ②面積・仕様・規格・付帯設備等案の作成 ③供給実施計画案の作成
県・国等との協議及び協力要請	② 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請（→東海財務局・県等） ③ 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請（→県建設局・県経済産業局等） ④ 供給計画案の協議及び供給実施計画決定（→県福祉局・建設局） ④一時入居住宅提供その他の協力要請
愛知県建設業協会その他協力団体等への協力要請	①供給・斡旋等協力体制確立の要請 ②供給実施計画案の作成に関する協力要請 ③県・国との協議状況に関する情報の提供

項 目	手順その他必要事項
トータルケアセンター・地区復興委員会等における申込等受付け体制の確立	①センター担当職員・地区復興委員会等への必要事項周知及び入居申込用紙の配置 ②市民からの入居申込・住宅提供申出等の受付け ③市民からの相談・苦情等の受付け
被災者向け住宅供給に関する広報活動の実施	①市による広報活動の実施 ②報道機関に対する情報の提供及び報道の要請

#### (2) 被災者向け住宅供給の目安

被災者向けに供給することが必要となる住宅の仕様、主な確保ルートに関する概ねの目安は以下のとおりとする。

区 分	面積の目安	主な確保ルート
多人数世帯向け住宅	39.6㎡ (12坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社・その他公共住宅空家</li> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
少人数世帯向け住宅	29.7㎡ (9坪)	
単身者向け住宅	19.8㎡ (6坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
要介護付住宅	平均19.8㎡ (6坪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅建設</li> <li>● 民間賃貸住宅借上げ</li> </ul>
入居待機者用施設	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暫時提供可能な社宅</li> <li>● 待機者用施設としての転用若しくは建設</li> </ul>

#### 4 関連対策との調整

災害時「住」対策の実施にあたっては、輸送や電力・ガス・水道の供給にあたる人員や資機材等との調整も必要となってくることが考えられる。

調整は、原則として、市災害対策本部が行うが、災害時「住」対策推進会議で調整可能な場合はこれによる。

#### 5 関係機関との連携体制

迅速かつ相応量の住宅供給の確保をするには、「多く」の技術者・作業要員・資機材・被災地最寄用地の確保が必要となるため、県、国、民間事業者等との連携を図る。

また、仮設住宅建設、公営住宅空家の確保と合わせて民間賃貸住宅の供給を促す。

#### 6 トータルケアセンター等を活用した相談支援

自主的復旧を促進するための支援として、トータルケアセンターを中心とした相談業務を行う。災害時「住」対策の実施にあたっては、危険度判定結果をめぐる貸主と借主のトラブル、建築物の補修・解体、建て替えの場合の権利関係の調整業務等、法律の専門家や都市計画コンサルタントその他の専門家による助言又は協議斡旋等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、トータルケアセンター（市役所内に設置予定）に相談業務を行うための要員を確保するよう努める。



## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 1 方針

地震及び液状化現象により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに余震により、その後市民の生命に関わる2次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうか等の判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。

そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、2次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

### 2 市における措置

#### (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

市は、市の区域で判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

#### (2) 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 第3節 被災住宅等の調査

### 1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における市民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

### 1 市、県（建築局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図る。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

## 2 民間住宅

被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

## 第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

### 1 市及び県（建築局）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

対策の実施手順は、災害発生後の状況によりその都度決めるが、概ね以下の2つの時期区分に基づき行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県営・公団・公社住宅の被害状況確認及び市内外提供可能空家数の把握</li> <li>● その他公共住宅空家の提供可能数の把握</li> <li>● 暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握（避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」）</li> <li>● 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</li> <li>● 応急仮設住宅建設計画の策定（用地の確保等）</li> <li>● 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</li> </ul>

住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後 8日目以降 20日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時入居住宅・民間賃貸住宅の斡旋体制確立</li> <li>● 被災者への一時入居住宅の提供業務開始</li> <li>● 避難所閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」指定及び提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅提供体制の確立</li> <li>● 応急仮設住宅の建設開始</li> </ul>
-------------------	--------------------------	---

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、2次災害に充分配慮する。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

区 分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
市	市の公園	公園管理者 (都市計画課)	ア 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであることが望ましい。
	その他の市有未利用地	総 務 部	イ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないものであることが望ましい。
県	県有未利用地	県総務局	
国有未利用地		東海財務局	ア 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である。(国有財産法第22条第1項第3号) イ 所管する東海財務局に照会し提供を要請する。
その他公有未利用地		各管理機関	-
私有未利用地		各管理者	ア 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借契約書を取り交わす。 イ また、市、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申立て、建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取決めを行うことが望ましい。

ウ 留意事項

被災者が相当期間居住することを考慮し、建築場所の選定にあつては、以下の事項に留意する。なお、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならないため、関係各部長・機関等の協力を得ながら選定する。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書を取り交わすこと。

(ア) 2次災害の危険のないこと

- (イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
  - (ウ) 交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等
  - (エ) ガス・水道・電気等供給施設の敷設可能な場所
- (3) 応急仮設住宅の建設
- 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。
- ア 建物の規模及び費用
- (ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。  
ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市の基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができる。
  - (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。
- イ 建設の時期
- 災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。  
ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長する。
- ウ 建設方法
- 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買い取りにより設置する。  
ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。
- エ 建設戸数
- 応急仮設住宅は、災害救助法では、全焼、全壊及び流出世帯の合計数の3割以内が目安とされているが、被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等に応じて設置戸数の引き上げが必要と認められる場合は、厚生労働大臣の承認が得られるように応急仮設住宅設置期間内に知事へ申請を行う。
- (4) 賃貸住宅の借上げ
- 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。
- (5) 被災者の入居及び管理運営
- 市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。
- ア 入居対象者
- 地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。
- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
  - (イ) 居住する住家がない者であること。
  - (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
- イ 入居者の選定
- 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。  
調査結果の取りまとめは建設部長が行うが、入居者の選定にあたっては要配慮者に十

分配慮する。また、選定にあたっては、以下の事項を把握する。

- 建設地に関する希望状況の把握（避難所所管区域内にこだわるか否か）
- 段差の解消等仕様に関する希望内容
- 介護の要否・程度に関する希望内容

#### ウ 管理運営

- (ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (イ) 県が管理するものについては、市はこれに協力する。
- (ウ) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め建設部が行う。
- (エ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (オ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

#### エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

供与にあたっては、入居者に対しこの建物が、被災者との間に応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶ。

#### (6) 整備保全すべき帳簿

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

ア 応急仮設住宅入居者台帳

イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約

ウ 応急仮設住宅建築のため原材料購入契約書・工事契約・その設計書・仕様書等

エ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 第6節 住宅の応急修理

### 1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）等し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者。

(2) 応急修理方法

住宅の応急修理は、救助の実施機関である知事が実施するのが原則であるが、直接できない場合は、その委託を受けた市長が現物給付をもって実施する。

現物給付とは、救助の実施機関である県又は市が、建築業者あるいは土木業者を動員して応急修理を実施することである。

応急修理は、居室・炊事場・トイレ等のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、応急修理に関する費用は、災害救助法施行細則に定める基準を適用し、その範囲内とする。

(3) 応急修理の申請

応急修理を必要とする者は、申請書により市長に申請するものとし、市長は決定通知書により申請者へ通知する。

また、県への各種情報提供等を行う。

(4) 整備保存すべき帳簿

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

## 2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

## 第7節 障害物の除去

### 1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行う。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

現に居住している住家で居室、炊事場、トイレ等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

(3) 整備保存すべき帳簿

ア 障害物撤去の状況記録簿

イ 障害物除去費支払関係証拠書類

## 2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第16章 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策

### ■基本方針

○大地震発生後においては、倒壊の危険のある建物やガラス・看板類の落下危険のある建物、倒壊の危険のあるブロック塀やその他の重量塀等、余震や降雨若しくは強風による二次的な「倒壊・落下」等の危険箇所が多数発生すると想定される。そのため、地震発生後においては、地震により崩壊に至らなかった「被災建物」等について、余震や降雨による、二次的な災害の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。

### 1 地震発生後にとるべき措置

#### (1) 危険箇所に関する情報収集

建設部長は、地震発生によりその必要があると認めるときは、下記のとおり初期情報収集を行う。

なお、建設部長は、報告がまとまり次第、速やかに市長に報告する。

区 分	対象となる地域・箇所等
危険建物	(1) 幹線道路沿道のもの (2) 小・中学校通学路沿道のもの (3) 駅周辺地区 (4) その他担当部長が必要と認めるもの
ブロック塀その他	(1) 幹線道路沿道のもの (2) 小・中学校通学路沿道のもの (3) 駅周辺地区 (4) その他担当部長が必要と認めるもの

#### (2) 立入禁止措置等当面の安全対策の実施

建設部長は、初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部長と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。

なお、実施した措置については、速やかに市長に報告する。

区 分	措置のあらまし
危険建物	(1) 立入禁止区域の設定 ※ガラス落下危険範囲は、経験的に高さの2分の1とされるが、高さ相当に到達したとされる事例も報告されている建物倒壊の場合は、建物の高さプラスアルファ。 (2) 沿道通行禁止措置の実施 (3) 幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の取り壊し ※所有者の了解が得られた場合、市が行う。
ブロック塀その他	(1) 倒壊若しくは落下危険がある旨の標識設置 (2) 通学路沿道等、その必要があると認める場合の取り壊し ※所有者の了解が得られた場合、市が行う。



(3) 安全点検調査体制の確立等

危険度判定は、市災害対策本部の中に設置する市危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）において実施する。

また、必要に応じて県の危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

2 巡視及び警戒体制

(1) 巡視

建設部長は、情報収集のための警戒員を配置し、巡視を命じるとともに交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

ア 建築物等の損壊等の状況（亀裂の有無、傾きや倒れの状況）

イ 危険建物及びその付近の市民及び滞在者の数

ウ 必要と認める場合、簡易雨量計、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類を設置。雨量については、10分～30分の間隔で雨量測定を実施。

エ その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

(2) 警戒体制をとるべき時期

ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。

イ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

区分	基準雨量等	応急措置の内容
第1警戒体制	市域に大雨注意報が発令されたとき	①危険区域内の警戒・巡視 ②その他必要な応急措置
第2警戒体制	時間雨量20mm程度の強雨が降り始めたとき	①必要に応じて市民等に対して避難の指示等 ②その他必要な応急措置

3 広報及び避難体制

(1) 方針

危険建物等が崩壊又はそのおそれが生じた場合は、建設部長は関係各部長の協力を得て、交通規制の実施、避難の勧告・指示の伝達、避難誘導員の派遣その他必要な措置を講ずる。この場合、「空振りをおそれるより見逃しをおそれる」ことを第一義とし、災害発生の前兆と思われる場合は、速やかに避難措置を講ずる。

なお、強風が予想される場合には、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に注意するよう必要な広報活動を行う。

(2) 広報体制

企画部長が広報体制をつくり、危険区域内の市民に対する避難準備等の広報活動を行う。

なお、強風が予想される場合についても、危険建物等からのガラス・看板類の落下物に市民等の注意を喚起するため必要な広報活動を行う。

(3) 避難体制

災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合において、建設部長が必要と認める場合、関係各部長と連携し危険区域内の市民及び滞在者等に対し避難の勧告、指示及び誘導その他の措置を講ずる。

## 第17章 学校における対策

### ■基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。
- 学校教育活動の早期再開を図ると同時に、被災により心の傷を受け精神的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」も欠くことのできない重要な取組となる。そのため、以下の3点を基本方針として、文教災害対策に取り組む。
  - ①児童生徒の安全確保に努める。
  - ②教育活動の早期再開を図るとともに、被災により心理的に不安定な状況にある児童生徒の「こころのケア」対策の実施。
  - ③児童生徒を持つ市民がいつときも早く災害による打撃から立ち直り、安心して生活再建のための活動に専念できるよう支援する。なお、県立高校その他の公立教育施設、私立教育施設についても同様の対策が講じられるよう県・関係各位との連携・協力を努める。

### 第1節 体制

#### 1 体制

##### (1) 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、発生後の事態の推移に応じて、県・PTAその他協力団体等及び教育委員会と協議して決めるが、概ね以下の3つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置 (避難所開設初期)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設及び被災者の応急的受入れ措置に関する協力</li> <li>● 校内被災箇所・危険箇所の点検・調査及び当面必要な安全措置の実施（立入禁止措置等）</li> <li>● 所属教職員の安否確認及び動員の指示</li> <li>● 「安否不明の教職員」リストの作成</li> <li>● 「児童生徒」の安否確認・所在の把握</li> <li>● 「安否不明の児童生徒」リストの作成</li> <li>● 「疎開児童生徒」リストの作成</li> <li>● 第1期応急教育対策計画の検討及び準備</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の設置</li> </ul>

<p>第1期応急教育対策の実施 (避難所開設後期)</p>	<p>災害発生後 8日目以降 14日目まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1期応急教育対策の実施 ※避難所及び校区内「児童生徒」の「こころのケア」対策を兼ねて行う。</li> <li>● 「安否不明の児童生徒」に関する再調査</li> <li>● 「疎開児童生徒」リストの作成</li> <li>● 被災校舎の補修及び仮設校舎の建設</li> <li>● 第2期応急教育対策計画の検討及び実施体制の確立 ○教材類・要員等の確保</li> <li>● 第1期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>
<p>第2期応急教育対策の実施 (避難所閉鎖以降仮設住宅設置期間中)</p>	<p>災害発生後 15日目以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期応急教育対策の実施 ○「児童生徒」の「こころのケア」対策、平常時教育体制への移行を中心として行う。</li> <li>● 「疎開児童生徒」のアフターケア ○学校再開の連絡、その他必要な措置</li> <li>● 被災校舎の建替あるいは耐震補強計画の検討及び実施</li> <li>● 第2期応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>● 災害時「教育」対策推進会議の運営</li> </ul>

(2) 災害時「教育」対策実施体制

ア 災害時「教育」対策推進会議

関係各部長、県・国・PTAその他協力団体等、市民及び教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。なお、推進会議の事務局を教育部内に置く。

事務局要員は教育部職員をもってあてる。

イ 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する市、関係機関・団体及び市民の役割は概ね以下のとおりとする。

(ア) 市・関係機関・協力団体の役割

名 称	役割のあらまし
<p>市及び市教育委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①「応急教育」実施のための市内学校間応援要員の確保及び応急教育対策実施計画の作成</li> <li>②被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施</li> <li>③調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施</li> <li>④代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供</li> <li>⑤教科書その他学用品の調達及び被災児童生徒への配布</li> <li>⑥市の所掌する学校納付金の減免等の措置</li> <li>⑦その他応急教育実施のために必要な措置</li> <li>⑧応急教育に関する広報活動及び相談業務</li> <li>⑨その他市民との対応</li> <li>⑩災害時「教育」対策推進会議の運営事務</li> </ol>

名 称	役割のあらまし
県	①「応急教育」実施のための他市町村間応援要員、学用品類の確保及び応急教育対策実施計画の作成に関する支援 ②県立学校の授業料の納付期間の延長又は免除 ③その他「応急教育」実施のために必要な支援 ④「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ⑤その他市が行う災害時「教育」対策への協力
国・防災関係機関	①「応急教育」実施のための応援要員、教材類の確保に関する支援 ②その他「応急教育」実施のために必要な支援 ③「学校施設」の応急的な復旧確保のために必要な支援 ④その他市が行う災害時「教育」対策への協力
P T A、学校医、その他学校関係団体等	①「児童生徒」の安否確認及び安全確保に関する協力 ②避難所における「応急教育」実施への協力 ③避難所・校区における「児童生徒」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力 ④登下校の安全確保のために必要な協力 ⑤市が行う「児童生徒」向け相談業務に関する協力 ⑥その他市が行う災害時「教育」対策への協力

(イ) 学校の役割

名 称	役割のあらまし
教職員	①「児童生徒」の安否確認及び安全確保 ②発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ③初期における避難所運営に関する協力 ④避難所及び校区における「児童生徒」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策 ⑤疎開先の「児童生徒」への教育的ケア ⑥登下校路の危険箇所把握及び必要な措置 ⑦応急教育対策計画案の検討及び実施 ⑧その他災害時「教育」対策に必要な措置

(ウ) 市民の役割

名 称	役割のあらまし
自主防災組織	①地域における「児童生徒」の安否確認及び避難所の運営に関する協力 ②避難所における「応急教育」対策実施への協力 ③その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力

## 第2節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

### 1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生した場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、災害等に関する情報は、

「第3章 災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、幼稚園・学校にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

## 2 児童生徒・教職員の安全確保又は安否の確認等

### (1) 在校時間中に災害が発生した場合

#### ア 児童生徒の安否確認及び安全確保

学校長及び園長（以下、「学校長等」という。）は、在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める。

登下校路の安全が確認された場合は、保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。

#### イ 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、積極的に協力する。

### (2) 夜間・休日等に災害が発生した場合

夜間・休日等に災害が発生した場合については、各学校災害時防災計画に基づいた措置をとる。

### (3) 臨時休校（園）等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校（園）等の措置をとる。

ただし、学校長等が決定して行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準による。

### (4) 安否確認及びリストの作成

児童生徒・教職員の安否の確認について、学校長等、関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、概ね以下のとおり行う。

#### ア 安否及び所在地の確認

##### (ア) 主な確認ルート

- 学校（教職員）の調査に基づく報告
- 自主防災組織その他による調査に基づく報告
- その他防災関係機関による調査に基づく報告

##### (イ) 「安否不明リスト」作成上の留意点

- 学校単位
  - 必要となる対策の種別・規模を把握するために必要な状況項目別
- ※保護者の存否、親類・知人その他保護者に準ずる者の存否、障害の有無等

### (5) 「疎開児童生徒」リストの作成

学校長等は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける「疎開児童生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童生徒への連絡を行う。

なお、必要に応じて学校長等に対し「疎開児童生徒」リストの作成及び提出を求める。

### 第3節 教育施設及び教職員の確保

#### 1 学校施設の被災状況の把握等

##### (1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等

学校長等若しくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。

学校長等は、設備の被害状況と併せて修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。

#### 2 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

##### (1) 対策実施上の基本指針

災害発生時における「応急教育」対策の実施にあたっては以下の3点を基本指針とする。

ア 市は、知事に「災害時応急教育体制」への協力を要請する。

イ 市は、対策の実施にあたって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村・都道府県に加え教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。

ウ 市民・事業所は、市・県等行政機関が実施する災害時における「教育」対策の実施に最大限協力する。

##### (2) 応急な教育施設の確保と授業等の実施方法

教育委員会は、教育施設の被災又は校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、以下の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が軽少な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は他の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ 校舎等の被害が被災により全面的に使用困難な場合

同一市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内教育施設の確保が困難な場合

他地域内の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずる。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

カ 児童生徒の安全な登下校を確保

必要に応じて臨時通学路の指定、PTA等の協力による通学安全指導要員の配置その他を行う。

(3) 教職員の確保

校舎が全面的な災害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は原則として当該校の教職員がそれぞれ付き添う。教職員の人的被害が大きく応急教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員確保の万全を図る。

なお、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行う等、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。

3 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第4節 応急的な教育活動についての広報

1 市、県（教育委員会）及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び保護者等への周知を図る。

2 奨学に関する措置

公立学校にあつては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払の延長、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

3 学校給食の応急実施

(1) 給食施設設備の整備

給食施設設備は応急給食のほか、災害時には非常炊出しにも使用されるので、被害があったときは速やかに修理する。

(2) 給食用物資の確保

学校における給食施設の損壊により、給食が実施されないときは、最寄りの委託パン工場及び委託乳工業の工場に対し、緊急指令により必要量の供給を要請する。

## 第5節 教科書・学用品等の給与

### 1 市における措置

#### (1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告する。

#### (2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

### 2 整備保存すべき帳簿

- (1) 学用品の購入・配分計画表
- (2) 学用品交付簿
- (3) 学用品出納に関する帳簿
- (4) 学用品購入関係支出証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

### 3 応援協力関係

#### (1) 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

#### (2) 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要求する。

### 4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、学用品等の給与に関する救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 第6節 児童生徒の「こころのケア」対策

### 1 応急教育にあたっての留意事項

#### (1) 第1期応急教育対策

学校長等は、児童生徒の「こころのケア」と「教育的ケア」対策として災害発生後、迅速に「第1期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。

ア 「こころのケア」対策に関する専門家のアドバイスを得ながら行うよう努める。



イ 時間枠は、午前中又は午後の数時間とし、生活の規則をつくることにポイントをおく。

(2) 第2期応急教育対策

避難所が閉鎖される時期を目安として、避難所開設期間中に、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等及び学校長等の協力を得て、第2期応急教育対策の実施の検討及び準備を行う。

「第2期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。

ア 教科書の給付等、その都度状況に応じて学校長等が教育部長と協議して決定する。

イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>● 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>● 住居、トイレ等の衛生指導</li> <li>● 入浴その他身体の衛生指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。</li> <li>● 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。</li> </ul>

ウ 児童生徒の「こころのケア」対策を行う。

2 児童生徒の「こころのケア」対策

児童生徒の「こころのケア」対策を適切に行えるよう、医師会、児童相談所、保健所その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

第7節 避難所設置に伴う学校としての協力

1 避難所開設に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。

なお、その後、直ちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。

2 避難所運営に関する協力

学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員若しくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。

また学校長等は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間を目安とする。

3 その他留意すべき事項

(1) 学校長等若しくは当日居合わせた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直

後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。

- (2) 高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の要配慮者の所在を最優先で把握し、速やかに「スペース」の確保、専用避難所への移送その他必要な措置を講ずることができるよう努める。
- (3) 被災者に対する事前、事後の広報活動に協力する。

## 第18章 相談体制

### ■基本方針

○地震災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者のケア対策、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生の防止、そして、被災者のニーズを適切かつ迅速に把握するため、市は市民相談チームを編成し、市民からの災害相談への効果的な対応を図る。

### 1 トータルケアセンターの開設

#### (1) 開設担当部

大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また開設着手と併せて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、地区連絡所への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。

その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。

#### (2) トータルケアセンターの設置概要

事 項		留意事項その他
設置場所		高齢者や障害者の便宜を考慮し、市役所内に設置する。
担当者	開設・調整業務	企画部職員
	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。
	カウンセリング	企画部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う。

※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請

### 2 臨時市民相談所の開設

市長から指示がある場合若しくは必要と認めた場合は、避難所、地区連絡所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。

### 3 県、消防本部及び防災機関による相談

県、消防本部、警察署その他関係機関は、被災者又は関係者からの問い合わせに対して、随時対応するとともに、必要に応じて被災地を巡回する移動相談や臨時被災者相談を開設する。

## 第19章 義援金品等の募集・受付け・配分

---

### ■基本方針

○各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、受付け、配分等について円滑に行われるように努める。

#### 1 募集・受付け

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、テレビ、ラジオ、新聞又は街頭募金等により募集することがある。
- (2) 市は、義援金品の受付け窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。  
なお、義援品は原則として受け付けず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

#### 2 配分

- (1) 配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。
- (3) 報道機関、各種団体等で募集した義援金は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。

## 第20章 災害救助法の適用

### ■基本方針

- 市内に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、知事が救助の実施機関となるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、市長が知事の救助の委任を受け、又は知事の補助機関として応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。
- 市長は、単独の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく救助として取り扱う。

### 1 対策

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

##### ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 原則として同一の原因による災害であること。
- (ウ) 災害救助法による救助の要否は、市単位で判定すること。

##### イ 適用基準

#### (ア) 住家等への被害が生じた場合

- a 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が80世帯以上に達したとき。
- b 被害世帯がaの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- c 被害世帯数がa又はbの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- d 市の被害がa、b及びcに該当しないが、特別な事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

#### (イ) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が(ア)のa、b、c及びdに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- a 災害が発生し、又は受けるおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- b 災害にかかった者に対する食料又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

ウ 被害世帯数の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- (ア) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

[計算式]

$$\text{被害世帯数} = \text{全壊世帯数} + \text{全焼世帯数} + \text{流失世帯数} + (\text{半壊世帯数} + \text{半焼世帯数}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等世帯数}) \times 1/3$$

- (イ) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- (ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- (エ) 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

附属資料	第5 条例・規則等 15 災害救助法の適用基準
------	----------------------------

(2) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次に掲げるとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食料の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去
- ス 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出

(3) 職権の一部委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第13条及び同法施行令第17条により、知事から救助の委任の通知を受けた市長は委任された救助を実施する。

(4) 救助の程度及び方法

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

附属資料	第5 条例・規則等 14 災害救助法施行細則
------	---------------------------

(5) 被災台帳の作成

- ア 災害が発生したときは、被災状況調査表により調査の上、遅滞なく被災台帳（様式8）を整備する。
- イ 市長は、災害による被災証明書の発行の必要のあるときは、次の要領により行う。
  - (ア) 被害状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書（様式10）を発行する。
  - (イ) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申告により、被災証明書を発行する。
  - (ウ) 仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申告により被災証明書を発行する。

(6) 救助事務の処理方法に関する事項

市長が救助の実施に関し、知事の補助機関として活動する場合、災害救助法が適用された日から救助が完了する日までの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告しなければならない。

また、状況により、報告は電話でもさしつかえない。

- ア 救助実施記録日計票（様式11）
- イ 救助日報（様式12）
- ウ 救助の種類別実施状況の報告

【救助の種類別実施状況】

救 助 の 種 類	報 告 す べ き 事 項	区分
1 避難所の設置	1 避難所の開設の日時 2 開設の場所又は箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み	○
2 応急仮設住宅の供与	1 設置希望戸数 2 対象世帯の状況 3 設置予定場所 4 着工・完工の予定年月日	
3 炊出しその他による食料の給与	1 炊出し場所又は箇所数 2 給食人員数及び給食数 3 炊出し予定期間	○ ○
4 飲料水の供給	1 供給を必要とする人員 2 供給人員 3 供給予定人員	○
5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 主たる品目別給与点数 2 給与世帯数（被害区分別）	○ ○
6 医療及び助産	1 医療を行った人員 2 助産を行った人員	○ ○
7 災害にかかった者の救出	1 行方不明者数 2 救出人員	○
8 災害にかかった住宅の応急修理	1 応急修理を必要とする世帯数 2 応急修理完了世帯数	○
9 生業に必要な資金の貸与	1 貸与を必要とする世帯数	
10 学用品の給与	1 教科書の給与を必要とする児童生徒数 2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童生徒数 3 給与状況（小中学校別人員、給与品目）	○
11 埋葬	1 埋葬数	○
12 遺体の搜索及び遺体の処理	1 搜索を必要とする数 2 遺体処理数	○
13 障害物の除去	1 障害物の除去を必要とする世帯数 2 除去完了世帯数	○

注1 ○印の事項は、毎日の報告に際して、前日までの累計数と当日分の数を報告すること。

2 各救助種類別に、救助に要した費用もできるだけ報告すること。